



朝鮮語の近代化と日本語語彙

著者	熊谷 明泰
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	67
ページ	1-122
発行年	2014-03-31
その他のタイトル	Japanese Lexicon and the Modernization of the Korean Language
URL	http://hdl.handle.net/10112/8418

朝鮮語の近代化と日本語語彙

熊谷明泰

はじめに

本稿は、近代朝鮮語の形成に至大な影響を与えた日本語からの言語干渉に関する一考察である。韓国社会では一般に、朝鮮語に流入した日本語系借用語は植民地時代に朝鮮民族の主体的意思でもって受容されたのではなく、日帝の植民地支配下で他律的に強いられた恥ずべき歴史的産物とみなされている。この認識を支えているのは、近代日本語からの影響を、主に卑語化・俗語化して残存している日本語からの音借語や、一部の訓読漢字語から借用された字音語に矮小化させた議論である。そして、近代日本語からの言語的影響は排斥すべき植民地時代の残滓として認識されてきた一方、近代朝鮮語形成を促進させた日本語からの影響について言及することには、韓国や北朝鮮では研究者たちですら意図的とも思えるほどに消極的である。このため、朝鮮語の大多数の近代語彙やさまざまな言い回しが日本語から借用されたという事実は、今も朝鮮民族の一般民衆が認識するところとなっていない。

こうした偏った認識の蔓延は、とりわけ民族の尊厳を踏みにじった朝鮮総督府による植民地言語支配の歴史に対する屈辱感を背景としている。さらに、これまで経済力などでは日本に後れを取ってきたとはいえ、古代から近代以前まで文化的には常に倭国よりも優れた文化先進国だったという、確かな検証には耐え難い思い込みに支えられた民族的矜持が、近代朝鮮語形成に及ぼした日本語からの影響の決定的役割に目を向けることを妨げてきた。

朝鮮語の近代化は近代日本語との接触を通じ、日本語の近代語彙や近代文体をなぞることによって促進された。それは植民地化以前の時期には、朝鮮民族の自主性のもとで進められたことであって、言語近代化のための基本的な枠組みは、すでに朝鮮開化期に出来上がっていた。

その後、35年間（足掛け36年間）の植民地時代は、「国語」とされた日本語が上位言語（high variety）であり続けたため、政治、行政、司法、科学・技術、軍事、教育などの公的言語領域は基本的に日本語が支配していた。それゆえ、少なくとも1945年以前には、これらの言語領域におけることばの体系は、朝鮮語においては確立していなかった。したがって解放後、急激に進められた朝鮮語モノリンガル社会への移行は、日本語がそれまで担ってきた言語領域をすべて朝鮮語に切り替えることを意味したが、その過程で生じる日本語からの言語干渉は避けがたく、日本語の語彙、構文、言い回し、文体などが朝鮮語の衣をまとって定着していった。例えば、解放後も十数年間にわたって日本の諸法令を「依用」（他国の法律を暫定的に借用）し続けたことにより、韓国の法令文には日本語の言語構造が濃厚に反映されることとなった。このように、植民地時代にもまして、むしろモノリンガル化した解放後の時代にこそ、植民地時代の日本語が朝鮮語に姿を変えて、深く浸透し定着していった。そして、本稿で取り上げた、韓国における「韓英辞典」編纂や火災瓶取締法の立法でも見られるように、現代に至るまで日本語からの言語干渉は絶え間なく続いている。

以下、こうした側面に焦点を合わせ、日本語との言語接触、韓国の法令文における日本語からの言語干渉、現代韓国の出版文化における日本語からの言語干渉などを分析しつつ、朝鮮語の近代化についての考察を行う。

第1章 開化期朝鮮における言語近代化を取り巻く状況

(1) 福澤諭吉の時代と朝鮮

日本では幕末から明治初期の欧米文化受容過程において、漢字を素材と

して近代語彙を造語したり、儒教の経書や仏教の經典にみられる既存の漢語に新たな意味概念を付与したりして近代日本語の語彙体系を充実させ、言文一致の近代文体を確立していったことは、周知の事実である。ただ、亀井孝他編（2007）が指摘しているように、こうした認識には相当な留保が必要である。すなわち、「明治の初期について誇張した幻想をいだきがち」であって、「語彙の面への照明を明治の初期へしぼるとき、急におびただしい数の漢語の濫用がここからはじまったとか、西洋語の翻訳としての、本来的には〈漢語ならざる漢語〉の、このような新鑄が日本語を一方的にここで混乱にみちびいたとか考えるならば、それはたんなる誇張の段階をこえた俗見」であり、「もとより、明治初期の短い時期に漢語がいちじるしく流行したという歴史的事実は認めなければならないが、問題を明治以前における漢語使用との相違ということにしぼっていくと、じつは、それは、もはや精確な回答はだしがたい未踏の課題の領域に帰してしまう」のであり、「維新が、江戸と明治とを画然と隔てるみぞではありえない¹」という指摘は、近代日本語の影響下で近代朝鮮語が成立していった過程を考察する上でも、近代語彙の考察には多くの課題が横たわっていることを示唆している。

このことは朝鮮の開化期における語彙の変容についてもいえることだが、開化期以前の朝鮮では洋学研究が厳禁されていた点が日本と異なる。このため、開化期以前には近代欧米文化を受容するための言語的改編がなされ得なかった。したがって朝鮮語の近代化は日朝修好条規締結（1876年）以後、おもに近代日本語をなぞる形で進められたと言っても過言ではない。

福沢諭吉（1835-1901）は近代欧米文化の受容に大きく貢献した人物の一人である。19歳の時に始めた蘭書研究から、やがて蘭学は欧米文化の受容にとってさほど役立たなくなっていたことを悟って英書研究に移行していった福沢は、英書中の「ダイレクト・タキス」（direct tax）、「インダイレ

1 亀井孝他編（2007：318-319）

クト・タキス」(indirect tax) という語の概念がどうにも把握できなかった頃のことを回顧し、「左れば横濱居留の外国人に聞かんとするも幕府の成規甚だ煩はしく、内外人相互に交通さへ六かしき有様なれば、書生が文事の不審を質問するなど逆も叶はぬこととして、当時吾々読書生の不如意(ままならないさま-引用者註) 推して知る可し」²と、欧米人との接触が極めてむづかしかった鎖国下の幕末における洋学研究の困難さを記している。文久遣欧使節(1862年1月21日～1863年1月30日)に同行した福沢は、それまで英書を読んで、自然科学分野の事物についてはそれなりに理解できていたが、よく理解できなかった政党、弁護士、生命保険、海上保険、郵便事業などの西欧近代文明について、特に詳しく見聞を深めた。福沢は政党の概念を理解するに至った過程を回顧しながら、幕藩体制の下では想像もつかなかった政治的議論の自由を保障した英国の議会制度に対して、なお不可解さを残しつつ、ブルジョア革命を経た新しい世界に驚嘆した思いを次のように書き残している。(なお、本稿で引用するにあたり、本字は新字体に改め、読みやすさを考慮して適宜ルビを振った。歴史的仮名遣いや送り仮名や句読点は、原典通りにするよう心がけた。)

此方の専ら知らんと欲するは従前辞書を調べて詮索の届かざる事柄のみに在りと、先づ大凡の方向を定めて其方に取り掛り、適當の人を見立てて質問を試るに、先方の為めには尋常普通分り切たる事のみにして如何にも馬鹿らしく思ふやうなれども、質問者に於ては至極の難問題のみ。例へば政治上に日本にては三人以上何か内々申合せ致す者を徒党と称し、徒党は曲事たる可しと政府の高札(法度の揭示場)に明記して最も重き禁制なるに、英国には政党なるものありて晴天白日、政權の受授を争ふと云ふ。左れば英国にては処士横議を許して直に時の政法を誹謗するも罪せらるることなきか、斯る乱暴にて一国の治安

2 福澤諭吉(1897)、p.27

を維持するとは不思議千萬、何の事やら少しも分らずとて、夫れより種々様々に不審を起し、一問一答、漸くして同国議院の由来、帝室と議院との関係、輿論の勢力、内閣更迭の習慣等、次第に之を聞くに従て始めて其事実を得たるが如く尚ほ未だ得ざるが如し³。

また、それ以前の蘭学からは医学、薬学、物理学、天文学など自然科学分野の西欧近代文明受容に留まっていたが、福沢は英書研究を通じて、人文・社会科学分野の欧米近代文明にアプローチしていた。遣欧使節団の一員として渡欧した福沢は、ヨーロッパでじかに病院、貧院、盲啞院、癲狂院、博物館、博覧会などに接し、新奇な文化に驚き、その由来や効用を聞くに及んで、これに心酔していた。その感動を、その後日本にやってきた朝鮮人が西欧近代文明に接した時の感銘にたとえ、「其有様は恰も今日朝鮮人が始めて日本に來りて観る毎に聞く毎に驚くの情に異ならず」と西欧文明に感銘する共通した思いを記しつつも、次のように幕末から19世紀末にかけての朝鮮人たちとの相違を指摘した。すなわち、「朝鮮人は唯驚き去る者多けれども、当時の吾々同行の日本人は驚くのみならず、其驚くと共に之を羨み、之を我日本国にも実行せんとの野心は自から禁ず可らず」と、近代西欧文明受容に対する朝鮮人の緊迫感を感じさせない消極的な姿勢との違いを記している。さらに敷衍して、「日本士人の脳は白紙の如し。苟も国の利益と聞けば忽ち心の底に印して其断行に躊躇せず、之を彼の支那朝鮮人等が儒教主義に養はれ恰も自大已惚の虚文を以て脳中縦横に書き散らされたる者に比すれば同年の談に非ず」と、旧来からの儒教体制の桎梏から脱却し得ないまま、言語近代化のための改革が進まない中国や朝鮮の状況を批判している。

筆者がこのように福沢の言説を引用したのは、1876年（日朝修好条規締

3 福澤諭吉（1897）、pp.27-28

結)から1910年(韓国併合)までのいわゆる開化期朝鮮における近代朝鮮語形成過程は、朝鮮人みずからが欧米諸言語を読み込み、現地視察を通じて欧米文化を理解して言語化したのではなく、主に日本で受容された形での欧米文化を通じ、また近代日本語を通じて欧米文化に接していた時代状況が読み取れるからである。

洋学を研究した福沢は、英語「スチーム」(steam)に「汽」という訳語を思いついた当時を振り返って、次のように幕末の1865年当時を回想している。

困却したるは、追ひ追ひ西洋の新事物を輸入するに随^{したがつ}て之を代表する新文字⁴の絶えて無きこと是れなり。初めの中^{うち}は漢書を彼れ是れと乱抽して相当の文字もがなと詮索したれども、到底其甲斐なきも道理なり。元來文字は觀念の符号に過ぎざれば、觀念の形なき所に影の文字を求むるは、恰^{あたか}も雪を知らざる印度人に雪の詩を作らしむるが如く到底無用の沙汰なれば、遂に自から古^{いにしへ}を為し、新日本の新文字を製造したる其数亦尠^{すく}なからず。例へば英語のスチームを従來蒸氣と訳するの例なりしかども、何か一文字に縮めることは叶ふまじきやと思付き、是れと目的はなけれども、蔵書の康熙字典を持出して唯^{ただ}無暗に火扇水扇などの部を搜索する中に、汽と云ふ字を見て、其註に水^{その}の気なりとあり、是れは面白しと独り首肯^{しゅこん}して始めて汽の字を用ひたり。(中略)今日と為^なりては世の中に汽車と云ひ汽船問屋と云ひ、誠に普通の言葉なれども、其本^{そのもと}を尋ぬれば三十二年前余が盲搜^{めくらさが}しに搜し当てたるものを即席の頓智^{まん}に任せて漫に版本^{のほ}に上せたるこそ汽の字の發端なれ⁵。

「コピライト」(copyright)という横文字に「版權」という訳をあてたの

4 新語のこと。

5 福澤諭吉(1897)、pp. 9-10

も自分であると福沢は回想している。「スチーム」や「コピライト」に対応する訳語創出のように、日本ではその「観念」が捉え難かった西欧文化を日本語で表現するこうした地道な努力の積み重ねが、近代語彙を充実させていった。福沢はこうした努力について、「兎に角に日本が旧物破壊、新物輸入の大活劇を演じたるは即ち開国四十年のことにして、其間の筋書きと為り台帳と為り全国民をして自由改進黨の舞台に新様しんよう（新しい様式-引用者註）の舞を舞はしめたるもの多き中に就て、余が著訳書も亦自またおのづからその一部分を占たりと云ふも敢て疾やましからず、余の放言して憚はばからざる所なり⁶」と、あけっぴろげに自負していた。

福沢が初めて渡米したのは、日米修好通商条約（1858年締結）の批准交換のため1860年に派遣された万延元年遣米使節団の一員としてであり、咸臨丸に同乗した通訳は中浜万次郎だった。厳しい身分制が支配した江戸時代に、幕府は貧漁民出身の中浜を旗本として登用し、遣米使節団の通訳として同行させるほど、当時の日本にはアメリカ社会に精通し、英語を流暢に操れる人材が他にはいなかったからである。使節団が訪米している最中、日米修交通商条約締結を推進した井伊直弼が水戸の尊王攘夷派たちによって暗殺されていた。こうしたテロは政治家に向けられただけでなく、幕末から明治初期にかけて洋学者たちも標的とされ、尊王攘夷派を警戒しながら学問を続けるありさまだった。このため、福沢は軒下をわざと高くして家を新築し、刺客が襲ってくるのに備えて、ひそかに床下から抜け出られるように逃げ道を作っていたほどで、また夜は危険なので出歩かなかったという。ここからも、時代精神を切り拓く学問の息吹が読みとれる。

一方、朝鮮王朝は1882年に米韓修好通商条約を締結し、1883年に使節団をアメリカに送った。この頃、英語が満足にできる朝鮮人は誰一人いなかった。駐日米国大使館の命を受け、外国参贊官および顧問（Foreign Secretary and Counsellor）の資格でこの使節団に加わったパーシヴァル・ローウェル（Percival rowell）が個人秘書として採用した日本人宮岡恒次

6 福澤諭吉（1897）、p.3

郎（1865-1943）が英語通訳を担当した。宮岡は英語を日本語に通訳し、日本での留学経験を持つユ・ギルチュン（兪吉濬）やピョン・ス（邊燧）が朝鮮語に二重通訳したという。また、使節団に加わった朝鮮人8人のうち5人は日本語が理解できたという。使節団一行には中国人の英語通訳（呉礼堂）と朝鮮人の中国語通訳（高永喆）も加わり、こちらは英語から中国語、そして中国語から朝鮮語へと二重通訳した。このように当時の朝鮮社会は、中国語や日本語を介した二重通訳や訳本でしか英語と接することができなかった⁷。

日本で欧米文化を反映した近代語彙が大量に創出されていた時期、上でも触れたように朝鮮では西欧語が満足にできる人材は全く育っていなかった。こうした背景のもと、近代欧米文化は主に日本留学経験者と日本語文献を通じて朝鮮に移入されていた。近代日本語を模倣する形で朝鮮語の言語近代化が進められていたのは、上記のような状況ゆえであった。一方、近代以後現代に至るまで、「キムチ、チマ・チョゴリ」など朝鮮固有文化に関わる若干の語彙の流入以外には、朝鮮語は日本語の言語体系に対してなんら影響を及ぼすことはなかった。

(2) 朝鮮語の近代語彙形成における枠組みの成立

日本語が朝鮮語に及ぼした言語干渉（language interference）は、主に植民地時代（1910年-1945年）に生じたというのが、韓国社会における一般的認識となっている。これは日本語からの言語的影響が、「国語（＝日本語）」を唯一の公用語とされ、朝鮮語が俗語（vernacular）の位置に落とし込まれた時代に、朝鮮語の民族性が攪乱されたとする議論と符合するためでもある。

こうした議論の一例として、韓国社会で普遍的に見られる日本語系借用

7 李漢燮「朝鮮の遣米使節団における通訳の問題について—1883年の遣米使節団の例を中心に—」 http://www.princeton.edu/~colcutt/doc/HanSop_Japanese

語に関する言説を紹介したい。ソウル大学国語教育学科教授の職にあった朴甲洙(1984:306-308)は、「生活の中の日本語」(『女性東亜』1982年10月号)という一文において、先ず「楊枝」(요지 jo-ji)、「割りばし」(와리바시 wa-ri-ba-si)、「皿」(사라 sa-ra)、「絞り」(시보리 si-bo-ri)のような日本語からの音借語に関しては、「必ず必要だからとか、威信を高めるために借用しているのではなく、日帝下で学んだことを今日まで捨て得ないで用いているものが大部分」であるとして、除去すべき植民地時代からの言語的影響の残存に過ぎないと主張する。そのうえで、「したがって、日本語(音借語-引用者註)の場合は外来語であるというより、外国語を国語の中で混ぜて用いているもの」であるから、朝鮮民族が主体的に受け入れた「外来語」ではなく、朝鮮語語彙体系に属することのない「外国語」であると強弁している。そして、「他の外来語とは異なり、日本語(音借語-引用者註)は当然私たちの国語から追放されなければならない。しかも、日本語はこの地で「朝鮮語抹殺政策」によって教育されたものではないのか」と主張している。その上、「私たちはかつての政治的植民地という恥辱を拭い、文化民族としての矜持を保つために、一日も早く私たちの国語から日本語を追い出すようにしなければならない」と、日本語からの音借語排斥を民族的プライドに関わる問題として捉えている。

韓国における言語純化主義・漢字使用廃絶の急先鋒と目されるハングル学会で理事長を務めた許雄(1987:60)は、「ことばの雑草」というエッセイで、「純粋な朝鮮語の順調な発展を妨げ、正しい国語を用いる人が気に食わない言葉の‘雑草’の中で、もっとも先に引き抜いてしまいたいものは、日本から渡ってきた漢字語の一部である」と、日本語からの借用語に対する感情を吐露している。そして、「日本帝国主義者たちがこの地を踏みにじっていた36年間に、このような漢字語が日本からたくさん入ってきて、いまだに使われているものが多くあるが、そのなかでも最も耳にしたくなく、いかなる言葉なのかさえ分からないのは日本で訓読みする漢字語である」と、「공차(空車)」(日本語の「あきぐるま」。現代日本語では音読される

「くうしゃ」)、「행선지 (行先地)」（日本語「行き先」の字音語に「지 (地)」が後接された語) など日本語を原語とすることの有標性が高い訓読漢字語をやり玉に挙げて論じている。

このような訓読漢字語からの字音語は、解放後から一貫して語彙醇化の対象として取り上げられ、他の語への置き換えは進んだが、今も数多くの語が用いられている。許雄のこのエッセイは1970年に書かれたもので、ここでは日本語「手続き、武器手入れ、引き下げ、切り下げ、持ち込み」からの字音語「수속 (手續)、무기수입 (武器手入)、인하 (引下)、절하 (切下)、지입 (持入)」もことばの「雑草」の例として取り上げられている。しかし、それから40年以上経った今日でも、これらの語は抜き去られることなく普通に用いられ続けている。

ソウル市内にある大型書店のレシートには、その中ほどに「절취선」という3文字が印字されている。最近、レシートを眺めていてこのことに気付いたのだが、筆者は普段耳にすることのないこの語の意味が即座には理解できなかった。ところが、この朝鮮文字を漢字に置き換えてみて、「切取線」であることがまた即座に理解できたのだ。韓国の読書文化を担う大型書店のレシートであっても、こうした状態にあるのが現実だということである。ちなみに、第6章で取り上げる『分かり易い法令整備基準』では、「절취선 (切取線)」は「자르는 선」《切り離し線》に醇化するように方針が定められてはいる。

さらに、近代では一方的に日本語から言語的影響を受けたが、古代ではこれとは真逆の文化交流関係にあり、なんと「弥生時代から」朝鮮語が一方的に日本語に言語的影響を与え続けたと主張することによって、民族的屈辱感を拭い去ろうとする以下のような言説は、韓国社会で広く見られるものである。

最後に、一つ付記すべきことは、日本語がこのように朝鮮語にたくさん流入しているといって、恥ずかしがることばかりではない。それは

かつて日本の弥生時代以来、私たちは文化的に彼らに影響を及ぼし、日本語に多くの朝鮮語を植え付けてきたからである。だから、自負心を抱いて醇化作業を行うべきだ⁸。

水は高さより低きに流れる。文化も同じだ。過去千余年の間、文化は韓国から日本へ流れて行った。われわれは文化先進国であり、日本は文化後進国であった。百済の王仁を始めとし、われわれ学者と技術者の先覚者がたくさん日本へ渡り「論語」を教え、「千字文」を教え、農法を教え、寺院建築の技術を教え、陶磁器の焼き方を教え、生活の仕方を教えた。韓国は日本文化の恩人である。日本人はこの厳然たる事実を隠蔽抹殺しようとしている。日本の文化が韓国に流出し出したのは、わずか70～80年前からのことだ⁹。

皇国史観に基づく戦前の歴史観に対する反省、および韓国との摩擦を避ける意味でも、日本社会はこうした韓国側からの大雑把な言説に対して異論を唱えることを自制してきた。しかし、歴史認識に関する韓国サイドからの打ち続く日本批判を不合理なものとして止める世論が日本社会に拡散している今日、こうした自制は急速に崩れつつある。近代以前は朝鮮文化が日本文化より質的に優れていたという粗雑な議論は、詳細な歴史的検証に堪えうるものではない。エスノセントリズム的色彩を帯びた韓国の言語文化論は、韓国人自身の包括的な自己認識を妨げている。

朝鮮語の外来語彙の多くは、日本語と同じく漢字語彙である。韓国では、中国の漢語から借用された語彙は「必要だから借用したものであり、長い歳月にわたって用いてくるなかで朝鮮語として定着したので、準国語と考

8 朴甲洙 (1984 : 308)

9 「東亜日報」1982年9月6日付『韓国が「反日」をやめる日は来るのか』（鄭大均、新人物往来社、2012）より再引用。

えられる¹⁰⁾として民族感情の面からも受容し、日本語からの音借語に対して示されるような拒絶感をかき立てることはない。ただ、朝鮮語語彙体系が過多の漢字語彙によって構成されているとみなし、これに対して中国・漢民族に対する事大主義の歴史的産物であると否定的評価が下され、言語醇化運動を通じて語彙改革が図られてきた。

しかし、近代日本語から借用された漢字語彙については、その実態もあまり究明されておらず、朴甲洙（1984）は「私たちの祖国が近代化しなければならない時であっただけに、私たちの近代語に及ぼした影響は非常に深刻だった。したがって、国語に及ぼした日本語的要素は究明することが困難であるだけでなく、これを受容するか否かについては複雑な問題が伴う。（中略）日本の漢字語は外来語という意識を伴わずに国語に受容されたものである。前で言及したように、日帝36年間は私たちが近代化しなければならない時期であったために、私たちの学術・文化語はほとんど日本製の漢字語で占められている¹¹⁾」として、近代日本語をモデルにして朝鮮語の近代化が成し遂げられたことを認めつつも、「日本語的要素」を借用したことに対する苦々しい思いが語られる。

ところで、ここで述べられていない重要な点は、近代日本語語彙の借用が「日帝36年間」に始まったことではなく、それ以前の朝鮮開化期において、朝鮮の知識階層によって自主的かつ本格的に進行していたことである。更には、植民地支配から解放された後、政治、行政、司法、科学・技術、軍事、教育等の分野で、かつて公用語としての日本語が担っていた役割が全て朝鮮語に移行することになった朝鮮社会のモノリンガル化過程で、日本語を丸ごとトレースするかのようにして日本語の近代語彙や日本語式構文などを取り込みながら、日本語の影をより濃密にしてきた点である。

近代日本語から借用された漢字語彙には、その原語が訓読漢字語のもの

10 朴甲洙（1984：309）

11 朴甲洙（1984：309）

と音読漢字語のものがある。「下請」(하청 ha-ŋʌŋ)、「差入」(차입 ʧʌ-ip)のように、訓読漢字語を朝鮮漢字音で字音化して借用された語彙は、他の漢字語彙に比べて日本語が原語であることをにおわせる有標性が高い。それゆえ、「倭色(日本語的要素)」を排斥する醇化運動の標的になりやすい反面、音読漢字語からの借用語彙は醇化運動の対象になりにくい。言語醇化運動における訓読漢字語と音読漢字語に対するこうした取り扱いの温度差は、排斥対象となる「日本語的」語彙の認定を極小化させ、言語醇化運動が近代朝鮮語語彙体系の根底を揺さぶりかねない議論に落ち込むことを回避させてきた。

このため近代文明を体現した音読漢字語からの借用語ではなく、日常生活領域や職人用語の領域に関連した日本語からの音借語や、訓読漢字語(和語)を字音化して借用した字音語が朝鮮語醇化運動の主要なターゲットとされてきた。その結果、日本語からの音借語の多くは朝鮮語辞典の見出し語にも登録されず、他の語種にくらべ俗語化・卑語化する傾向が顕著に見られる。また、原語は同じでも字音化した場合は標準語として用いられる一方、音借されたままの語は卑俗語として排斥対象になっている例が散見される。ここに、「倭語排斥」の象徴的な姿を見ることができる。たとえば、日本語「新品」のばあい、字音語「신품」(sin-pum)は「未使用の品物」という意味で標準語として用いられているが、音借語「신뵘」(sin-ʔpin)は卑俗語化して「生娘、新入社員、新入生」の意味で用いられる。なお、これに関連していえば、日本語「新しい」を原語とする音借語「아다라시」(a-da-ra-si)、およびその後略語「아다」(a-da)は、「きむすめ」を指す卑俗語として命脈を維持し、非公式の会話場面で用いられている。さらに、「新品」と同様、日本語「漫画」、「付録」の場合、字音語「만화」(ma-nwa)は「漫画」、「早稲」(pu-rok)は「付録」の意味で標準語として用いられているが、音借語は卑俗語化して、「망가」(man-ga)は「いかさま、インチキ」、「후로꾸」(hu-ro-ʔku)は「我流、まぐれ当たり」といった意味で用いられているのである。

日本語から入った音借語の卑俗語化は、日本語が低俗で、猥褻で、粗暴な文化を朝鮮にもたらしたという否定的認識を広めることとなり、これを言語醇化運動の主要なターゲットとすることによって日本の大衆文化は低俗なものだとする認識を韓国社会に広める役割も担ってきた。このような大衆文化としての日本語・日本文化を見下す偏向した風潮は、韓国人のエスノセントリズムを充電させることに役立ってきた。これに伴って、日本語からの圧倒的な影響のもとで近代朝鮮語が成立してきた過程と、朝鮮語言語体系を総体的、かつ客観的に認識できない状況を生み出している。

北朝鮮においては文献で見る限り、朝鮮語に入った日本語語彙は音借語、日本式漢字語、外来語であるとして、その影響は否定的にのみ議論されている。音借語を「日本語の残りかす」(일본말찌꺼기)として排斥する議論は韓国と変わらない。「日本式漢字語」については、「日本で日本語を漢字で書いたものを、私たちがその漢字に依拠して私たちの方式で読む漢字語¹²⁾」だとして、訓読漢字語からの字音語のみを指している。そして、「このようなことばは日本帝国主義者たちがわが国を占領し、わが国人民に無理やり浸透させた呪わしいことばで、私たちが後の世代にそのまま譲り渡すことができないもの¹³⁾」であり、「半世紀近くわたる日帝植民地統治期に日帝の悪辣な朝鮮語抹殺政策、日本語の強制的使用策動によって、朝鮮語には日本語(音借語-引用者註)、日本式漢字語がたくさん流入した¹⁴⁾」として排斥対象としている。「外来語」については、「日帝がいわゆる‘西欧文明’とともに受容したさまざまな外来語も、日本語を橋として少なからず朝鮮語に流入した」とし、「これらの要素は朝鮮語の純潔性を蹂躪し、朝鮮語の民族的特性も濁らせた¹⁵⁾」と主張している。「いわゆる‘西欧文明’」と但し書きしているのは、西欧ブルジョア文明をそのまま是認しない姿勢、及び朝鮮

12 리익선編 (1974)、p.7

13 同上

14 同上

15 정순기他 (2005)、p.112

民族が自ら西欧文明との接触において受容したものではなく、いわば日本化された亜流の西欧文明であるとの認識を示したものと思われる。

ところで、近代欧米文化を受容する過程で日本で形成された漢字語彙からの音読語については、その借用を認めつつも、次のように日帝の支配下で朝鮮語の独自の発展を阻害したと見なしている。

日本帝国主義者たちは、実に朝鮮人をこの上もなく過酷に抑圧し搾取した。政治ではいうまでもなく、経済、科学、技術、教育、文化のすべての分野で朝鮮人は残酷な弾圧を受けた。そうして、これは朝鮮語語彙の発展にもおきな害毒を及ぼした。特に、高い表現力を持つ語彙の発展や、科学・技術部門で用いられる学術用語の発展や、現代的な高度の技術を必要とする生産現場で用いられる職業語彙の発展などにおいては、その害毒はより大きかった。日本帝国主義者たちは、資本主義期の低い水準の科学と技術すらも、これを朝鮮語で研究することも教育することもできなくさせ、生産に導入することもできないようにした。こうした学術用語と職業用語が朝鮮語として独自の発展しうる道は完全に閉ざされていたのである¹⁶。

借用語が他律的に形成されたというこうした議論の帰結として、朝鮮語としての独自性を確立する課題が浮上する。北朝鮮においても、朝鮮語として分かりにくい語彙、難解な語彙の醇化が進められてきたが、字音語の大部分は朝鮮語の語彙体系に深く定着して改編が容易でないため、「音借語、日本式漢字語、外来語」とは異なる次元での取扱い、すなわち排斥を大前提とした語彙とはみなされない点は、韓国の場合と変わらない。

ところで、近代語彙形成の枠組みはすでに開化期にほぼ出来上がってい

16 리익선編 (1974), p.5

た。朴英燮は20世紀初頭の新小説である李仁植「血の涙」(1906年)・「銀世界」(1908年)、李海朝「自由鐘」(1910年)、崔瓊植「秋月色」(1912年)など40の作品を対象にして語彙調査を行なって語彙資料集『開化期國語語彙資料集』(1992)を上梓したが、この調査では1,064語の「新語(新用語)」と137語(このうち、国名・地名・人名を除けば47語)の「借用語」を採集している。ここでいう「新語(新用語)」とは、その多くが近代文明を反映した漢字語彙のことであり、「借用語」とは諸外国語からの音借語である。

朴英燮(1992:193、271)は、雑誌類や教科書は読者層が限定されているのとは異なり、新小説は一般により広い層の人々によって読まれたものであるだけに、作品にあらわれる「新語(新用語)」は、より広い層の人々に理解されたものだったとしている。また、「新用語」の大部分は政治社会的変革を反映した「新知識」に関連したもので、主に専門的術語と学術用語が主流をなしているのが特徴であると指摘している。朴英燮(1992:202-219)が「科学・文化」として分類した307語の「新用語」の中から、日本語語彙からの字音語(漢字表記はそのままで、発音のみ朝鮮漢字音に変えた借用語)を取り出してみると、少なくともおおよそ以下のような広範囲に及ぶ日本語語彙が、すでに20世紀初頭には朝鮮語で字音化して借用されていたことがわかる¹⁷。

間接、感覚、感覺性、激動、経済学、空気、科学、関係、官報、鈎物、光線、交渉、交換、帰納法、極東、記念、記念式、基礎、螺旋、農学、脳髓、能力、団体、読本、動脈管、目的、目的地、文明国、文法、物理、物理学、物質、未開時代、美術、博覧会、反動力、反響、発刊、妨害物、白人種、服装、本能、北緯、分析、批評、思想、写真、社会、哲学、酸素、三角形、商学、生理学、生物、生存競争、説明、速力、

17 日本語からの借用語を抽出するに際しては、佐藤亨(2007)、高明凱・劉正埏(1988)を参考にした。調査を進めれば、実際には更に多くの日本語からの借用語を抽出しうらと思われる。

手術、水蒸気、市街、神経脈、新聞、実行、実験、心理、野蛮国、様式、語学、演劇、演壇、演説、演説会、熱帯、熱帯地方、染色、英語、温帯地方、温度、外国語、運動、運動会、原理、原理的、衛生、衛生上、衛生学、危険物、有識、流行病、医学士、医学協会、理由、人格、人種、雑誌、赤十字、赤十字旗、赤十字社、全世界、絶対、絶対的、静脈管、製作物、組織、注射、重量、主権、地理学、進化、質問、天然痘、哲学、体操、撮影、出版、趣旨書、測候所、楕円形、討論会、編輯、編輯局、行動、行為、現象、現況、会社、黒人種

この語彙リストは、朝鮮開化期における日本語からの借用語彙のごく一部分を示しているに過ぎない。近代日本語を丸ごとトレースでもするかのごとき日本語彙からの借用の様相は、すでに植民地期以前において、朝鮮語近代化のパターンがすっかり出来上がっていたことを示すものである。開化期におけるこうした状況は、朝鮮語に対する日本語からの語彙干渉が決して植民地支配によって他律的に引き起こされただけではなかったことを示唆しているのである。

また、「感覚性、経済学、帰納法、記念式、動脈管、目的地、文明国、反動力、妨害物、三角形、原理的、衛生上、楕円形」のような接尾辞による派生語や、「全世界」のような接頭辞による派生語の借用がみられ、すでに当時において、こうした日本語式の接辞派生法が朝鮮語の中に流入し定着していたことを伺わせる。朴英燮（1992：259、272）は新小説に登場する接辞による派生語を、以下のように整理して提示している。

- 家（実業家、政治家、事業家）
- 的（絶対的、現世的、社交的）
- 上（経済上、歴史上、地理学上、事実上、応用上、生活上、社交上）
- 会（運動会、演説会、演奏会、婦人会、同窓会、歓迎会）
- 所（代書所、組合所、製鉄所、休憩所、裁縫所）

-手 (看護手、選手、電報手、機関手、掌車手)

-局 (郵便局、電信局、編輯局、通信局)

洋- (洋服、洋屋、洋服号、洋襪)

朴英燮 (1992: 271-272) は、日本語における接辞派生法が朝鮮語の中に定着していったことについて、「今日多くの漢字語を造語するうえで、大きな貢献をした」と、肯定的な評価を下している。しかしながら、朴英燮 (1992) は上に示したように多数の日本語漢字語彙からの字音語を含んでいるにもかかわらず、これらを「借用語」としてではなく単に「新語 (新用語)」として分類する一方、下記の音借語だけを日本語からの「借用語」として分類している。なお、参考まで [] 内にカタカナで朝鮮文字の発音を示しておいた。

구스・굿스・구두・구드 [クス、クッス・クドゥ・クドゥ] 《靴》、쓰메에리 [スメエリ] 《詰襟》、다까보시¹⁸ [タカボシ] 《高帽子》、삐시¹⁹ [ボシ] 《帽子》、히가마 [ヒガマ (ハガマ)]²⁰ 《袴》、몫지・모찌 [モッチ・モチ] 《餅》、곡보 [コッポ]、직구> [チック] 《チック》、남비 [ナムビ] 《鍋》、다다미 [タダミ] 《畳》、구루마 [クルマ] 《車》、닥산 [タクサン] 《たくさん》、삐가²¹ [バガ] 《馬鹿》、사구라 [サグラ] 《桜》、소절수 [ソジョルス] 《小切手》、아게마끼²² [アゲマキ] 《揚卷、髪型の一種》、아망위 [アマンウイ] 《雨具、「虎の威を借りること」の意味で用いられた》

18 かのㅍはㅍと表記されているが、印刷の都合上ㅍで表記した。

19 ㅍ의ㅍはㅍと表記されているが、印刷の都合上ㅍで表記した。

20 히가마は「はかま」の転写히가마の誤植と思われる。

21 ㅍ의ㅍはㅍと表記されているが、印刷の都合上ㅍで表記した。

22 ㅍ의ㅍはㅍと表記されているが、印刷の都合上ㅍで表記した。

「靴」はかつて複数の音形で借用されていたが、後に구두 [クドゥ] に語形が定まった。구두 [クドゥ] は「革靴」を指す語で、日本語「クツ」とともに朝鮮社会に流入した。「革靴」の意味だけで借用されたのは、履物一般を指す朝鮮語신 [シン]、신발 [シンバル] という語があるにも拘らず、「革靴」の新奇さゆえのことと思われ、借用語形成において原語の意味の一部だけが借用される意味の縮小を引き起こす現象の一例である。朝鮮漢字音によって発音・表記が安定する日本語からの字音語とは異なり、日本語からの音借語では、音韻体系の相違によって一つの語に幾通りかの発音・朝鮮文字表記が存在する場合が数多くみられる。また、日本語から借用された音借語のほとんどが口頭語としてのみ用いられて、辞書にも採録されない語が大部分である。更に、開化期の音借語「雨具」のように、俗語化・卑語化して用いられることが多い。訓読漢字語からの字音語소절수 [ソジョルス] 《小切手》は日本語起源の語としての有標性が高く、醇化の対象とされて今日では어음という朝鮮語に置き換えられている。

単語のほか、「なんですか」、「さようなら」、「おいでませんか」、「よろしい」が新小説の文中で日本語音のまま朝鮮文字で転写されて用いられた例が採集されているが、これは口頭語における日本語習得が進みつつあった時代背景を反映した現象として捉えることができる。おそらく、こうした片言日本語は、当時にあっては近代のかおりを漂わせていたに違いない。

日本語からの音借語は、上掲の例を見てもわかるように新小説が書かれた20世紀初頭には多くなかった。しかし、植民地下の1920年代以後になると増え始め、とりわけ「国語全解・国語常用」運動が強く推進された1942年以後は、意図的に日本語語彙を日本語発音のまま朝鮮語の中に無制限に混入させて朝鮮語の体系性を引き裂く日朝混合語 (mixed language) の造成が図られ、朝鮮総督府は朝鮮民衆に対して、日本語語彙を日本語音のまま無制限に朝鮮語の中に混用させる施策を強要した。このことを通じて、将来的には朝鮮を日本語単一社会にシフトさせようとする言語同化政策が展開された。これは、絶対主義天皇制イデオロギーに基づく「内鮮一体化」、

「皇国臣民化」政策の遂行下で、朝鮮語と日本語のそれぞれ独自の言語体系の境界を蹂躪するファナティックな言語施策を朝鮮民衆に強要するものだった。こうした朝鮮語無用論ともいえる植民地言語「政策」は、大量の日本語語彙が朝鮮語に混入することを促した。

ここで特に指摘しておきたいことは、朝鮮語を話すとき日本語を意図的に混用するよう朝鮮民衆に強要した朝鮮総督府の言語政策の下では、朝鮮語に混用された日本語語彙のなかには「借用語」とみなすことに困難が伴う語が多く、これらの語彙については当時の言語状況下では、前で触れた「外来語」ではなく「外国語」とする論を適用することが可能であるということである。ヴァインライヒ (Uriel Weinreich) の言う「その場限りの借用」(nonce borrowing) が頻発していたからである。とはいえ、解放後数十年を経た現代において、朝鮮語で用いられている日本語を原語とする音借語や字音語を「外来語」ではなく「外国語」とする見解は当を得ていない。たとえ、こうした音借語や字音語が形成された歴史的過程が朝鮮総督府の政策に基づく他律的なものであったとしても、モノリンガル化した朝鮮語社会でなお用い続けられている以上、すでに「借用語」として形成されたものと認めざるを得ない。民族主義的な願望を基準に語彙の分類を行うことは、合理的ではない。

再び、開化期の語彙のことに話を戻すが、朴英燮 (1992) では、「カバン、ゴム、クリーム、ランプ、羅紗、背広、ポケット、フロックコート」などが「西欧系」の借用語として分類されている。「背広」の語源については未だ不明な点が多いが、これ以外の語は原語をたどれば、もともと西欧語ではあっても、日本語で借用語として形成された後に朝鮮語に借用されたのであって、音形・語義も日本語のものを受け継いでいる。このことから、韓国社会で日本語からの言語干渉の影響を過小評価しようとする姿勢がここにも反映されていると言える。このような借用語の分類法は、韓国で一般的に見られる。日本語からの語彙干渉を日本語からの音借語、及び訓読漢字語が字音化して借用された字音語に限定して取り上げることによ

って、日本語からの語彙干渉を著しく極小化するものである。日本語からの語彙干渉については、未だ朝鮮語語彙体系全体にわたる詳細な研究はなされていないが、字音語を含めると、実際には少なく見積もっても、朝鮮語の近代語彙のおそらく90パーセント前後は日本語語彙からの借用であると考えられる。日本の植民地支配のもとで受けた民族的屈辱を忘れない韓国の民族感情と、これと相伴って発生した偏狭な言語ナショナリズムが、朝鮮語語彙体系の客観的な分析を忌避させる弊害が、学術面にも及んでいると指摘せざるを得ない。

第2章 『THE NEW WORLD 韓英大辞典』編纂に見る 日本語からの言語干渉

開化期以後、朝鮮社会は日本語を主要な窓口にして欧米の近代文明を言語化していった。植民地時代は知識層のほとんどが日本語と朝鮮語の併用者であったため、朝鮮語は日常的にも日本語からの言語干渉を一方的に受け続けてきたのであり、現代に至るまで、この一方性の構図には全く変わりが無い。

残存する文献資料を用いた膨大な通時的研究なくしては、果たして朝鮮語のどの部分が日本語からの言語干渉を受けたのかを実証するのは容易なことではない。文献資料についていえば、当代語を朝鮮文字で記録した文献は日本語文献に比べて量的にも遥かに少なく、時期的にも、朝鮮文字の創製によって初めて朝鮮語のシンタクスに基づき、朝鮮語固有の語彙も交えて文が書けるようになったのが15世紀中葉からであった点も、日朝両言語の総合的な対照研究を困難にしている。

日本語からの言語干渉に関する総合的研究は、このように相当な困難を伴い、また朝鮮語総体を研究対象とする時、日本語からの言語干渉が一般に想像されている以上に広範に生起してきたことが明らかになると予想される。このため、朝鮮民族の民族感情は、日本語からの言語干渉に関する総合的研究に取り組む心理的な準備を整えさせない状況を生み出している

ようにも思われる。

ところで、近年の「韓流ブーム」や渡韓者数の増加は、大衆レベルで朝鮮語・朝鮮文化に馴染む状況を生み出したが、朝鮮語が日本語に及ぼす顕著な影響は未だ見られない。「韓流ブーム」は西欧文化に対して抱かれる「あこがれ」とは質を異にした形での韓国大衆文化への接触に限定されたもので、従来からの日朝間の言語的影響関係の一方方向性に変化を及ぼす要因とはなっていない。

前述したように、日本語からの言語干渉による朝鮮語における語彙の変容、語義の変容、コロケーションの形成のどれをとってみても、その多くの場合、日本語からの言語干渉によるものである可能性が高いながらも、断言しうるだけの研究が未だなされていない。

近代日本語からの言語的影響は語彙に限られない。宋敏(1979:55)は、たとえば「頭」を用いた日本語コロケーションが朝鮮語に逐語訳されて成立した、朝鮮語「머리」を用いたコロケーションの例として、以下のものを例示している。

頭が上がらない→머리가 올라가지 않는다、頭が悪い/いい→머리가 나쁘다/좋다、頭が痛い→머리가 아프다、頭が重い→머리가 무겁다、頭を上げる/下げる→머리를 들다/숙이다、頭を搔く→머리를 긁다、頭を絞る→머리를 짜다、頭を横に振る→머리를 옆으로 흔들다、頭を使う→머리를 쓰다

上例のうち、「頭を上げる/下げる→머리를 들다/숙이다」は「고개를 들다/숙이다」という表現があるにもかかわらず、日本語の干渉を受けてできた表現であると見なされている。これと同様に、「頭を横に振る→머리를 옆으로 흔들다」も「고개」(うなじ、襟首、頭)という語を用いた「고개를 가로 져다」(首を横に振る)という表現があるにもかかわらず、日本語の干渉を受けてできた表現であると見なされている。これらは日本語

「頭」を「머리」と直訳したために形成されたコロケーションである。

「頭」を用いた日本語コロケーションの翻訳借用から生じた朝鮮語コロケーションには、上で宋敏（1979：55）が指摘した例のほかにも、朝鮮語での逐語訳によって翻訳借用された可能性が排除できない「머리」を用いたコロケーションが、数多く見出される。

ここで、その一例として『THE NEW WORLD 韓英大辞典』（時事英語社、ソウル）と『新和英大辞典』（研究社、東京）に見られる朝鮮語「머리」《頭・髪》と日本語「頭」、「髪」に関するコロケーションについて、考察したい。

『THE NEW WORLD 韓英大辞典』は韓国では最初の本格的な朝英辞典として、1979年に第1版が刊行された。その序文（「この辞典を出版するに当たって」）では、「15年間心血を注いで編纂」されたこの辞典は、「朝鮮民族の言語遺産を全て英語に訳し、また英語で表現している点で壮大な事業だと言え、互いに異なる二つの言語圏の間に大きな橋を架ける難工事でもありました。一言でいえば、この辞典編纂は朝鮮語大辞典をそのまま英語に訳す膨大な文化事業である」と最大限の美辞麗句を並べて自画自賛している。さらに、「朝鮮語の単語や表現の一つ一つに至るまで、丹念に最も英語らしい英語に訳すように努めた」、「ひとつの語彙に対してさまざまな表現とニュアンス、活用例文を豊富に載せ、実用性の高い辞典にした」と、いかにも朝鮮語の語義、意味ニュアンスの細部にわたって、これに対応する英語表現を綿密に考察して記述したかのように謳っている。そして、「朝鮮語を母国語とするわが国の人々が英作文をするとき、英語的思考方式で立派な英文が書ける道案内となるよう、さまざまに配慮した」と、朝鮮語話者にとっての有用性を主張している。

しかしその実態はと言えば、まったく異なるものである。この『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の大部分は『新和英大辞典』（研究社）からまるごと写されたものである。つまり、『新和英大辞典』の日本語の部分を朝鮮語に翻訳し、英語の部分は『新和英大辞典』の記述をまるごと写したう

えで、見出し語を朝鮮語の配列順に並べ替えて編纂されているのである。したがって、序文でいうところの「朝鮮語大辞典を英語に訳す膨大な文化事業」、「丹念に最も英語らしい英語に訳すように努めた」ものなどでは決してない。この「編纂」作業の過程で、『新和英大辞典』に記述された英語の部分を書き取る際、これを再検討した痕跡すらもほとんど見られない。ただ日本語で書かれた語義や例文の部分を朝鮮語に訳しただけだと言っても過言ではない。したがって、皮肉なことにも『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の「編纂」作業において最も大きな役割を果たしたのは、『新和英大辞典』の日本語を朝鮮語にうまく翻訳できる人材ではなかったかと推測されるのである。そもそも日本語と朝鮮語は異なる言語社会の思考様式やさまざまな文化を反映しているため、互いに社会的・文化的に異なる文脈での用例が記述されるはずである。しかし、朝英辞典の朝鮮語用例が日本語用例からの訳文で埋め尽くされることによって、朝鮮語文化の独自性が考慮されないだけでなく、無意識のうちに、朝鮮語ナショナリズムに反する日本語からの言語干渉を定着させていくことに手を貸す結果をもたらした。その一方で、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』と『新和英大辞典』を並べると、朝鮮語と日本語の用例が最も類似した朝日辞典もしくは日朝辞典として活用できるという副産物を生み出したといえる。

序文では更に、「朝鮮語のあらゆる表現を英語らしい英語に訳す、実に創作と変わるところなき編纂作業」だったと、まったく事実と反する御託を並べている。また、「朝鮮語はもちろんのこと、英語を自由自在に駆使でき、辞典編纂の専門知識を有する斯界の権威者たちの知識と経験に基づく、時代が求める最も完璧な韓英辞典」だとしたうえで、「この大辞典はわが国に英語が入ってきた開化期以来、聖書翻訳に次ぐ大事業だった」、「この“韓英大辞典”編纂以後、長期にわたって再びこのような大辞典は現れ難いだろうとの誇りを持ち」などと臆面もなく書き連ねている。仮にも韓国ではもっとも著名な英語学習書関連の出版社が、日本で編纂された『新和英大辞典』を丸ごと剽窃したのみならず、その業績の歴史的意義まで掠め取る

うとするが如き偽言は、『新和英大辞典』の編集・刊行に関与した人々を愚弄するものであり、学术界で最も恥すべき背徳行為である。そして何よりも、韓国人の民族的矜持のあり方に疑念を抱かせる行為である。この辞書は絶版になって然るべきものだが、2004年に「YMS時事」出版社から『時事ELITE 韓英大辞典』の書名で重刷版として、より重厚な判型の体裁で刊行された。その序文は、「実に世界的水準の韓英大辞典」であり、「現代朝鮮語の全貌を如実に反映」しており、「このような大辞典編纂以後、このような大辞典が刊行されるのは困難であろうという誇りを持って」刊行したと豪語しているが、これらのことばを真に受けるなら、現代朝鮮語は日本語の焼き直しに過ぎないと言っていると理解するしかない。

こうした韓国の「出版文化」は何もことばの辞典類に限られたものではなく、百科事典、学習参考書、文学作品の翻訳など、幅広い出版分野において見られ、著作権を侵害するコピー本の流通と共に、未だ克服されていない韓国社会の悪弊である。

実は、本稿の趣旨はこのことを述べるのではなく、こうした出版文化、言語文化が朝鮮語に及ぼしてきた、日本語からの影響を明らかにすることである。

下の対照表で示したように、「頭」に該当する『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の「머리」の項と『新和英大辞典』の「atama 頭」の項の語義分類は、語義1から語義6まで、その語釈も配列順も全く同じであり、『新和英大辞典』を写したものとしか判断できない。なお、参考まで《 》内に、原本にはない日本語訳を付した。『新和英大辞典』では、更に語義7「はれ物の」、および語義8「転義」が記述され、12の用例が載せられている。この12の用例のうちの3つが、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』では語義1の項に朝鮮語に翻訳して載せられている。

次に、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の語義1「두부 (頭部)」の

表1 「머리」 と「atama (頭)」 の語義分類対照表

「머리」 (『THE NEW WORLD 韓英大辞典』再版、時事英語社、1985年)	「atama (頭)」 (『新和英大辞典』第4版、三省堂、1974年)
1 두부 (頭部) 《頭部》	1 頭部
2 머리털 《頭髮》	2 頭髮
3 두뇌 《頭腦》	3 頭腦
4 고려 《考慮》; 생각 《考え》; 견해 《見方》	4 考慮; 考え; 見方
5 수령 《首領》	5 首領
6 끝 《末端》; 첨단 《尖端》; 최초 《最初》	6 末端; 尖端; 最初

用例、およびそれぞれの朝鮮語用例に付された英語訳のすべてを取り上げ、これらに対応する日本語用例を『新和英大辞典』の「atama 頭」および「kubi 首・頸」の項から探し出して、以下に示す対照表を作成してみた。なお、対照しやすくするため、適宜改行を施して示した。また、『新和英大辞典』に関しては、その用例に用いられた見出し語と同じ語を示す略号「～」を、すべて見出し語の形に置き換えて表示した。

表2 『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の見出し語「머리」の語義1に掲載された用例と、『新和英辞典』に掲載された用例の対照表

『THE NEW WORLD 韓英大辞典』再版、時事英語社、1985年	『新和英大辞典』第4版、三省堂、1974年
머리 名 1 [두부 (頭部)] the head; <u>the poll</u> (특히 머리가 난 부분)	atama 頭 n.1 [頭部] the head;
《口語》the noddle; 《米口語》the dome; 《米口語》the noggin; 《俗》the pate; 《俗》one's block;	《口語》the noddle; 《米口語》the dome; 《米口語》the noggin; 《俗》the pate; 《俗》one's block;

<p>《米俗》one's noodle; [정수리] the crown (of a head) . ¶ ~에서 발끝까지 훑어보다 eye [survey] 《a person》from crown to toe. [from top to bottom] ;measure 《a person》 with one's eye.</p> <p>¶ ~끝에서 발끝까지 from the crown of the head to the tip of the toes;from head to foot;from top to toe.</p> <p>¶ ~ 뒤에 손을 대고 《yawn》 with one' s hand behind one's head.</p> <p>¶ ~ 위쪽에 벗겨진 데가 있다 have a bald patch on the top of one's head</p> <p>[머리가] ~가 아프다 have a headache [《口語》head] .</p> <p>¶ ~가 지끈지끈 아프다 be racked with a headache;have a splitting headache.</p> <p>¶ ~가 빙빙 돌다 feel dizzy [giddy] ; have a giddy head.</p> <p>¶ ~가 무겁다 feel heavy in the head.</p> <p>¶ ~가 큰 macrocephalous 《person, idiot》.</p> <p>¶ ~를 들다 raise [lift up] one's head. * 「고개」의項に「고개를 들다 raise one's head ; hold up one's head [체면 을 세우다] save one's face」[정색하다] keep a straight face」が載せられている。</p>	<p>《米俗》one's noodle; [脳天] the crown (of a head) . ¶ あたまから爪先まで見る eye [survey] 《a person》from crown to toe [from top to bottom] ;measure 《a person》 with one's eye.</p> <p>¶ あたまのてっぺんから足の爪先まで from the crown of the head to the tip of the toes;from head to foot;from top to toe.</p> <p>¶ あたまのうしろに手を組んで 《yawn》 with one's hand behind one's head.</p> <p>* 『新和英大辞典』には対応する記述が 見られない。</p> <p>[頭が] あたまが痛い have a headache [《口語》head] .</p> <p>¶ あたまががんがんする be racked with a headache;have a splitting headache.</p> <p>¶ あたまがぐらぐらする [ふらつく] feel dizzy [giddy] ; have a giddy head.</p> <p>¶ あたまが重い feel heavy in the head.</p> <p>* 『新和英大辞典』には該当する記述が みられない。</p> <p>¶ あたまを上げる raise [lift up] one's head.</p>
---	---

¶ ~를 수그리다 bow [lower] one's head; hang (down) one's head; put [get] one's head down.

¶ 공손히~를 수그리고 with a humble [low,deep] bow.

¶ ~를 숙이고 부탁하다 stoop to ask; beg

¶ ~를 늘어뜨리고 with one's head drooping [down]; 《stand》 with bowed head.

* 「고개」의項に「고개를 늘어뜨리고 with one's head down」が記載されている。

¶ ~를 부딪치다 butt heads with 《another》

¶ 양손으로~를 감싸다 bury [hold] one's head in one's hands [arms]

¶ ~를 맞대고 의논하다 lay [put] 《their》 heads together; 《口語》 go into a huddle; huddle together.

¶ 창에서~를 내밀다 stick [poke] one's head out of a window; lean out of the window.

¶ ~를 가우똥하다 incline one's head 《as if in doubt》; look doubtful; put one's head on one side.

¶ ~를 쓰다듬다 pat 《a person》 on the head; stroke a person's head.

¶ あたまを下げ(垂れ)る bow [lower] one's head; hang (down) one's head; put [get] one's head down.

¶ 丁寧にあたまを下げて with a humble [low,deep] bow.

¶ あたまを下げて頼む stoop to ask; beg

¶ あたまを垂れて with one's head drooping [down]; 《stand》 with bowed head.

¶ あたまをぶつつけこする butt heads with 《another》

¶ 両手であたまをかかえる bury [hold] one's head in one's hands [arms]

(*日本語では『新和英大辞典』の「hiza ひざ」の項の用例「膝を突き合わせて相談する」に相当し、consult together と英語訳が付されている。)

¶ 窓からくびを出す stick [poke] one's head out of a window; lean out of the window. [[kubi 首・頸] の項の記載]

¶ くびをかしげる [ひねる] incline one's head 《as if in doubt》; look doubtful; put one's head on one side. [[kubi 首・頸] の項の記載]

¶ あたまをなでる pat 《a person》 on the head; stroke 《a person's》 head.

<p>㉮ ~를 긁다 scratch one's head 《생각하는 제스처》</p>	<p>㉮ あたまをかく scratch one's head (考えるジェスチャー).</p>
<p>㉮ ~를 (가로) 젓다 shake one's head (negatively,in denial) ; refuse ; say "no" ;turn down 《a request》. * 「고개」の項に「고개를 가로 젓다 shake one's head ;shake one's head no [in denial]」が記載されている。</p>	<p>㉮ あたまを (横に) 振る shake one's head. ㉮ くびを横に振る shake one's head (negatively,in denial) ; refuse ; say "no" ;turn down 《a request》. [[「kubi 首・頸」の項の記載]</p>
<p>㉮ ~를 (세로) 끄덕이다 nod (one's head) ; assent ; give one's consent 《to》 ; nod assent ; say "yes" * 「고개」の項に「고개를 끄덕이다 [찬성하다] nod (one's) approval [assent,agreement, "yes"] 《to》 nod in assent」が記載されている。</p>	<p>㉮ あたまをたてに振る nod. ㉮ くびを縦に振る nod assent ; give one's consent 《to》 ; nod (one's head) ; assent ; say "yes". [[「kubi 首・頸」の項の記載]</p>
<p>㉮ ~를 흔들어서 정신을 차리다 shake one's head clear</p>	<p>㉮ あたまを振ってはっきりさせる shake one's head clear</p>
<p>㉮ ~를 저어 부정하다 shake one's head no [in denial] .</p>	<p>* 『新英和大辞典』には用例「首を振る shake one's head」は記載されているが、該当する用例がみられない。</p>
<p>㉮ 스스로 자기의~를 쏘다 shoot out one's brain.</p>	<p>『新英和大辞典』には該当する用例が見当たらない。</p>
<p>㉮ 그는~를 끄덕이며 내게 오라로 신호를 했다. He beckoned to me with his head.</p>	<p>㉮ 彼はあたまを振って、こっちへ来い、という合図をした He beckoned to me with his head.</p>
<p>㉮ 오늘은~가 무겁다 My head feels heavy today.</p>	<p>㉮ 今日のはあたまが重い My head feels heavy today.</p>
<p>㉮ ~가 몹시 아프다 My head aches terribly.</p>	<p>㉮ ひどくあたまが痛い My head aches terribly</p>

¶ ~가 몹시 아프기 시작했다 I've started an awful headache.

¶ 오늘 아침에는~가 되게 아픈데
What a head I've got on me this morning!

¶ 그 아이를 생각하면~가 아프다
That child is a problem [headache]

¶ ~가 멍하다 My head is fuzzy.

¶ 나는~가 멍하다 My head hums.

¶ ~가 어질어질했다 [현기증이 났다]
My head awam [reeled]

¶ 이 술은 곧~에 오른다 This liquor soon gets into [goes to, sises to] the head.

¶ ~를 들고 가슴을 펴라 Head up, chest out!

¶ 그 사람 앞에서는~를 들 수가 없다
I cannot hold up my head before him.

¶ 그 사람 [의 인내력] 에는~가 수그러진다 I take off my hat to him [his perseverance]

¶ 그의 당당한 풍채에는~가 수그러진다 His dignified presence commands one's respect.

¶ あたまがひどく痛み出した。 I've started an awful headache.

¶ 今朝はまた、いやにあたまが痛いな。
What a head I've got on me this morning.

¶ あの子にはあたまが痛い That child is a problem [headache]

¶ あたまがぼおっとしている。 My head is fuzzy.

¶ 僕はあたまががががする。 My head hums.

¶ あたまがふらついた。 My head swam [reeled]

¶ この酒はじきあたまに来る。 This sake soon gets into [goes to, sises to] the head.

かしらを上げて胸を張れ! Head up, chest out!

¶ あの人の前ではあたまが上がらない。
I cannot hold up my head before him.

¶ あの人の [あの人の忍耐力] にはあたまが下がる。 I take off my hat to him [his perseverance]

¶ あの人の前へ出ると自然とあたまが下がる His dignified presence commands one's respect.

上掲の対照表を見ると一目瞭然だが、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の語義1「두부」《頭部》のもとに記述された39の朝鮮語用例のうち、5つの用例を除くすべてが、『新和英大辞典』の日本語用例からの朝鮮語訳であるとみなしうるが、これほどまでに日本語と朝鮮語の間の表現方式における並行性が見られるのは、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』編纂者が日本語を朝鮮語に逐語訳した結果だというよりも、近代以後の日本語からの大々的な言語干渉がすでに定着した結果を示すものだというべきであろう。上の対照表に示した用例のうち、「あたまから爪先まで」、「あの子には頭が痛い」、「この酒はじきあたまにくる」、「あの人の前ではあたまが上がらない」、「あの人には頭が下がる」などは、綿密な実証的調査なしには断定できないことではあるが、朝鮮語表現と偶然に一致したとは考えにくいのである。英語の部分に関していえば、表中の下線部（引用者による）の語釈「the poll (특히 머리가 난 부분)」《特に髪が生えた部分》という加筆以外は、一字一句、および記号の用い方まで『新和英大辞典』からそのまま剽窃されている。

なお、『新和英大辞典』に、完全な対応例の記述が見られない5つの用例とは、以下のものである。

머리 위쪽에 벗겨진 데가 있다 《頭のとっぺんの方に禿げたところがある》、머리가 큰 《頭が大きな》、머리를 맞대고 의논하다 《膝を突き合わせて相談する》、머리를 저어 부정하다 《首を振って否定する》、스스로 자기의 머리를 쏘다 《みずから自分の頭を撃つ》

上の対照表には記していないが、次のような日本語表現も朝鮮語に翻訳借用されたものと考えられる。

頭を突っ込む《関与する》→ 머리를 들이밀다
 頭をもたげる《台頭する》→ 머리를 쳐들다
 頭数（あたまかず）→ 머릿수

上で見たように、朝鮮語話者の英作文に便宜を供するために編纂された辞書が、日本で編纂された和英辞典の日本語部分を朝鮮語に訳して作られているという現実、韓国人が日本に対して強く抱く民族的自負心にそぐわないものであり、現代韓国社会の矛盾した側面を示すものと言わざるを得ない。さらに、この辞典は「朝鮮民族の言語遺産を全て英語に訳し（中略）二つの言語圏の間に大橋を架ける難工事」で、「膨大な文化事業」だと序文で自己評価しているが、皮肉なことに、日本語からの言語的影響を朝鮮語の中に、より強固に浸透させ定着させる役割を果たしているのである。こうした辞典編纂は、朝鮮語と英語の間に橋渡しをしたのみならず、期せずして朝鮮語と日本語の間にも橋渡しをしている。

また、韓国における英語習得においても、不可視的な形ではあるが、日本語を通じて英語を読解するパターンや、日本語を英語に翻訳する際の構文や語彙選択のパターンが朝鮮語に浸透する役割を果たしている。こうした韓国における英語学習の過程における、日本語からの言語干渉に関わる翻訳論的な研究は、いまだ未開拓のままのようである。

『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の「머리」の語義2「머리털」《頭髮》のもとに記された64の朝鮮語用例のうち、以下に示す51の朝鮮語用例が、『新和英大辞典』の見出し語「kami 髪」のもとに記された日本語用例を翻訳した朝鮮語であり、それぞれの朝鮮語用例に付された英語訳も『新和英大辞典』の記述が一字一句そのまま写されている。以下、煩雑さを避けて英語の部分は省略して、これらを紹介する。

髮色→머리색、赤い髪→붉은 머리、黒いつやつやした髪→검고 윤기 있는 머리、白髪交じりの髪→백발이 섞인 머리、もつれ髪→곱슬곱슬한 머리、やわらかい [こわい] 髪→부드러운 [뻣뻣한] 머리、ほつれ髪→형클어진 몇 가닥의 머리、房々した髪→삼단같은 머리、縮らした髪→지진 머리、パーマをかけた髪→피어머를 한 머리、髪の毛→머

리카락、髪が薄い→머리 술이 적다、(かつらでなく) 自分の髪である
 →(가발이 아니라) 자기의 머리다、髪の赤い [黒い] →머리가 붉은
 [검은]、髪を縮らしている→머리가 곱슬곱슬하다、髪にアイロンをかける
 →머리에 아이론을 대다、髪にウエーブをつける→머리에 웨이브
 를 넣다、髪にブラシをかける→머리에 솔질을 하다、髪にパーマをかける
 →머리에 피어머를 하다、髪につけるもの [ポマードなど] →머
 리에 바르는 것 [포마아드 따위]、髪をお下げにした少女→머리를 뒤
 로 땀아 늘인 소녀、髪を乱して→머리를 산발하고、髪を刈る→머리
 를 깎다、髪の手入れをする→머리를 손질하다、髪を結う→머리를 매
 다、髪を自分で結う→머리를 자기 자신이 손질하다、髪を解く→머리
 를 풀다、髪を上げる→머리를 엮다²³、髪を伸ばす→머리를 기르다、髪
 を長く伸ばして [短くして] いる→머리를 길게 기르다 [짧게 깎고]、
 髪を短く刈る [坊主刈りにする] →머리를 짧게 깎다 [박박 깎다]、
 髪を編む→머리를 땀다、髪を結う→머리를 땀아올리다、髪を縮らす
 →머리를 지지다、髪を後ろへ下げている→머리를 뒤로 내려뜨리고
 있다、髪を分ける→머리를 가르다、髪を下ろす→머리를 밀다、髪を
 すく [くしげずる] →머리를 빗다、髪を後ろから前へとかす→머리를
 뒤에서 앞으로 빗다、髪をむしる→머리를 쥐어뜯다、髪を乱す→머리
 를 흩뜨리다、乱れた髪を直す→흩어진 머리를 고치다、髪を整える
 [直す] →머리매무새를 고치다、髪をお下げにする→머리를 땀아 늘
 어뜨리다、髪をセットする→머리를 세트하다、髪をふんわりふくらま
 세る→머리를 부풀게 하다、髪をなでる→머리를 쓰다듬다、髪をなで
 つける→(손으로) 머리를 매만지다、髪をブラシでなでつける→머리
 를 머릿솔로 빗다、髪が肩に垂れている→머리가 어깨를 덮고 있다、
 もう少し髪の手入れをよくしたまえ→좀더 머리손질을 잘 해라

23 『新和英大辞典』の注記「(下げ髪を大人の結び方にする)」が『THE NEW WORLD 韓英大辞典』では「(처녀가 어른이 되어)」《娘がおとなになって》と訳されている。

なお、『新和英大辞典』に完全には対応する用例が見出せなかった11の用例は以下の通りである。参考まで、《 》内にはそれぞれの日本語訳を付した。

(여자 이마의) 애교 머리 《(女の子の) “愛嬌髪”》、머리가 붉다 [검다] 《髪が赤い [黒い]》、곱슬머리 《縮れ毛》、길게 늘어뜨린 머리 《長く下げた髪》、짧게 깎아 늘어뜨린 머리 《短く刈って垂らした(前)髪》、자서 흐트러진 머리 《寝乱れた髪》、머리가 벗어지다 《髪が抜ける》、자서 흐트러진 머리를 빗질하다 《寝乱れた髪に櫛を入れる》、머리를 까맣게 [불그스름하게] 물들이다 《髪を真っ黒に [赤めに] 染める》、머리를 짧게 깎아 늘어뜨린 노파 《髪を短く切って垂らした老婆》、머리 좀 깎읍시다 《ちょっと髪を切ってください》

上のリストにある「白髪交じりの髪」に対応する朝鮮語は「백발이 섞인 머리(白髪が交った髪)」という表現となっているが、これなども日本語からの逐語訳の色彩を漂わせている。

『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の語義3「두뇌」《頭腦》のもとに記された66の用例のうちの55例が『新和英大辞典』の見出し語「atama 頭」のもとに記された日本語用例を翻訳した朝鮮語であり、それぞれの朝鮮語用例に付された英語訳も『新和英大辞典』のものがそのまま写されている。以下、煩雑さを避けて英語訳は省略して55の用例を示す。矢印左側は『新和英大辞典』の日本語用例、矢印右側はこれを翻訳して載せられたと見られる『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の朝鮮語用例である。

さえた頭→명석한 머리、数学に向かない頭→수학에 약한 머리、頭の中に→머리 속에、頭の奥に→머리 속 깊이、回転の速い頭→회전이 빠른 머리、自分の頭で書く→자기 머리로 생각해서 쓰다、頭の良さ→

머리의 명석함、頭の回転の速い人→머리의 회전이 빠른 사람、頭の回転がのろい→머리의 회전이 느리다、頭が鋭い→머리가 좋은、頭が鈍い→머리가 나쁜、頭のある人間→머리가 좋은 사람、頭の古い人→머리가 낡은 사람、頭が変になる→머리가 돌다、数学の頭がある→수학에 머리가 있다、頭がいい [さえている] →머리가 좋다 [명석하다]、頭が悪い [ない] →머리가 나쁘다、頭が要る→머리가 필요하다、(考えが) 頭に浮かぶ→머리에 떠오르다、…という考えが彼の頭に浮かんだ→…라는 생각이 그의 머리에 떠올랐다、…第1に彼の頭に浮かんだことは…→제일 먼저 그의 머리에 떠오른 생각은、頭に描く [浮かべる] →머리에 그리다 [떠올리다]、(考えが) 頭にひらめく→(생각이) 머리에 시치고 지나가다、頭に入れておく→머리에 넣어두다、頭に残っている→머리에 남아 있다、頭をすっきりさせる→머리를 맑게 하다、頭を使う [働かす] →머리를 쓰다、頭を使う仕事→머리를 쓰는 일、頭をしぼって作る (文など) →머리를 짜내어 만들다 (문장 따위를)、少し頭を使う→약간 머리를 쓰다、頭を働かせることを知らない→머리를 쓸 줄 모르다、頭を使い過ぎる→머리를 혹사하다、頭をひねる→머리를 짜내다、頭を悩ます [考えて] →머리를 썩이다 [걱정으로]、…の件で頭を悩ましている→…의 일로 머리를 썩이고 있다、その考えが頭を去来した→그 생각이 머리를 떠나지 않았다、そのことが頭から離れない→그것을 머리에서 떨어버릴 수가 없다、あの男は少々頭が足りない→그는 머리가 좀 모자라다、それで頭の足りないのがわかる→그것으로 그가 머리가 부족함을 알 수 있다、あの人はよく頭が働く→그는 머리가 잘 돈다、彼に少しでも頭があれば、この仕事で金もうけができるのに→그에게 조금이라도 머리가 있다면 이 일로 돈을 벌 수 있을 텐데、君は商売の頭がない→자네는 장사의 머리가 없다、ジェット機を操縦するには大いに頭がいる→제트기를 조종하려면 머리가 아주 좋아야 한다、彼は政治家たる頭ができている→그는 정치가로서의 머리가 있다、そうするだけの頭が働かな

かった→ 그렇게 할 만한 머리가 내겐 없었다、あの人は頭が変だ→ 그는 머리가 이상하다、それを見て頭がおかしくなった→ 그는 그것을 보자 머리가 이상해졌다、急に自由の身になったので頭がおかしくなった→ 갑자기 자유로운 몸이 되자 그는 머리가 이상해졌다、腹がへって頭が変になっていたらしい→ 배가 고파서 머리가 이상해져 있었음에 틀림없다、君は頭がどうかしたのかい→ 자네 머리가 어떻게 됐나、名案が頭に浮かんだ→ 명안이 머리에 떠올랐다、あの先生の講義は良く頭にはいる→ 저 선생님의 강의는 머리에 잘 들어온다、周囲がそうぞうしくて本を見ても一向に頭にはいらない→ 주위가 하도 시끄러워서 책을 봐도 전혀 머리에 들어오지 않았다、まだ良く頭にはいらない→ 아직 머리에 잘 들어오지 않아요、良く頭に入れておきなさい→ 머리 속에 잘 간직해 두어라、身体ばかり育って、頭は子供だ→ 몸만 어른이지 머리는 어린아이다

「頭脳」の意味では、「頭」の日本語表現が朝鮮語に翻訳借用されたケースが非常に多いと思われる。上の用例一覧に見られる「回転の速い頭、頭の回転がのろい、頭の古い人、数学の頭がある、頭が要る、頭に浮かぶ、頭に描く、頭に入れておく、頭に残っている、頭を使う、頭をしぼる、頭が足りない、少しでも頭があれば、商売の頭がない、頭がどうかする、頭にはいる、頭に入れておく、頭は子供だ」に対応する朝鮮語は、実証的調査を経ていないので曖昧な言い方になるが、翻訳借用された可能性が極めて高い。

なお、『新和英大辞典』に完全に対応する用例が見出せなかった10の用例は以下の通りである。参考まで、《 》内にはそれぞれの日本語訳を付した。

머리가 나쁜 사람 《頭が悪い人》、머리가 좀 돈 사람 《頭がちょっと

狂った人》、머리가 모자라는 사람《頭が足りない人》、머리가 돌았다《頭が狂った》、머리가 낡았다 [구식이다]《頭が古い [旧式だ]》、머리가 모자라다《頭が足りない》、머리를 써서 하다《頭を使ってする》、참 머리가 안 돌아간다《本当に頭が回らない》、머리를 좀 써라《少し頭を使え》、하녀가 머리를 써서 몰래 경찰에 알렸다《下女が頭を使って、そっと警察に知らせた》

これら10の用例も、日本語からの翻訳借用によって成立したコロケーションである可能性がある。

『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の「머리」の語義4「고려《考慮》；생각《考え》；견해《見方》」のもとに記された8つの用例のうちの7つは『新和英大辞典』の見出し語「atama 頭」のもとに記された用例を翻訳した朝鮮語であり、それぞれの朝鮮語用例に付された英語訳も『新和英大辞典』から、1字1句そのまま写されている。以下、煩雑さを避けて英語訳は省略する。

頭に置く→머리 (속) 에 간직하다、頭に置かない→머리 (속) 에 두지 않다、政治のことばかりが頭にある→그는 머리에 정치에 관한 일 밖에는 없다、彼女のことで僕は頭が一杯だった→그녀의 일로 나의 머리는 가득 차 있었다、あんな奴は頭においていない→그는 내 머리 속에 없다、彼女はその男の事などはほとんどあたまにおいていなかった→그녀는 그 남자의 일 따위는 거의 머리 속에 없었다、もうけようなどという頭で学校を経営するのはよろしくない→돈을 벌겠다는 생각을 머리에 두고 학교경영을 해서는 안 된다

なお、『新和英大辞典』に対応する用例が見出せなかった1例は以下の通りである。参考まで、《 》内にその意味を付した。

오늘날의 젊은이들의 머리는 우리와는 다르다 《今日の若者たちの頭は私たちとは異なる》

語義5「수령《首領》」には用例は載せられていない。語義6「끝《末端》；첨단《尖端》；최초《最初》」には、「머리가 크다 be top-heavy」、「(첫) 머리에서 세번째 the third from the head」の二つの用例が載せられているが、これらはいずれも『新和英大辞典』の「頭が勝っている be top-heavy」、「頭から3番目 the third from the head」を翻訳して写したものである。

以上のように、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の「머리」の項に載せられた180の用例のうち、確認できただけでも148の用例（全体の82%）が『新英和大辞典』に載っている日本語用例から朝鮮語訳されたものと思われる。そして、こうしたプロセスを経て日本語からの語彙干渉や意味干渉、日本語と類似した句の構造を導き出す文法干渉を随所で引き起こしているはずである。

「머리」《頭、髪》のように古くから存在する語のコロケーションについての研究は、近代以前にわたる広範な文献調査を必要とするゆえに容易なことではないが、近代以後に登場した語のコロケーションは、比較的そのような困難性が薄らぐ。「전화」《電話》はそうした例の一つである。「電話」に関する朝鮮語コロケーションでは、以下に示すように、常用される数多くの表現において日本語から翻訳借用されたと思われる。なぜかと言えば、これほど多くの類似したコロケーションが偶然の結果生じたとは判断しがたいのであり、その根拠は言語干渉が日本語から朝鮮語への一方向性を示してきたことにある。

電話をかける = 전화를 걸다

電話がかかってくる = 전화가 걸려오다

電話を受ける = 전화를 받다

電話を受けている = 전화를 받고 있다

- 電話が来る = 전화가 오다
 電話が通じない = 현화가 통하지 않다
 電話が遠い = 전화가 멀다
 電話で呼び出す = 전화로 불러내다
 電話を架設する = 전화를 가설하다
 電話を切る = 전화를 끊다
 電話が切れる = 전화가 끊기다
 電話を切らないでおく = 전화를 끊지 않고 두다
 電話があいている = 전화가 비어 있다
 電話を借りる = 전화를 빌다
 Kさんに電話を回してください。 = K씨에게 전화를 돌려 주십시오.
 電話が鳴る = 전화가 울리다
 電話が混線している。 = 전화가 혼선되어 있다.
 ~から電話です = ~에서 전화입니다
 電話はお話中です = 전화가 통화중입니다

「電話を受けている」は朝鮮語では「전화를 받고 있다」と表現されるが、この「고 있다」《テイル》は「て」を「고」「て」、**「いる」を「있다」**《いる》で翻訳借用された進行相を示すアスペクト表現で、広く用いられている。一方、「電話が混線している」の「テイル」では結果の持続を示すアスペクト表現「어 있다」が用いられている。「電話を切らないでおく」の「テオク」は、日本語「テ」に朝鮮語「고」を直訳式に用いた表現が定着したものである。「お話し中です」に見られる「~中」は、朝鮮語に逐語訳されて「통話중입니다」《電話中です》と表現されるが、これは本来朝鮮語にはなかった表現で、ここでもアスペクト的要素が文法干渉を起している。「전화를 걸다」《電話をかける》は、「電話」を「전화」、「を」を「를」、「かける」を「걸다」と逐語訳したものである。中国朝鮮族の間では中国語「打電話」《電話をかける》の「打」に「치다」《打つ》をあてて翻訳借用

し、「전화를 치다」と表現している。このように、中国語とのバイリンガルである中国朝鮮族のあいだでは、今日、中国語からの言語干渉によって朝鮮半島の朝鮮語とは異なる朝鮮語の変種を形成する過程にある。

「電話」はまず日本語で形成された語と思われ、以下に示すように、その複合語の多くもこれに対応する朝鮮語の語構成と一致している。なお、朝鮮語で漢字語以外の語基を伴う複合語には、括弧内に朝鮮文字表記を示しておいた。

いたづら電話 (장난 電話)、押しボタン式電話機 (누름 단추式 電話)、
外来電話、携帯電話、公衆電話、公用電話、国際電話、市外電話、自動電話、市内電話、室内電話、卓上電話、ダイヤル式電話 (다이얼式 電話)、長距離電話、直通電話、電話カード (전화카드)、電話架設料、電話加入権、電話加入者、急設電話、電話局、電話局番、電話機、電話交換局、電話交換手、電話室、電話申請、電話受話器、電話線、電話中継器、電話注文、電話料金、電話番号、電話番号簿、電話料、電話料金

上記の語のうち、「いたづら電話」の「いたづら」が朝鮮語では「장난」《いたづら》となっている。また、「押しボタン式電話機」では、「押し」が固有朝鮮語「누르다」《押す》の体言形「누름」、「ボタン」が固有朝鮮語「단추」《ボタン》となっているが、これは日本語からの翻訳借用である可能性が極めて高い。

以上でみた2つの辞書の朝鮮語用例と日本語用例の間の類似性からもわかるように、近現代の朝鮮語が日本語をなぞることによって成立した結果、両言語は構造的類似性を高めた。ひたすら日本語から朝鮮語へ一方向的に影響が及んだことは、朝鮮民族にとって快いものではないだろう。更なる活躍が期待されながら、比較的早くこの世を去った朝鮮語学者金光海(1995: 15) は日本語からの広範囲に及ぶ言語干渉について、胸の痛みを伴

っても現実を直視すべきことを、以下のように述べている。

これらはもともと伝統的な日本語式熟語表現であったり、斬新な表現を追い求めるために日本の文筆家や文人たちによって創作されたりしたものであろう。そうしたものが斬新な表現を渴望していたわが国の文筆家たちによって、一つ一つ朝鮮語の表現として直訳され使用され始めたのだらう。もちろん、朝鮮語と一致する表現が日本語に存在するからといって、無条件にこれを日本製の熟語として処理すべきものばかりではない。しかし、構成要素が完全に一致する直訳表現が両言語間に存在するというとき、前でみたように両言語の交渉過程を考慮するならば、どちらの方からどちらの方へ影響を及ぼしたというべきなのかと問うとき、答弁しうる幅は狭まるほかない。このような点はたとえ過去の不幸を更に痛みをもって想起させるとしても、認めるほかはない。こうした日本製の熟語表現は、今後確認されるたびに浄化事業を繰り返す必要がある。筆者自身の経験でもあるが、今後私たちの後輩たちが日本語を学ぶようになったとき、このような表現に気付いては、えっ？こんなものまで日本から受け入れたものなのかと、改めて恥ずかしい思いを抱くことがないようにしなければならないという意味からなのである。

近代日本語からの言語干渉は日本語話者にとっては朝鮮語がより習得しやすい言語構造を形成したのであり、逆に朝鮮語話者にとっても同様である。こうした歴史的経緯に無自覚なまま、朝鮮語は日本語と構造が似ており、学びやすい言語だとしばしば語られるが、その構造的類似性は単に言語形態論的な類似性に留まらず、近代日朝関係のありようが言語に反映された結果でもある。こうした言語史を考慮すれば、能天気類似性を云々することの浅はかさが理解できるはずである。

未だ総合的な研究は見られないが、おそらく朝鮮語の近代語彙の少なく

とも9割が近代日本語から借用されたと思われる一方、中国語の場合はより少なく、近代語彙の7割前後が近代日本語から借用されたとも言われる。日本の黒船来航（1853年）より約20年早く、中国ではアヘン戦争（1840～1842）以後「西学」（洋学）が展開されるなかで、中国語独自の近代語彙が創出され、それはロプシャイト（William Lobscheid）の『英華字典』（English Chinese Dictionary）などを通じて日本語の近代語彙形成にも影響を及ぼしたとされる。一方、朝鮮語の場合、近代語彙の大多数を日本語から受容したが、逆に日本語や中国語に対しては、ほとんど何ら影響を及ぼすことがなかった。こうした事実に加えて、日本の植民地言語支配という屈辱の歴史を背景として、先に述べたように、韓国社会においては近代日本語からの言語的影響を民族的恥辱と捉えられている。

一方、中国では必ずしもそうではない。たとえば、顧江萍（2011：87）は日本語からの借用語について、「清朝末期から中華民国初期にかけての日本語からの借用語は規模が大きく、数量が多く、借用のルートも多彩で、引き続いた期間が長く、社会的反響が大きく、更新が迅速で、（これらは）この時期の日本語からの借用語の顕著な特徴となっている」としたうえで、「この時期の日本語からの借用語の移入は、中国語と中国社会にプラスの役割を生じさせた」と肯定的評価を下している。さらに、日本語からの借用語が近代中国語の形成過程で果たした役割を、以下のように肯定的に評価している。

1. 現代中国語の語彙の発展を加速させ、表現力、造語法において極めて大きく促進する役割を果たした。19世紀末から20世紀の初めはまさに現代中国語語彙形成の初期にあたり、日本語からの借用語は基本的にすべて多音節で白話文の要求に合致し、話し言葉に非常に近く、大量の日本語からの借用語は現代中国語語彙の不足を補充し、中国語語彙の系統的な自己更新能力を極めて大きく促進した。

2. 大量の日本語からの借用語は西洋由来の科学や、民主的な新思想と新文化を反映し、中国社会の改革と社会を前進させる歩みを促進させた。この時期の中国では、現代思想、現代科学と技術の吸収が主に日本語からの借用語を通じて実現した。現代科学技術の導入と日本語からの借用語の導入は表裏一体を為し、互いに相俟って一層よい結果を取めた。

15年戦争で日本から甚大な被害をこうむった中国社会で、近代日本語との言語接触の結果をこれほどまでに肯定的に捉える論が提示されている現実には、驚愕の念さえ禁じ得ない。日本で欧米語の訳語として古代漢語語彙をあてて成立した近代語彙は、中国語に入ると「回帰詞」と呼ばれるように、漢字文化の源流としての自負心がなせる業かと思われる。韓国では植民地時代をより多角的に見ようとする「植民地近代化論」が次第に力を得るようになりつつはあるが、いまま「民族史観」が強く作用し、上でみた顧江萍のような議論を広範に展開できる段階には至っていない。

第3章 朝鮮総督府の統治システムが暫定的に活用された

8.15解放後の南朝鮮の状況

開化期朝鮮においては近代法体系は確立されていなかった。植民地朝鮮での朝鮮総督府による法支配は、日本の法令を依用して行われた。依用とは、一般的に他国の法律をそのまま自国に適用することをいう。植民地下朝鮮での民事に関する基本法令は1912年4月から施行された朝鮮民事令（明治45年制令第7号）であり、刑事に関する基本法令は同年から施行された朝鮮刑事令（明治45年制令第11号）であった。

朝鮮民事令第一条は、「民事ニ関スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法律ニ依ル」として、日本の民法、民法施行法、商法、商法施行法、商法施行条例、民事訴訟法、家資分散法、人事訴訟手続法、非訟事件手続法、民事訴訟費用法、商事非訟事件印紙法、執達吏手

数料規則、供託法、競売法など23の法令が依用された。また、同令第二条は「前条ノ法律中勅令ニ委任シタル事項ハ朝鮮総督府令ヲ以テ之ヲ定ム」として、総督府令を制定した。

朝鮮刑事令第一条は「刑事ニ関スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法律ニ依ル」として、日本の刑法、刑事施行法、爆発物取締規則、通貨及証券模造取締法、印紙犯罪処罰法、刑事訴訟法など12の法令が依用された。

植民地支配からの解放後、南朝鮮では単独選挙（1948年5月10日）が強行されたあとと設立された国会で大韓民国憲法（1948年7月17日、第1共和国憲法、若しくは制憲憲法とも呼ばれる）が制定されたが、その第10章附則第100条において、「現行法令はこの憲法に抵触しない限り、効力を有する」として、大韓民国建国（1948年8月15日）後も、日本の法令を依用し続けた。

例えば、植民地時代にあつては基本法令である民法は朝鮮民事令施行に基づいて日本の民法が用いられていたが、解放後も日本の民法を依用したいわゆる「依用民法」（もしくは「旧民法」とも呼ばれる）は、1959年に至るまで韓国で適用されていた。韓国で初めて民法が公布されたのは1958年、これが施行されたのは1960年1月1日だったからで、1912年から1959年までは「旧民法時代」と呼ばれている。

商法の制定は基本法令の中では最も遅く1962年1月20日のことで、1912年から引き続き日本の商法（1899年制定）が「依用商法」として韓国で適用された。植民地時代、法律の条文を整備する経験と能力を有する朝鮮人の法曹専門人材がほとんど育っていなかったため、韓国で新たな法体系を短期間に整備するのは困難だったためで、また日本の法体系に慣れ親しんでいたことにもよる。

それでは、建国以前の米軍政下での状況はどうだっただろうか。「京城日報」（1945年9月16日付1面）はワシントン発9月13日付同盟通信の配信記

事で、トーマス米上院外交委員が「朝鮮は結局朝鮮人に依って統治されることとなるが、今のところは日本の行政機関を通じて統治される」と語ったと報じ、これは「将来の朝鮮の独立とは全く無関係だ。重慶には朝鮮仮政府があるし、米国にも少なくとも2党派があるが、いずれも安定性に欠けている。従って今直に手をつければ徒らに混乱を惹起するばかりだ」という理由で、朝鮮総督府の統治機構を利用する方針を明言した。

日本の降伏後、米軍が占領した朝鮮半島北緯38度以南の地域でアーノルド少将が軍政長官に就任し、米第8軍の南朝鮮占領軍司令官ハッジ中將によって解任された阿部信行朝鮮総督に変わって、南朝鮮地域を統治することになった。

また、1945年9月14日付「京城日報」（日本語で刊行）は、南朝鮮占領政策に関するハッジの談話（9月11日）を次のように報じている。

南部朝鮮の管理は円滑円満に進行中

日本の行政府、当分存置　　ハッジ中將談

日本軍は京城から撤収中である。米軍は朝鮮北部の管理に当るソ聯軍と十二日連絡を取るつもりだ。赤軍の前哨隊が米軍の占領地域に入つて来たが直ちに引返した。米軍占領地域内の日本軍総数は二十萬を算するが、これに民間の日本人を加へると百五十萬に上る。日本軍は米軍の命令を遵守し占領を促進させてをり、米軍の監督下で自ら武装解除を行つてゐる。朝鮮人と日本人の間には多少摩擦が発生したが、米軍当局は米軍の上陸を妨害しないやう市民に対して上陸地点への立入りを禁止したので、大した問題は起こらなかつた。米軍は朝鮮上陸以来一発も発砲してゐない。朝鮮の日本行政府は鉄道、電信、電話、会社、郵便局、旅館等、一切を經營してゐるので、米軍当局は日本人を日本本土へ引揚げさせるまで日本の行政府の利用を必要とされてゐる。日本当局は政治犯を釈放し、日本軍から朝鮮人兵士を復員させてをり、更に三週間前に米英両国人五千名を二ヶ所の俘虜収容所から解放した。

米軍当局は十日右米英両国人を飛行機及び船で帰国の手続きを取つた。朝鮮の政治情勢は混沌たるものがあり、即時独立を希望する以外、中心となる対象は何もないやうだ。(太字は引用者による)

このハッジの談話は、南朝鮮の事情に疎く、朝鮮人との組織的人脈も持たなかった米占領軍にとって、頼りになるのは降伏した朝鮮総督府の人材と行政機能だというものだった。一方、北朝鮮にソビエト赤軍が進駐していることもあって、米国占領軍はこれと同調する恐れがある朝鮮人に対しては厳しく警戒していた。

米軍政庁長官アーノルドは1945年9月15日の声明で、「現在の警察機構は従前の日本政府とは全然関係なし」としたうえで、「朝鮮人及び日本人により成る現在の警察官は終局に於て総て朝鮮人によって組織することとなるべし。有能なる朝鮮人が採用せられ且訓練せられ次第速に実施せらるべし」^{すべ}と、朝鮮総督府時代の日本人警察官にも暫定的に治安維持にあたらせられた。

また、アーノルドは1945年9月24日の秋学期授業開始を目前にして、「一般命令第4号」(教育の措置、1945年9月17日)を下し、学校教育における「使用語」について、「朝鮮の学校に於て使用する語(The Language of Instruction)は朝鮮語を使用する」としつつも、「但し朝鮮語に関する適当な教材を入手する迄は外国語(foreign languages)を使用するも差支へなし」とした。ここでいう「外国語」とは、当時の状況を考えれば、日本語で書かれた教材しか考えられない。これに続く指示「朝鮮の利益に背馳するが如き科目、教材を教育に又は実習せしむべからず」と照らし合わせると、算数や理科のような科目は、朝鮮総督府編纂の教科書を暫定的に使用することもやむを得ないということだった。当時、南朝鮮地域在住日本人子弟の教育に関して、京城府庁に設置された米軍政府主任キロフ少佐は、

24 「京城日報」1945年9月15日 1面

教授科目については英語、数学、自然科学等に制限することを求めたが²⁵、これは絶対主義天皇制を反映したイデオロギー教育を封殺するためだった。

朝鮮語で編纂された教科書の編纂・印刷・配付が間に合わない逼迫した様子は、1947年に至っても次のようなひどいものだった。

1947年も国民の与論を沸き立たせた初等学校の教科書不足の事態は、ついに教育者団体でも問題とするようになった。とりわけ教科書供給量は需要量の2%に過ぎない(中略)このような状態において、朝鮮教育連合会は「国民学校全児童数3,306,252名に23,383,062冊(41種類)が予定されているが、過去3年間の配給数は1,169,103冊で、予定数の20分の1に過ぎず、今後95%の増刊が必要である」とした。そして、中等教科書は中等学校生徒数226,305名に363,134冊が必要だが、発行供給された数はわずかに72,103冊で、予定数の50分の1に過ぎず、今後98%が増刊されなければならないと発表したという報道であり、これによって悲喜劇が繰り返されているということである²⁶。

上の引用文中の「報道」は「우리 신문」(「我々の新聞」)183号(1948年1月28日付)のもので、同じ紙面で「日帝時代にも教科書印刷専属工場があったのに、投機性出版ばかりが横行している南朝鮮で子供たちの教科書一つ満足に与えられない」と嘆いている。

朝鮮に於ける近代的学校教育体系は朝鮮総督府によって朝鮮全土で整備運営されたが、教育用語は「国語」(=日本語)だった。このため、解放当時、あらゆる科目の教科書を朝鮮語で編纂し直す必要に迫られた。日常言語生活は朝鮮語、学校教育や行政・司法など公的言語領域では日本語が使用されていたが、朝鮮社会から日本語を排除して朝鮮語モノリンガル社会

25 「京城日報」1945年9月14日 2面

26 이응호 (1974), p.306. 数値が整合性に欠けるが、原著のまま引用した。

に変化させていく過程の一環として、朝鮮語による教科書編纂が求められていた。

植民地下での司法は日本の法令に基づき日本語で遂行されたが、解放後は朝鮮語で司法が遂行されることとなった。しかし、上で触れたように解放後もほとんどの法令は日本のものを依用した。

米軍政庁は1945年11月2日、「すべての法律もしくは朝鮮旧政府（朝鮮総督府のこと一引用者註）が發布し、法律的効力を有する規則、命令、告示、その他の文書で、1945年8月9日以前に実施中のものを、これまでこれの廃止されたものを除き、朝鮮軍政府の特殊命令によって廃止されるまですべての効力をもつて存続する」という法令第21号を發布して、日本の法令を引き続き依用させることにした。当時、米軍政庁は「特別法の廃止その他」に関する「一般命令第5号」（1945年9月21日）を發布した。このことを「京城日報」（1945年9月22日付1面）は次のように報道した。

一般命令第5号發布

特別法の廃止其他

（軍政庁発表昭和20年9月21日）軍政長官アーノルド少将は、北緯三十八度以南の米軍占領地域内に於ける朝鮮人を差別し、又は之を圧迫するが如き政策及主旨を法律より廢除するため一般命令第5号を交付せり。本令の目的とするところは法律に正義と平等との法則を回復せしめんとするにあり。

第一 特別法の廃止

依て下記の法律及法律的効力を有する命令は茲に之を廢止す
政治に関する犯罪処罰ノ件

予防拘禁規則、治安維持法、出版規則、思想犯保護觀察規則、神社ニ関スル件

第二 一般廢止條項

其の他の法律及法律的効力を有する命令にして其の司法的又は行政的施行が人種、国籍、信仰又は政治思想の基礎の上に差別を生ずべきものは総て之を廃止す。

(後略)

治安維持法の廃止は1945年10月15日であるから、それより早く朝鮮では廃止されたことになる。「京城日報」は1906年に韓国統監府の機関紙として創刊され、その後朝鮮総督府の機関紙として1945年12月11日まで発行された日刊新聞である。1945年9月9日に南朝鮮に進駐した米軍に対して朝鮮総督府が降服文書に署名した後も、廃刊時まで日本語で刊行し続けた。紙面を朝鮮人従業員だけで編集し始めた翌日、1945年11月2日発行の「京城日報」1面に「謹告」と題した「朝鮮人従業員一同」による一文が掲載された。これは御用言論機関に身を置いてきたことへの苦渋の念、解放朝鮮の建国の捨石になろうとする情熱が交錯した、当時の人々の思いを彷彿させる。

謹告

八月十五日を契機として、朝鮮内の凡ゆるものは我等に戻りつつある。この線に沿つて「京城日報」も今日を以て我等の手に帰したが、我等はその何と遅かりしを□つのみである。偕て「京城日報」が過ぐる四十年間の長きに亘つて歩んで来た途程に就ては、我等朝鮮同胞として許すべからざるもの多々あるは否み難い。仍つて、いくらかなりとも職を奉じてみた我等としては、圧力に強いられて動いて来たとはいへ、其の責に悶へてゐるのである。此の際潔くペンを折つて建国の聖なる捨石になる途もなきやと考へてみたものの矢張餅は餅屋で、言論人として誠を捧げて職域に奉ずるのが朝鮮の新国家建設に寄与する唯一の捷徑であることを痛感し、此に更めて一度は擱いたペンを執り直し、敢て朝鮮建国の推進力足らんと固く誓つて立ち上がったのである。

然るに軍政庁の指示と活字の不備により不本意^{なが}乍ら過渡期的現象として、当分間日本文を以て発刊するの已むなきに至つた。これは我等としてもかへすがへすも遺憾に堪えへないところである。併し、譬へ表現は日本文を藉^かりるとはいへ、その内包は我が朝鮮魂に偽りのないことは言うまでもない。此の点については、朝鮮三千万同胞諸氏に我等の微衷^{びちゆう りりょう}を諒せられんことを切に乞ふ次第である。我等は改めて誓ふ！我等は、朝鮮建国の捨石^{つく}として最善^{しか}を竭^{しこう}さん。而して日本文で発刊されるといふ過渡的の奇現象を一日も速かに是正することに、我等は最大の努力を傾^{こいねがわ}けん。冀^{こいねがわ}くば朝鮮三千万同胞諸氏よ！ 絶大の御指導と御鞭撻を賜はらんことを。

一九四五年十一月一日

京城日報社
朝鮮人従業員一同

この声明文で訴えていること、および「京城日報」の朝鮮人読者から了解を得ようとしている重要な点は、植民地支配が終わったにも拘らず、米軍占領統治のもと日本語で新聞を発行し続けなければならないという理不尽な現実についてであろう。南朝鮮を軍事支配する米軍政庁にとって、「京城日報」という朝鮮で最大規模であった新聞の利用価値は大きく、そのために朝鮮総督府時代の行政統治システムを制限的かつ暫定的に利用しようとしたもので、日本人従業員も加えた編輯・発行体制を維持していた。「京城日報」に日本語での紙面を維持させたのも、当時、朝鮮語に公用語としての位置付けがなされていなかったことも影響している。マッカーサー布告第1号（General Douglas MacArthur, General Order Number1, 1945年9月7日）によって、南朝鮮では英語が公用語とされていたのである。朝鮮語が公用語とされるのは、李承晩を中心とした「南朝鮮過渡政府」が行政命令第4号（1947年6月28日）で公用語にすると宣布した時からだった。朝鮮語版の朝鮮総督府機関紙であった「朝鮮新報」は朝鮮語での紙面

を維持していたが、米軍政との摩擦が絶えず、反軍政的であるとの理由で1945年11月10日に米軍政庁によって停刊命令が下された。その翌日、「京城日報」（1945年11月11日付）は、題字「京城日報」の下に、「本誌は軍政庁管理の下朝鮮人従業員に依り発行されております」という「社告」を掲載し始めた。これは「朝鮮新報」への弾圧にたいする抗議なのか、それとも米軍政に逆らうなという警告を込めて米軍政庁当局が掲載させたものなのか、今の筆者には分からない。この「社告」は同年11月23日付紙面から廃刊されるまで、同じ内容が朝鮮語で「本紙는軍政廳管理下에朝鮮人従業員이發行하고있습니다」と翻訳して掲載されている。全体が日本語で作られた紙面に載せられたこの朝鮮語による「社告」は、日本語で紙面を作っている「奇現象」を速やかに改めたいと願う編集者たちの民族的気概を示したものと解される。

米軍政庁は、朝鮮人社会に深く浸透した日本語リテラシーを最大限に利用しつつ、残留していた日本人たちに対する広報を行う為にも、日本語での紙面づくりを継続させたものと思われる。

第4章 韓国の法令文にみられる日本語からの言語干渉

(1) 日本の法令の依用

韓国の法令文は、日本語からの言語干渉を顕著に受けたジャンルの最たるものの一つである。解放後も植民地時代に用いられた日本語の法令の多くが依用され、条文の解釈に齟齬が生じないようにするため、逐語訳的・直訳調に朝鮮語に翻訳される形で引き継がれたためである。

ここで、現行民法をすこし比較してみる。日本の民法も韓国の民法も「第一編 総則、第二編 物件、第三編 債権、第四編 親族、第五編 相続」の5編から構成されている。その下位条項も類似しており、例えば「第五編 相続」の部分と比較すると、その類似性がよくわかる。

表3 日本民法と韓国民法の「相続」編における構成の対比

日本の民法	韓国の民法
第一章 総則	第1章 相続 第1節 総則
第二章 相続人	第2節 相続人
第三章 相続の効力 第1節 総則 第2節 相続分 第3節 遺産の分割	第3節 相続 ^의 効力 第1款 一般的効力 第2款 相続分 第3款 相続財産 ^의 分割
第四章 相続の承認及び放棄 第1節 総則 第2節 相続の承認 第一款 単純承認 第二款 限定承認 第3節 相続の放棄	第4節 相続 ^의 承認 및 拋棄 ^{および} 第1款 総則 第2款 単純承認 第3款 限定承認 第4款 拋棄
第五章 財産分離	第5節 財産 ^의 分離
第六章 相続人の不存在	第6節 相続人 ^의 不存在
第七章 遺言 第1節 総則 第2節 遺言の方式 第一款 普通的方式 第二款 特別的方式 第3節 遺言の効力 第4節 遺言の執行 第5節 遺言の撤回及び取消し	第2章 遺言 第1節 総則 ^의 第2節 遺言 ^의 方式 第3節 遺言 ^의 効力 第4節 遺言 ^의 執行 第5節 遺言 ^의 撤回
第八章 遺留分	第3章 遺留分

「放棄」は、日本の国語審議会が1956年に当用漢字表にない漢字で構成される漢字語「拋棄」を、同音の他の漢字を用いて書き換えるために出された指針「同音の漢字による書きかえ」に従ったものである。したがって、朝鮮語の「拋棄」は従来の漢字を維持したものである。ただし、朝鮮漢字音では「拋棄」は포기 [p^ho-gi]、「放棄」は방기 [paŋ-gi] と発音される。日本語「放棄」は明治初期にも用いられていた語で朝鮮語でも用いられは

するが、ほとんどの場合「拋棄」が用いられる。

日本語における「同音の漢字による書き換え」は、例えば下記のような日本語と同字同義関係にあった朝鮮漢字語との間に乖離をもたらすこととなった。

暗誦 (암송)、尉藉料 (위자료)、衣裳 (의상)、叡智 (예지)、掩護 (엄호)、間歇 (간헐)、窟鑿 (굴착)、決潰 (결괴)、蹶起 (궤기)

上表の対照表からもわかるように、法の構成だけでなく、章節の標題も基本的に「相續^의承認^및拋棄^의」のように日本語を逐語訳したり、「相続財産」、「遺留分」のように法律用語を字音化したりして借用している。また、条文自体や「相続開始の原因」のような各条文の見出しも、下に示すように日本の民法を下敷きにしたものが多く見られる。

表4 日本民法と韓国民法における見出し及び条文の対照表

日本の民法	韓国の民法
第一章 総則 (相続開始の原因) 第八八二条 相続は、死亡によって開始する。	第1章 第1節 第997條 (相続開始 ^의 原因) 相續은 死亡으로 인하여 開始된다.
(相続開始の場所) 第八八三条 相続は被相続人の住所において開始する。	第998條 (相続開始 ^의 場所) 相續은 被相続人 ^의 住所地에서 開始한다.
(相続財産の管理) 第九一八条 ①相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りではない。	第1022條 (相続財産 ^의 管理) 相續人은 그 固有財産에 對하는 것과 同一한 注意로 相続財産을 管理하여야 한다. ただし、 ^{만약} 承認 또는 拋棄한 때에는 그 ^로 하지 아니하다.

先にも触れたように、韓国において1912年から1959年まで、1947年改正

前の日本の民法を依用し、商法も1912年から1962年まで、またその他諸種の法令も、日本の植民地支配から解放されたあとも日本の法律を依用してきた。植民地時代は日本語で書かれた法令を用い、解放後はこれを朝鮮語に翻訳して用いたが、解釈の揺れが生じてはいけな法令文であるだけに、朝鮮語としては不自然なものとなろうとも、助詞の一つ一つまで日本語を逐語訳し、日本語を直訳した形で翻訳された。漢字語の用語も、そのほとんどを日本語の語形そのままに漢字を用いて表記し、朝鮮漢字音で読むことによって字音語として法令文に定着した。

植民地時代に日本語で仕事をしてきた法曹界の韓国人にとって、日本語からの逐語訳、直訳調の法令文の方が、解放後も引き続き日本の法令を依用しながら法曹活動を継続的に展開する上でより分かり易く、便利であったに違いない。逐語訳・直訳調で翻訳された条文は、日本語の条文を容易に想起させたからに違いなかった。韓国で朝鮮語法令文が成立してきたこうした歴史的事情から、韓国の法令は日本の法令との類似点が多く、法曹界の人々にとって日本の法律解釈や判例は大いに参考にされている。約20年前、韓国屈指の弁護士・会計士事務所の責任者（国際弁護士）は、筆者との面談で資料室に所蔵している図書・資料の少なくとも半数は日本のものだと語った。彼は日本社会の価値観、ものの考え方が韓国社会のそれとよく似ているため、欧米の判例より日本の判例の方がより参考になるとも語った。思うに、価値観、思考様式の類似性については様々な側面があるので一概に是認しがたいことだが、法律事案を処理する基準となる韓国の法令が日本の法令をベースにして成立したことによって、韓国では日本の判例がよく参考にされるのは確かなことだと思われる。

(2) 「火災びんの使用に関する法律」にみる韓国での立法の手法

明治時代に制定された日本の法令を用いた「依用民法」（旧民法）や「依用刑法」（旧刑法）ばかりでなく、韓国では戦後日本で新たに制定された法令の条文をなぞる形で、法令が制定される場合も見られる。かつて、日本

の法令が直訳・逐語訳されることによって成立した韓国の法令文体や語彙における日本の法令文との類似性は、このことを容易にした。

たとえば、日本では1960年代末頃から激しくなった火炎瓶闘争を取り締まるために、1972年に「火炎びんの使用に関する法律」が制定されたが、韓国でも1980年代後半期から日本以上に激しい市街戦さながらの火炎瓶闘争が頻繁に展開され、1989年に日本の法律名と寸分違わない「火焰瓶使用等の處罰에 관한 法律」(略称は「火炎瓶処罰法」)が制定された。以下にこの条文の対照表を作成して示したが、条文は日本語を逐語訳して作成されたと言うほかないものとなっている。日本の法律と異なるのは、第1条「目的」を掲げている点、及び第4条で火炎瓶を製造するためのガソリン、シンナー、ガラス瓶、布切れなどを保管・運搬・所持しただけでも犯罪要件を構成するという日本のものより厳しい条項が付け加えられている点、罪刑が日本では「3年以下の懲役又は10万円以下の罰金」であるのに対し、韓国では「3年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金」となっており、罰金額が高く設定されていることだけである。

表5 日本と韓国の火炎瓶処罰法条文対照表

火炎びんの使用等の処罰に関する法律 昭和四十七年（1972年）四月二十四日法律第十七号 改正：平成一九年五月一日法律第三八号	火焰瓶使用等の處罰에 관한 法律 1989年6月16日法律第4129號 改正：1991年3月8日法律第4338號
<該当条文なし>	第1條 (目的) 이 법은 國民의 生命・身體 및 財産을 保護하고 公共의 安寧과 秩序를 維持하기 爲하여 火焰瓶을 製造・保管・運搬・所持 또는 使用한 사람을 處罰 함 을 目的으로 한다.

<p>(定義) 第一条 この法律において、「火炎びん」とは、ガラスびんその他の容器にガソリン、灯油その他引火しやすい物質を入れ、その物質が流出し、又は飛散した場合にこれを燃焼させるための発火装置又は点火装置を施した物で、人の生命、身体又は財産に害を加えるのに使用されるものをいう。</p>	<p>第2條 (定義) 이 법에서 “火焰瓶” 이란 玻璃瓶이나 其他 容器에 揮發油나 燈油, 其他 불붙기 쉬운 物質을 넣어 그 物質이 流出하거나 飛散하는 경우 이것을 燃焼시키는 爲에 發火裝置 또는 點火裝置를 한 物件으로서 사람의 生命・身體 또는 財産에 危害를 加하는 데 使用되는 것을 말한다.</p>
<p>(火炎びんの使用) 第二条 火炎びんを使用して、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。 2 前項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>第3條 (火焰瓶의 使用) ① 火焰瓶을 使用하여 사람의 生命・身體 또는 財産에 危險을 한 者는 5年 以下の 懲役 또는 500萬 圓 以下の 罰金에 處한다. ② 第1項의 未遂犯은 處罰한다.</p>
<p>(火炎びんの製造、所持等) 第三条 火炎びんを製造し、又は所持した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 2 火炎びんの製造の用に供する目的をもつて、ガラスびんその他の容器にガソリン、灯油その他引火しやすい物質を入れた物でこれに発火装置又は点火装置を施しさえすれば火炎びんとなるものを所持した者も、前項と同様とする。</p>	<p>第4條 (火焰瓶의 製造・所持等) ① 火焰瓶을 製造하거나 保管・運搬・所持한 者는 3年 以下の 懲役 또는 300萬 圓 以下の 罰金에 處한다. ② 火焰瓶의 製造에 提供할 目的으로 玻璃瓶 其他의 容器에 揮發油・燈油, 其他 불붙기 쉬운 物質을 넣은 物件으로서 이에 發火裝置나 點火裝置를 하면 火焰瓶이 되는 것을 保管・運搬・所持한 者도 第1項과 같다.</p>
<p>(国外犯) 第四条 第二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p>	<p><該当条文なし></p>
<p><該当条文なし></p>	<p>③ 火焰瓶의 製造에 提供할 目的으로 火焰瓶 使用의 危險이 있는 場所에서 그 製造에 使用되는 物件 또는 物質을 保管・運搬・所持한 者는 1年 以下の 懲役 또는 100萬 圓 以下の 罰金에 處한다.</p>
<p>附則 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>	<p>附則 이 법은 公布后 20日 이 經過한 날부터 施行한다.</p>

このように、日本の法律条文を直訳・逐語訳して制定された韓国の法令は少なくない。ここで指摘しておきたいことは、朝鮮語に対する日本語からの言語干渉（語彙干渉・文法干渉）が、ひとえに植民地時代に日本の言語支配下で他律的に生じたということではなく、このように今日も日々繰り返し生じているということである。

(3) 韓国の法令用語の現況

韓国の六法全書『小法典』（2001：12-71）には「単語から条文検索」というタイトルの下に、条文で用いられている語句がまとめて掲載されている。これらの語のほとんどすべてが漢字語である。韓国の法令文で用いられる語句について、日本語との類似性を調べるため、以下、冒頭部分のㄱ[k]の項に載せられた505の語句について、日本語と比較検討してみる。なお、同一の語形で日本語で用いられていることが確認できない語句には×印を付し、置き換え語による語彙醇化によって日本語の語形から乖離した語句には△印を付した。また、日本語で用いられているか否か明確に判断の付かない語句には？を付した。語形が日本語と朝鮮語との間で異なるものについては、括弧の中に対応する日本語の語形を示した。漢字の字体は朝鮮語では本字が用いられるが、以下の語句リストではすべて現代日本語で用いられる新字体で示した。

加工、仮納、△仮納判決（韓国の刑事訴訟法の用語。日本語では「仮納付判決」）、可分債権・債務、家事代理権（日本語では「日常家事代理権」の形で用いられる）、家事費用、家事使用人、加算賃金、仮釈放、仮設人、가스 (gas)、가스 (gas) 等의 工作物損壞（日本語では「ガス工作物の損壞等」）、△仮押留（日本語「仮差押」からの醇化語）、価額、仮留置、加入、家族、仮住所、仮執行、仮執行의 申請（「仮執行の申請」の逐語訳）、仮差押、仮処分、仮処分命令、過酷行為、仮還付、却下、却下命令、却下의 決定（「却下の決定」の逐語訳）、看守者、

姦淫、簡易公判、簡易弁済充当、×間印（日本語では「契印」・「割印」）、間接強制、間接訴権、間接占有、間接正犯、間諜罪、姦通、看護師、軽減、減給、監督、監督官公署、監督機関、監査、監事、×監察院、監察委員、減損額、監視、監視権、減額請求、鑑定、鑑定人、鑑定人の忌避（「鑑定人の忌避」の逐語訳）、鑑定証人、鑑定許可状、監察、減刑、監護、甲板、強姦、強盗強姦罪、強盗殺傷罪、強盗罪、強迫、強要、強制競売、強制競売期日、△強制競売節次の取消（日本語では「強制競売の手続きの取消し」）、強制管理、強制管理의開始決定、△強制勤労（日本語では「強制労働」）、強制捜査、強制履行、強制認知、強制貯金、強制執行、強制執行効用侵害、強制執行、強制執行、免脱企図罪（日本語では「強制執行免脱罪」は用いる）、強制処分、強制醜行罪、強制通用（日本語では「強制通用力」の形で用いる）、強収、開始決定、開業、個人의尊嚴（「個人の尊嚴」の逐語訳）、改任、介入権、改悛의情（「改悛の情」の逐語訳）、改正、個品運送、客、客観的訴의併合（日本語では「訴えの客観的併合」）、更改、坑内勤労、更新、去来（「取引」の醇化）、去来所（「取引所」の醇化）、去来時間（「取引時間」。「取引」が「去来」に醇化された語）、去来日（「取引日」の醇化）、居所、居所地、居所指定権、拒絶、拒絶権、拒絶証書、拒絶証書와同一한效力을가진宣言（日本の小切手法の条文「拒絶証書若は之と同一の効力を有する宣言」から）、居住의自由（「居住の自由」の逐語訳）、拳証者、居処、健康診断、建物、建物의明渡・撤去를命하는 仮処分（「建物の明渡・撤去を命ずる仮処分」の逐語訳）、建設利子、建造、建造物、検査、検事、検事의釈放命令權（「検事の釈放命令權」の逐語訳）、検査人、検査長、檢索의抗弁權（「檢索の抗弁權」の逐語訳）、検視、検案書、検疫料、検閲、検認、検証、検証物、検証証書、検診、檢察、×檢察総長、揭示場、揭示板、隔地者、見品、結果의陳述（「結果の陳述」の逐語訳）、結果的加重犯、結社의自由（「結社の自由」の逐語訳）、決算期、決算報告書、欠席、決議、決議権、決

定、結婚、更改、×境界侵犯罪（韓国刑法の用語。日本語では「境界損壊罪」）、境界標、警告、競落、競落決定、競落期日、競落不許可決定、競落人、競落許可決定、競落許可의決定（「競落許可の決定」の逐語訳）、競売、競売期日、×競売担保、競売買得金、△競売妨害罪（日本では「競売等妨害罪」）、競売保証金、競売条件、軽微事件、警備戒厳、競業禁止、経営、更生、経済、経済科学技術、更迭、警察、競合、競合犯、計算、計算手票（「計算小切手」）、継続地役（「地役」は「地役権」の略。日本でも韓国でも「継続地役権」が用いられる）、契約、契約期間、?契約不履行의抗弁、×契約不履行罪、戒厳、係争物에關한仮処分（「係争物に関する仮処分」の逐語訳）、計画書、?高価物（日本語では「高価な物」か）、考慮期間、拷問、告発、告訴、告訴人、雇傭、固有財産、故意、固定財産、告知、告知義務、苦衷、恐喝罪、公開、攻撃方法、公共団体、公共福利、公共의危險（「公共の危険」の逐語訳）、公共利益（日本語は「公共の利益」）、公課、×共同競売、共同救助、共同権利者・共同義務者、共同代理、共同代表、共同免責（「共同の免責」）、共同保証、共同不法行為、共同費用（「共同の費用」）、共同事業、共同相続人、共同訴訟、共同訴訟人、共同所有、△共同押留（「共同差押え」）、共同運送、共同遺言、共同抵当、共同正犯、共同支配、共同参加、共同被告人、共同被害、共同海損、公路、公流、公売、公務担任權、公務妨害에關한罪（「公務妨害に関する罪」の逐語訳）、公務所、公務員、公務員의職務에關한罪（「公務員の職務に関する罪」の逐語訳）、×公務員候補者収賂罪、公務執行妨害罪、公文書、公民權行使、共犯、公法人、公報、公使、公私団体、公序良俗、公訴、公訴棄却、公訴事実、公訴時効、公訴維持、公訴状、公訴提起、公訴取消、公示、公示送達、公示催告、×公安을害하는罪（韓国刑法の用語）、公然、共用、公用、共有、共有物、共有物의分割（「共有物の分割」の逐語訳）、共有不動産의持分에對한強制競売（「不動産の共有持分に対する強制競売」の逐語訳）、共有者、共有者의優先競落權（日本

語では「共有者の優先買受権」、公の職務（「公の職務」の逐語訳）、公益、公益法人、公益事業、公益委員、公印、公認会計士、工作物、公正証書、公正証書謄本、公正証書에 依한 遺言（「公正証書に依る遺言」の逐語訳）、公正証書原本不実記載罪、共助、公衆電話、公衆接客業、公証人、公債証書、供託、公判、公判期日、△公判節次（「公判手続」の醇化語）、公判廷、公判調書、公判準備、公平、公布、公休日、過多한 費用（「過多な費用」の逐語訳）、過料、科料、過半数議決、過失、果実、過失致死傷의 罪（「過失致死傷の罪」の逐語訳）、× 過失相計、過剰、過怠料、過怠料의 決定（「過怠料の決定」の逐語訳）、科学技術革新、棺内臓置物、関連事件、管理、官吏、管理権、管理費、管理人、管理者、官報、慣習、慣習法、官庁、官庁의 許可（「官庁の許可」の逐語訳）、管轄、管轄区域、管轄違反（日本語では「専属管轄違反」の形で用いる）、管轄의 移転（「管轄の移転」の逐語訳）、? 管轄의 調査、管轄의 指定（「管轄指定」）、? 管轄執行法院、鉞坑、広告、鉞物、× 矯導官吏、× 矯導所、× 矯導所長、橋梁、交付、交付送達、教唆、教唆者、交渉権限、絞首、教養、教育施設、× 交叉請約（「相互申込」の醇化語）、交通、× 交通妨害罪（日本語では「往来妨害罪」）、交換、交換所、溝渠、拘禁、口頭、口頭弁論、拘留、求問権、旧法、区分所有、求償権、拘束、拘束되지 아니한 日数（「拘束されない日数」の逐語訳）、拘束令状、× 口授証書에 依한 遺言、口述、口述弁論、拘引、救助、救助料、拘置、拘置所、国家訴追主義、国家安全保障、国家安全保障會議、× 国家元老諮問會議（第6共和国憲法で規定された組織名）、国家의 重大한 利益（「国家の重大な利益」の逐語訳）、× 国慶日、国庫、国庫帰属、△国庫金의 押留（「国庫金の差押え」の醇化語）、国教、国交에 關한 罪（「国交に関する罪」の逐語訳）、国軍、国旗、国内犯、国内法、国民經濟、× 国民經濟諮問會議（韓国の組織名）、国民投票、国防의 義務（「国防の義務」の逐語訳）、× 国法上行為、国選弁護人、国語、× 国外逃避事犯、国外犯、国外移送罪、国有、

国章、国籍、国政、国際法、国債、×国土僭竊、国憲、国憲紊乱、国会議員、国会議長、×国会会議場侮辱罪（韓国刑法の用語）、×軍機漏泄罪、×軍務員、軍事、軍事上、×軍事法院（日本語では「軍事裁判所」）、軍捜査機関、軍需品、軍用品、軍人、×軍人・軍務員、勧告、権力、権利、権利能力、×権利無効の審決、権利保障、権利株、権利質権、権利行使、×権利行使妨害罪、券面額、権原、権限、軌道、帰属不明財産、帰属事由、帰郷旅費、規約、規則、均等処遇、그이름으로 訴訟当事자가 될수 있는 社団또는財団（「その名義で訴訟当事者となることができる社団又は財団」の逐語訳）、劇場、勤労、×勤労監督官（日本語では「労働基準監督官」）、×勤労監督機関（日本語では「労働基準監督機関」）、△勤労契約（日本語では「労働契約」）、△勤労時間（日本語では「労働時間」）、勤労者、勤労条件、根抵当、近親者、近親婚、禁錮、禁反言、金額、金融機関、×金銀物、金銭、禁転背書、金銭債権、金銭債権에 대한強制執行（「金銭債権に対する強制執行」の逐語訳）、金銭債権外債権에 대한強制執行（「金銭債権以外の債権に対する強制執行」の逐語訳）、金種約款、禁治産、禁治産者、金品清算、給料、急迫한事情（「急迫した事情」の逐語訳）、急迫한危機（「急迫した危機」の逐語訳）、急迫한危害（「急迫の危害」の逐語訳）、給与、棄却、棄却의決定（「棄却の決定」の逐語訳）、期間、技能習得、技能習得者、技能者、既得権、記録의送付（「記録の送付」の逐語訳）、欺罔（日本漢字音では「ぎもう・きぼう」）、記名、記名捺印、記名捺印또는署名（「記名捺印又は署名」の逐語訳）、記名社債、△記名式背書（「記名式裏書」の醇化語）、記名式社債券、△記名式어음（「記名式小切手」の醇化語）、記名式株券、記名式債権、記名有価証券、記名株式、基本的商行為、起算日、起算点、既成条件、起訴猶予、起訴前の和解（「起訴前の和解」の逐語訳）、起訴便宜主義、寄宿舎、企業体、寄与分、期日과期間（「期日と期間」の逐語訳）、期日指定、基礎、既判力、忌避、期限、期限의利益（「期限の利益」の逐語訳）、寄航港、

緊急事務管理、×緊急財政・経済処分命令、緊急措置命令、緊急調整、
緊急避難、?緊急必要한行為、緊急逮捕

上記505の語句のうち、法令文で対応関係にある日本語が確認できないものは以下の36の語句である。

間印、監察院、検察総長、境界侵犯罪、競売担保、契約不履行罪、高
価物、共同競売、公務員候補者収賂罪、公安을害하는罪、過失相計、
管轄違反、管轄執行法院、矯導官吏、矯導所、矯導所長、交叉請約、
交通妨害罪、口授證書에依한遺言、国家元老諮問會議、国慶日、国民
經濟諮問會議、国法上行為、国外逃避事犯、国土僭竊、国会會議場侮
辱罪、軍機漏泄罪、軍務員、軍事法院、軍人・軍務員、權利無効의審
決、權利行使妨害罪、勤勞監督官、勤勞監督機關、金銀物、緊急財政・
經濟処分命令

上記の語句のうち「強制勤勞」、「勤勞監督官」、「勤勞監督機關」、「勤勞
契約」、「勤勞時間」に対応する日本語は「強制労働」、「労働基準監督官」、
「労働基準監督機関」、「労働契約」、「労働時間」である。反共を国是とする
韓国では、北朝鮮の執権党が「朝鮮労働党」であるように、「労働」、「労働
者」という言葉が「プロレタリア」階級に相通ずる階級闘争的なニュア
ンスを帯びることを忌避して、「勤勞」、「勤勞者」を選好したものと思われ
る。したがって、「強制勤勞」、「勤勞契約」、「勤勞時間」は「強制労働」、
「労働契約」、「労働時間」からの醇化語だと考えられる。

上記の36語から韓国固有の組織名・役職名である「監察院、検察総長、
矯導所、矯導所長、国家元老諮問會議、国民經濟諮問會議、勤勞監督官、
勤勞監督機關」の8語を除外すれば28語となり、505語句のうち、その約6
%が日本の法令文において対応する語句が確認できないだけである。しか
し、これらの語句の造語成分は日本語の漢字語彙が字音化された語である

と判断される。したがって、この点を勘案すれば韓国の法令用語における日本語からの影響は、更に広範に及ぶものと認識される。このことから、韓国の法令文がほぼ全面的に日本語を写す形で形成されたことがわかる。

また、以下の3つの語句（?印を付した語句）については、対応する同形の日本の法令語句が確認できなかった。

契約不履行의 抗弁、管轄의 調査、緊急必要한 行為

しかし、「契約不履行^의抗弁」、「管轄^의調査」のように属格助詞「の」を直訳して成立したと思われる名詞句は、日本語の逐語訳体であるため、日本の法令文の翻訳から成立した表現であろうと推察される。

訓読漢字語が字音化して借用された語彙は日本語が原語であることを示す有標性が高いため、語彙醇化運動の対象となりやすい。この調査で見られた「仮押留」は訓読漢字語「仮差押」の「差押」が「押留」に醇化されてできた語である²⁷。更に「記名式背書、禁転背書」は日本語「記名式裏書」、「禁転裏書」の「裏書」が「背書」に醇化された語、「記名式어음」は「記名式小切手」の「小切手」が「어음」に醇化された語、「公判節次」は日本語「公判手続」の「手続」が「節次」に醇化された語である。

以上、韓国の法令文に見られる語句について概観したが、語彙に限ってみれば、そのほとんどすべてが日本の法令文に見られる漢字語が字音語と

27 『高麗大 韓国語大辞典』の「差押」の項のコラムで、「この語は朝鮮語で長い間行政用語および法律用語として用いられてきたが、今は「押留」に矯正された語である。したがって、標準語で「差押」から派生した「差押되다、差押하다、假差押、假差押하다」などはもちろんのこと、「差押」系の合成語である「共同差押、二重差押、財産差押」などはすべて「押留」系の単語である「押留되다、押留하다、假押留、假押留하다、共同押留、二重押留、財産押留」の以前の語として処理された。ただし、現行標準語で、「財産差押」の場合だけは、今の用法を認め、「財産押留」の類義語として処理している。」と解説をしている。ここで「差押」を「押留」に醇化して形成した複合語も「以前の語 (이전 말)」と説明しているが、「假差押、共同差押、二重差押、財産差押」などの複合語は、言うまでもなく近代日本語と接触する以前は、朝鮮語には存在しなかった。

して朝鮮語に流入し、定着したものであることが確認できる。

第5章 韓国における法令整備を通じた法令用語の醇化

韓国の法令文は日本の法令を依用し、これを直訳・逐語訳して成立したために、日本語からの語彙干渉、意味干渉、文法干渉を強く受けた。このため、これまで朝鮮語としては不自然な側面が数多く指摘され、韓国の法令文を醇化する試みが積み重ねられてきた。

日本の内閣法制局に相当する韓国法制処では、2006年から2010年5月まで「分かり易い法令作成5か年計画 (알기 쉬운 법령 만들기 5개년 계획)」のもとで、『分かり易い法令整備基準』²⁸を定め、法令文の醇化が進められた。その結果、2012年12月までに、「分かり易く整備」された1,014件の法令案が国会に提出され、このうち799件が国会を通過し、また約2,000件の下位法令が整備された²⁹。ただし、綿密な検討を要する民法、憲法などは所管部署である法務部で「分かり易い法令整備案」を作成することになっている。

(1) 「分かり易い法令整備」の基本原則

「分かり易い法令整備」の基本原則は、「難しい漢字語と日本式漢字語、難しい専門用語、外来語などを‘正確で分かり易い朝鮮語’に整備する」こととされた。また、「法令用語整備原則」の「日本式漢字語の醇化」に関しては、「直訳された日本語や日本語を(朝鮮語の)漢字音通りに読んだ漢字語は、易しい朝鮮語に変えることを原則とする」としている³⁰。

ここで言う「直訳された日本語」とは、日本語の漢字語を朝鮮漢字音で

28 『알기 쉬운 법령 정비기준』(「分かり易い法令整備基準」、第5版、大韓民国法制処、2012年12月 [初版は2006年刊行])

29 同上書の発刊辞

30 同上 p.28

読み替えて借用された語のことであり、さらに日本語を逐語訳した句や節や文をも指している。

「日本語を（朝鮮語の）漢字音通りに読んだ漢字語」とは、訓読漢字語もしくは湯桶読みや重箱読みされる日本語語彙を朝鮮漢字音で読み替えて借用された語のことである。

『分かり易い法令整備基準』第5章「辞典」の「Ⅱ 整備用語」には1番から3926番までナンバリングされた「整備対象用語」と、これに対応させた「醇化用語」（置き換え語句）が記されている。

『分かり易い法令整備基準』第2章の「Ⅱ 用語整備」には、具体例を示しながら用語整備の在り方が示されている。その構成は「1. 難しい漢字語」、「2. 日本式漢字語」、「3. 日本語式表現」、「4. その他の整備対象用語」からなっており、「日本式漢字語」と「日本語式表現」の概略は次の通りである。

「2. 日本式漢字語」の冒頭には、以下に紹介する「日本式漢字語とは何か」と題した解説が掲げられており、法令文では日本式漢字語を分かり易いことばに置き換えることを原則とするが、そうした置き換え語が探し出せなかったり、あるいは法令文での元々の意味との間にずれが生じる時は、あえて語彙の置き換えは行わないとしている。このように、法令文では、特に語彙の意味の幅を慎重に考察しながら醇化を進めなければならないことを指示している。

「日本式漢字語」とは？

- ・「日本式漢字語」とは、直訳された日本語や日本式漢字語を、意味ではなく漢字音で表記したものをいう。
- ・日本語では漢字を音読したり訓読したりする。日本人が漢字で書きながらも漢字の音で読まず、漢字の訓で読む用語は純粋な日本語と言えるが、意味で翻訳しなければならないこのような用語を、私たちが漢字音でそのまま用いることによって、理解しがたい「日本式

漢字語」となった。

- ・このような日本式漢字語は法令の内容によって判断し、これに対応する朝鮮語や、分かり易い漢字語に適切に変える必要がある。
- ・日本式漢字語であっても、置き換えて用い得る朝鮮語を見出し難かったり、朝鮮語の法令文での元々の意味と一致しなかったりするときは、置き換えない。
- ・「공부 (公簿)」を「공문서 (公文書)」に置き換えたり、「부본 (副本)」を「복사본 (複写本)」に置き換えたりすることはできるが、法令の内容によっては、「공부 (公簿)」や「부본 (副本)」を「공문서 (公文書)」や「복사본 (複寫本)」に置き換えて用いると、意味が完全に伝わらないときがある。このようなときは、「공부 (公簿)」や「부본 (副本)」をそのまま用いる。

(2) 「日本式漢字語」の醇化

『分かり易い法令整備基準』第2章「Ⅱ 用語整備」の「2. 日本式漢字語」では、日本式漢字語を置き換える次のような例が取り上げられている。矢印の左側は醇化対象語、右側は醇化用語（置き換え語）を示している。なお参考まで、適宜《 》内に日本語訳を付した。また、朝鮮文字で書かれた原文中の漢字語は、すべて漢字に置き換えて示した。

假道→臨時道路、臨時通路

「假道」は日本語「仮道（かりみち）」から朝鮮語に借用された字音語である。

この例の説明では、「假」には‘偽の’と‘臨時’という2つの意味がある。意味をはっきりさせるため、‘臨時’の意味を帯びた‘假-’は‘臨時’に醇化するのが望ましい。しかし、‘假設建物’における‘假設’は期間を表す意味はもちろん、形態を表す意味もあるので、‘假設建物’は‘臨時建物’に置き換えず、そのまま用いる」とされている。日本語接頭辞「假-（かり）」を

含む接辞派生語は朝鮮語でも数多く用いられているが、これらは「日本式漢字語」として醇化対象とされている。

『分かり易い法令整備基準』の「整備用語」には、「整備対象用語」として「假委託、假装、假住所、假指定、假執行宣告、假處分、假綴、假綴하다、加假、假出、假出所、假退院、假解除、假還付」が取り上げられ、「假装、假執行宣告、假處分、假出所」は「醇化用語」でも語形を変えずにそのまま用いることとしているが、これは「假」を「臨時」に置き換えると、従来の用語の意味を正確に反映できないためである。これら以外の語は、それぞれ「醇化用語」として定めた「臨時收監、臨時住所、臨時指定、臨時묵음（假綴も用いる）、臨時로 묵다（臨時로 綴하다も用いる）、臨時搬出、臨時退院、臨時解除、臨時還付」に置き換えるとしている。

計理하다→會計處理하다《会計処理する》、處理하다《処理する》

「計理하다」は、名詞や副詞などに後接して用言化する接尾辞-하다(hada)を用いて造語された語で、これをあえて直訳すれば「計理する」となる。「計理」が日本語からの借用語とみて、朝鮮語で造語された「計理하다」を「日本式漢字語」として扱い、醇化対象語としている。

供하다《供する》→提供하다《提供する》、쓰이다《用いる》、使用되다《使用される》

「供하다」は日本語「供する」の「する」を用言化接尾辞「-하다」で翻訳した「日本式漢字語」である。文脈に沿って、漢字語「提供하다」《提供する》や「使用되다」《使用される》や固有語「쓰이다」《用いられる》を使い分ける形で置き換えるというものである。

其他《その他》→그 밖의《その他の》、그 밖에《その他に》

この例の説明では、「그 밖의」《その他の》を用いるか、「그 밖에」《その他に》を用いるかは、文の修飾関係を考慮して選択する。「其他」の後に続

くことばが長ければ長いほど、‘그 밖의’《その他の》よりは‘그 밖에’《その他に》に置き換えて用いるのが自然なときが多い」とされている。そして、修飾関係の例として、「其他+名詞」や「其他+形容詞/動詞+名詞」の場合は「그 밖의」《その他の》を選択し、「其他+節+名詞」、「其他+動詞句+名詞」の場合は「그 밖에」《その他に》を選択するとしているが、これは日本語の構文方法と変わるところがない。

このほか、醇化すべき「日本式漢字語」の法令文でよく用いられる用語の例として、「期하다」《期す》、「附着하다」《附着する》、「當該」、「明記하다」《明記する》、「命하다」《命ずる》、「未拂」《未払い》、「附議하다」《附議する》、「～에 不拘하고」《～に拘らず》、「算入하다」《算入する》、「算入하지 아니한다」《算入しない》、「応하다」《応じる》、「者」《もの》が取り上げられている。

「當該」の解説では、「該當」、もしくは「그」《その》に置き換えることとし、指示する内容が文中に現れた後で「當該」が現れる時は「그」《その》に置き換えるが、「그」が反復して現れたり「그」が何を指しているのか明確でないときは、「그」より「該當」に書き換えるのが望ましいとしている。

「命하다」《命ずる》の場合は、「處分을 하다」《処分を行う》のように明確に他のことばで置き換えることが可能ならば置き換えるが、置き換える相応しいことばがない時は、従来通り「命하다」を用いる。また「命令하다」《命令する》は語感がきつすぎるので、「命하다」を「命令하다」に置き換ええないとしている。こうした語感の相違は日本語の場合と共通しており、植民地下の日朝バイリンガリズムのもとで、語の微細な意味ニュアンスにまで日本語が影響を及ぼしていた結果だと考えられる。

「～에 不拘하고」《～に拘らず》の解説では、「不拘하고」《拘らず》の前にくる助詞「에」《に》を「에도」《にも》に改め、少しでも自然な文である「～에도 不拘하고」《～にも拘らず》にするとし、さらに、「第○條에 關係없어」《第○条に関わりなく》、「第○條와 달리」《第○条と異なり》な

どに置き換えることもできようが、現行法令文との間で意味が正確に一致しないことが起りうるので、「不拘하고」という用語をそのまま用いることにするとしている。「～에 不拘하고」《～に拘らず》より「～에도 不拘하고」《～にも拘らず》の方が「より自然」な表現だとする感覚も、現代日本語と共通している。

「應하다」《応じる》の場合は、「(命令에) 따르다」《(命令に) 従う》、「(要求에) 應答하다」《要求に応える》、「(検査를) 받다」《(検査を) 受ける》のように置き換えることができるとしつつも、置き換えが困難な場合は「～에 應하다」《～に応じる》をそのまま用いるとしている。

このように、法令用語は「日本式漢字語」であっても、従来の法令文のことを醇化語で置き換えることによって、法令の意味の取違いが生じることを極力警戒しているのである。「日本式漢字語」であっても、朝鮮語醇化の理念を先行させず、必要な場合はこれを継続して使用しようとする慎重さが垣間見られる。

(3) 「關하여」《関して》、對하여《対して》の醇化

『分かり易い法令整備基準』第2章「Ⅱ 用語整備」の「3. 日本語式表現」では、日本語「～に関して」や「～に対して」の逐語訳から生じた、以下のような朝鮮語としては不自然に思われる表現を取り上げて、解説している。

關하여《関して》

「～에 關하여」《～に関して》についての解説では、日本語式表現をそのまま踏襲したものなので、できるだけ使用しないとしている。

また、次のような助詞の置き換えを通じて、「日本語式表現」を醇化することになっている。

關하여 《關して》→～는 《～は》

¶ …電氣의 供給에 關聯된 事項에 關하여는 이를 申告 또는 變更申告한 것으로 본다 《…電氣の供給に關連した事項に關しては、これを申告もしくは變更申告したものとみなす》→ ¶ 電氣의 供給과 關聯된 事項은 申告나 變更申告를 한 것으로 본다. 《電氣の供給と關連した事項は申し出や變更申告をしたものとみなす》

關하여 《關して》→～를 / 을 《～を》

¶ 外國人의 子女에 對한 教育을 爲하여 《外国人の子女に対する教育のために》→ ¶ 外國人의 子女를 教育하기 爲하여 《外国人の子女を教育するために》

この例では、「日本語式表現」である「～을 위하여」「～のために」を、動詞句構文「～하기 위하여」「～するために」に醇化するとしている。

關하여 《關して》→～에 《～に》

¶ 委員會의 構成과 運營에 關하여 必要한 事項은 《委員會の構成と運營に關して必要な事項は》→ ¶ 委員會의 構成과 運營에 必要한 事項은 《委員會の構成と運營に必要な事項は》

ここでの解説では、「운영 (運營)」のように「動作を意味する単語 (叙述性名詞)」の後に「關하여 (關して)」がくれば、「關하여 (關して)」を削除しても自然な形で文がつながるので、このような場合「關하여 (關して)」を削除するとしている。

關하여 《關して》→～에 關하여 《～に關して》

¶ 指定基準에 關하여 必要한 事項은 《指定基準に關して必要な事項は》→
¶ 指定基準에 關한 事項은 《指定基準に關する事項は》/ 指定基準에 關하여 必要한 事項은 《指定基準に關して必要な事項は》

解説では、「基準」のような叙述性名詞ではない単語と「必要한 事項」

《必要な事項》を直につなぐと、文がぎこちなくなるので、この場合は「關하여」を生かしたり、「必要한」《必要な》を省略すれば自然な流れになるとしている。

對하여 《対して》

この語についての解説は、「에 對하여」《に対して》は「日本語式表現」をそのまま踏襲したものなので、助詞「～에게 《に》」や「～는 《は》」に置き換えるとしている。

對하여 《対して》 → ～에게 《に》

¶ 所屬 職員에 對하여 《所属職員に対して》 → ¶ 所屬 職員에게는 《所属職員には》

對하여 《対して》 → ～는 《は》

¶ 情報에 對하여는 이를 公開하지 아니할 수 있다. 《情報についてはこれを公開しないことがある》 → ¶ 情報は 公開하지 아니할 수 있다. 《情報は公開しないことがある》

(4) 名詞羅列形の醇化

日本語からの語彙干渉、意味干渉のみならず、文法干渉も少なからず見られる。これは近代朝鮮語が形成されてきたプロセスから十分に推測されることだが、朝鮮の知識人のほとんどすべてが、かつて植民地時代は日本語と朝鮮語を自由に読み、書き、話すバイリンガルであったことと大きく関係している。

「日本語式」の名詞を羅列した構文の醇化について、『分かり易い法令整備基準』第2章の「Ⅱ 用語整備」は、「法令文ではいくつかの名詞を助詞を用いなくて羅列した名詞句などを用いる場合が多い。これは単語が用法によって形態が変わる朝鮮語とは異なり、文章内の位置によって意味が変

わる漢文の影響を受けた日本語を、法令でそのまま翻訳してきたことの影響と見られる。ところで、文にこのような名詞羅列形や名詞節があると、文が堅苦しくなり、理解しがたくなる問題がある。このような名詞羅列形には助詞や補助詞を適切に加えて、単語の間の関係を明らかにすれば、ずっと読みやすい文になる」と解説し、次のような例を示している。

㉮ 部品の 互換性 提高를 爲하여 《部品の互換性向上のために》 → ㉮ 部品の 互換性を 높이기 爲하여 《部品の互換性を高めるために》

㉮ 執行猶豫宣告를 받고 《執行猶予宣告を受けて》 → ㉮ 執行猶豫를 宣告 받고 《執行猶予を宣告されて》

㉮ 避難場所 到着時の 措置 《避難場所到着時の措置》 → ㉮ 避難場所에 到着했을 때의 措置 《避難場所に到着した時の措置》

(5) 助詞の醇化

日本語助詞を介した文法干渉は、朝鮮語の構文を変容させた要因の一つである。

『分かり易い法令整備基準』第2章の「Ⅱ 用語整備」の解説では、日本語助詞「に」の文法干渉に関して、「法令文で助詞‘에’《に》が不自然に用いられる例が多いが、これは日本語の助詞‘に’を直訳したことから生じた誤謬と見られる。これは日本語の格助詞と朝鮮語の助詞が1対1対応していないにも拘らず、機械的に翻訳する過程で生じた誤謬である」と解説している。そして、「日本語‘に’に対応する朝鮮語の助詞は‘~에’《[物] ~に》をはじめとして、‘~를’《~を》、‘~에서’《~で、~から》、‘~에게’《[人・動物] ~に》、‘로’《~へ》、~보다’《~より》、~로서’《~として》など多彩なので、文脈に応じて自然に結合するように朝鮮語の助詞を正しく用いる」ことを求めている。「日本語式表現」として醇化対象とされている助詞の使用例を以下に示すが、これから如何に朝鮮語構文の奥深くまで日本語からの文法干渉が及んでいるかが類推できるだろう。近代から現代に至るまで、こうした日本語助詞の用法を媒介とした文法干渉によって、

明確に自覚されないまま日本語的構文が朝鮮語の中に取り込まれ、定着してきた。日本語助詞を媒介とした文法干渉に留まらず、例えば日本語「～に違いない」からの逐語訳「～에 틀림없다」(「に」→「에」、**「違い」**→「틀림」、「ない」→「없다」)や「～に過ぎない」からの逐語訳「～에 지나지 않다」(「に」→「에」、**「過ぎ」**→「지나」、「ない」→「지 않다」)など、多くの慣用句が翻訳借用されてきた。こうした多彩な文法干渉の結果は現代朝鮮語に肉体化しているが、その実態は未だ十分には解明されていない。以下、『分かり易い法令整備基準』で取り上げられた助詞に関する醇化例を紹介する。

예 《に》→ 과 《と》

- ¶ 保險에 關係있는 《保険に關係ある》→ ¶ 保險과 關係있는 《保険と關係ある》
- ¶ 内容에 關係있는 《内容に關係ある》→ ¶ 内容与 關係있는 《内容と關係ある》

예 《[方向性に焦点を合わせて] に》→ 로 / 으로 《① [到達点に焦点を合わせて] へ。②として》

- ¶ 起算일에 遡及하여 《起算日に遡及して》→ ¶ 起算일로 遡及하여 《起算日に遡及して》
- ¶ 運送用に 提供하거나 《運送用に提供したり》→ ¶ 運送용으로 提供하거나 《運送用として提供したり》
- ¶ 原狀에 回復하여야 《現状に回復してこそ》→ ¶ 原狀態로 돌려놓아야 《元の状態に戻してこそ》

예 《に》→ 를 《①を。②に》

- ¶ 信義에 좃아 《信義に則り》→ ¶ 信義를 좃아 《信義に則り》. ¶ 信義를 지켜 《信義を守り》

예 《に》 → 보다 《より》

㉞ 缺員 數에 不足하고 《欠員數に足りず》 → ㉞ 缺員보다 적고 《欠員より 少なく》

예 《[物] に》 → 예게 《[人間・動物] に》

㉞ 所有者에 屬한 境遇 《所有者に属した場合》 → ㉞ 所有者에게 屬했을 때 《所有者に属していた時》

예 《に》、이 《が》、으로 《で》 → 에서 《で・において》

㉞ 이 法에 規定한 《この法に規定した》 → ㉞ 이 法에서 規定한 《この法
で規定した》

㉞ 法에 定한 《法に定めた》 → ㉞ 法에서 定한 《法で定めた》

㉞ 이 法이 規定한 《この法が規定した》 → ㉞ 이 法에서 規定한 《この法
で規定した》

㉞ 法이 定한 《法が定めた》 → ㉞ 法에서 定한 《法で定めた》

㉞ 法으로 定한 《法で定めた》 → ㉞ 法에서 定한 《法で定めた》

㉞ 이 法으로 規定한 《この法で規定した》 → ㉞ 이 法에서 規定한 《この
法で規定した》

~에 있어서 《~において・にあつて》 → 에서 《で》 など

㉞ 昇進에 있어서 《昇進において》 → ㉞ 昇進에서 《昇進で》

㉞ 處遇에 있어서 《処遇において》 → ㉞ 處遇에서 《処遇で》

㉞ 都給契約에 있어서 《請負契約において》 → ㉞ 都給契約의 境遇 《請負
契約の場合》. ㉞ 都給契約을 할 때 《請負契約をするとき》. ㉞ 都給契約을
맺을 때 《請負契約を結ぶとき》

上記のほかにも、以下のような「日本語式表現」が醇化対象として置き
換え表現とともに取り上げられている。

㉠ ~等에 있어서는 《~などにあつては》→ ㉠ ~等の 境遇에는 《~などの
 場合には》

㉠ 危機에 있어서 《危機において》→ ㉠ 危機로 《危機で》. ㉠ 危機로 因하
 여 《危機によって》. ㉠ 危機가 發生하여 《危機が發生して》

㉠ 業務에 있어서 《業務において》→ 業務 遂行 時 《業務遂行時》. ㉠ 業務
 를 遂行할 때 《業務を遂行する時》

㉠ 適用함에 있어서 《適用するにあつて》→ ㉠ 適用하는 境遇 《適用す
 る場合》. ㉠ 適用하여 《適用し》. ㉠ 適用할 때 《適用する時》

~으로써 《~をもって・通じて》→ ~여 《~(し)て》、~여서 《~(し)
 て》、~으로써

「道具や方法・手段を表す「~으로써」は漢文（‘以’）と日本語（~をも
 って、~を通じて）に由来する表現である」と解説されている。そして、
 ‘으로써’が手段や方法の意味よりは時間的前後関係を連結する意味がより
 大きい場合は、‘으로써’を‘여’、‘여서’に置き換えるのが自然であるとし
 て、以下の例を示している。

㉠ 어린이에 대한 사랑과 보호의 정신을 높임으로써 이들을 옹고 아름답
 고 슬기로우며 씩씩하게 자라나도록 하기 위하여 《子供に対する愛と保
 護の精神を高めることを通じて、彼らを正しく、美しく、賢明で、りり
 しく育つようにするために》→ ㉠ 어린이에 대한 사랑과 보호의 정신을
 높여서 이들을 옹고 아름답고 슬기로우며 씩씩하게 자라나도록 하기
 위하여 《子供に対する愛と保護の精神を高め、彼らを正しく、美しく、
 賢明で、りりしく育つようにするために》

~을要하는 《要する》など

「~을 要하는」、「~을 必要로 하는」は日本語「~を要する」、「~を必
 要とする」を直訳した表現である。この表現は朝鮮語の「~이 必要한」《~
 が必要な》、「~을 ~할 必要가 있다」《~を~する必要がある》などに書

き改める」と解説されている。

更に、「특별한 事由가 없는 限」《特別な事由がない限り》、「～하지 아니하는 限」《～しない限り》、「～에 限하여」《～に限って》なども、醇化対象としての「日本語式表現」の例として取り上げられている。

属格助詞「의」《の》の濫用

属格助詞「의」《の》の濫用は、日本語「の」の影響であり、省略したり、適切に他のことばに置き換えると説明されている。主語の位置に主格助詞ではない属格助詞「의」を用いてぎこちない文となるとき、「의」を主格助詞「이/가」《が》に置き換えれば文が滑らかになると解説され、次の例が紹介されている。

¶ 著作者的 生存하는 동안 《著作者の生存するあいだ》 → ¶ 著作者가 生存해 있는 동안 《著作者が生存しているあいだ》

¶ 婚姻關係의 終了한 때로부터 《婚姻關係の終了したときから》 → 婚姻關係가 끝난 때부터 《婚姻關係が終わった時から》

目的格助詞の位置に「의」を用いる場合

属格助詞「의」《の》を目的格助詞「을/를」《を》に置き換えるとして、以下の例が示されている。

¶ 給與의 支給을 爲하여 《給与の支給のために》 → 給與를 支給하기 爲하여 《給与を支給するために》

このほか、助詞「의」を反復して用いたりする、朝鮮語としては不適切な「日本語表現」とみなされる以下のような例が挙げられている。

¶ 建築物의 建築의 禁止 《建築物の建築の禁止》 → ¶ 建築物의 建築 禁止 《建築物の建築禁止》

¶ 賃貸住宅의 建設에 《賃貸住宅の建設に》 → ¶ 賃貸住宅 建設에 《賃貸住宅建設に》

- ㉑ 辨濟로서의 他人의 物件의 引渡 《弁済としての他人の物件の引き渡し》
→ ㉑ 辨濟로서 他人의 物件을 引渡하는 境遇 《弁済として他人の物件を
引き渡す場合》

以上、『分かり易い法令整備基準』の記述を紹介しながら、韓国の法令文に浸透した「日本語的要素」を醇化する方策の若干例を見た。まえでも述べたように、一般に認識されているように日本語からの言語干渉は語彙レベルに留まるものではなく、文法レベルにまで根深く日本語の影響が浸透している。朝鮮語の言語醇化運動あるいは朝鮮民族の言語純化主義が、日本語からの言語干渉に関して、どこまでを異質的要素として醇化対象とみなすのか、また、すでに朝鮮語として定着した「日本語的要素」に対して、どのようにこれと折り合いを付けるかという問題は、日本語からの影響は植民地時代の残滓で除去されるべきであるといった議論が続く限り、永遠の課題のように思われる。

第6章 『分かり易い法令整備基準』の「醇化対象用語」に 反映された訓読漢字語の分析

韓国法制処が策定した『分かり易い法令整備基準』（第5版、2012年）には「Ⅱ 整備用語」として3,926項目の「醇化対象用語」が取り上げられているが、その大多数が日本語を原語とする借用語である。さらに、その多くが日本語の音読漢字語からの字音語である。上記3,926項目のなかには、「間歇、間歇的」、「禁獵、禁獵區」のように1つの項目に複数の類例がまとめて採録されているケースが散見され、これらを分けて計算すれば、4,000項目を少し上回る程度（4,013項目？）となる。日本語の訓読漢字語からの字音語は、筆者が調査したところでは490項目程度で、全体の約13%を占めている。この調査は、訓読漢字語からの字音語と音読漢字語からの字音語が複合した混種語も含めたものである。なお、この『分かり易い法令整備基準』の「醇化対象用語」はいわゆる法律用語に限られるものではなく、

韓国の法令中に用いられている語のすべてを対象として、さまざまな語句が採録されたものである。以下、「醇化対象用語」として取り上げられた訓読漢字語を抽出しながら、若干の考察を行う。

(1) 1字漢字に-하다 (-hada) 用言化接尾辞を後接して形成された語

朝鮮語において、1字漢字に用言化接尾辞-하다 (-hada) が後接して造語された動詞・形容詞は、開化期には漢文読み下しの影響のもとに数多く出現していたが、言文一致文体への移行とともに、その多くは影をひそめてきた。その一方、日本の法令文が朝鮮語に訳されて使用される過程において、日本語の-スル動詞や、1字漢字を訓読して送り仮名を付した用言が朝鮮語に対して語彙干渉を起し、1語漢字に用言化接尾辞-하다 (-hada) が結合した朝鮮語語彙を定着させる要因の一つとして作用してきた。

『分かり易い法令整備基準』の「Ⅱ 整備用語」で取り上げられた3,926項目の「醇化対象用語」の中には、47語の1字漢字からなる-하다用言が醇化対象用語として取り上げられている。このうち、下に示したように26語には、形態・意味的に対応する日本語の訓読漢字語がみられ、20語には形態・意味的に対応する日本語の音読漢字語がみられる。また「減하다」は両者に関わり、いずれにも分類しがたい語である。なお、『分かり易い法令整備基準』の「醇化対象用語」欄に活用形で示されている語は、下の語彙リストには活用形のまま示した。

[日本語の訓読漢字語に対応する語があるもの]

加하다 《加える》、輕하다 《軽い》、經하다 《経る》、告하다 《つげる》、求하다 《求める》、闕하다 《欠く》、基하다 《基づく》、企하다 《企てる》、既히 《既に》、得하다 《得る》、犯하다 《犯す》、甚히 《甚だしく》、依하다 《依る》、因하여 《因って》、臨하여 《臨んで》、占하다 《占める》、정하는 《定める》、除하다 《除く》、足하다 《足る》、重하다 《重い》、綴하다 《綴じる》、取하다 《取る》、畢하다 《おえる》、限하다 《限る》、行하다 《行く》、許하

다 《許す》(以上、26語)

[日本語の音読漢字語に対応する語があるもの]

供하다 《供する》、科하다 《科す》、課하다 《課す》、關하여 《關して》、對하여 《對して》、命하다 《命ずる》、反하다 《反する》、發하다 《發する》、補하다 《補する》、付하다 《付す》、附하다 《附す》、生하다 《生じる》、屬한 《屬する》、乘하다 《乗ずる》、要하다 《要する》、應하다 《応じる》、際하여 《際して》、準하다 《準ずる》、處하다 《処す》、害하다 《害する》(以上、20語)

[いずれにも分類しがたい語]

減하다 《減らす/減ずる》(以上、1語)

上記47語の-하다 (-hada) 用言のうち、「醇化用語」欄にも「醇化対象用語」と同一の語形が記され、したがって法令用語としては完全には排斥すべき語とみなされていないのは、下記の19語である。これらの語は他の語に置き換えた場合、法令文の本来の意味を正確に反映しがたい場合があると判断されたものである。たとえば、「科하다 《科す》」の場合、「罰金刑」の場合は「罰金刑에 處하다」《罰金刑に処す》のように「處하다」《処す》に置き換えるとしつつも、「罰金」の場合は「罰金を 課하다」《罰金を科す》のように醇化対象語彙をそのまま用いるとしているのが、その例である。

加하다 《加える》、科하다 《科す》、關하여 《關して》、對하여 《對して》、命하다 《命ずる》、犯하다 《犯す》、補하다 《補する》、屬한 《屬する》、甚히 《甚だしく》、應하다 《応じる》、依하다 《依る》、因하여 《因って》、臨하여 《臨んで》、定하는 《定める》、重하다 《重い》、準하다 《準ずる》、綴하다 《綴じる》、處하다 《処す》、畢하다 《おえる》(以

上、19語)

一方、「醇化用語」欄には「醇化対象用語」の語形が記されておらず、したがって法令用語としては排斥すべき語とされているのは、以下の28語である。

減하다 《減らす/減ずる》、輕하다 《軽い》、經하다 《経る》、告하다 《つげる》、供하다 《供する》、課하다 《課す》、求하다 《求める》、闕하다 《欠く》、基하다 《基づく》、企하다 《企てる》、既히 《既に》、得하다 《得る》、反하다 《反する》、發하다 《発する》、付하다 《付す》、附하다 《附す》、生하다 《生じる》、乘하다 《乗ずる》、要하다 《要する》、占하다 《占める》、除하다 《除く》、際하여 《際して》、足하다 《足る》、取하다 《取る》、限하다 《限る》、害하다 《害する》、行하다 《行う》、許하다 《許す》(以上、28語)

『分かり易い法令整備基準』の「Ⅱ 整備用語」の一覧表には、これら47語が以下のように記述されている。なお、下表の「対応する日本語」欄は筆者が書き加えたものである。また、漢字音で発音される部分は便宜上、原典の朝鮮文字表記を漢字で転写して示した。さらに、朝鮮語の意味が把握できるように、参考まで《 》内に日本語訳を付した。ゴチックは筆者によるもので、分析対象となる部分を示した。

表6 「整備対象用語」とされた「1字漢字+-하다 (-hada)」用言の項目一覧
(1)

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
加하다	くわえる	加하다 《加える》, (變更을) 하다 《(変更を)する》; (危害을) 주다 《(危害を)与える》; (危害를) 입히다 《(危害を)与える》; (行爲를) 하다 《(行為を)なす》

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
加한 (行爲를 加한)	くわえた (行爲をくわえた～)	加하다, (變更을) 하다 《(變更を) する》, (危害를) 주다 《(危害を) 与える》, (危害를) 입히다 《(危害を) 与える》, (行爲를) 하다 《(行爲を) なす》
減하다	へらす	빼다 《取り除く》; 덜다 《減らす》; 낮추다 《低める》; 줄이다 《減らす》
經하다	へる	거치다 《経る》
輕하다	かるい	가볍다 《軽い》; 弱하다 《弱い》
告하다	つげる	알리다 《知らせる》
供하다	供する	提供하다 《提供する》; 쓰이다 《用いられる》; 주다 《与える》; 使用되다 《使用される》 [‘供하다’ という単語は使用せず文脈に沿うように醇化する]
過怠料에 處한다	過怠料に処す	過怠料를 賦課한다 《過怠料を賦課する》
既히	すでに	이미 《すでに》
課하다	課する	(租稅・過怠料를) 賦課하다 《(租稅・過怠料を) 賦課する》
科하다 (罰金을 科하다)	科す (罰金を科す)	～에게는 刑罰을 科하다 《～には刑罰を科す》; ~에게는 罰金을 科하다 《～には罰金を科す》; ~은 〇〇원의 罰金刑에 處하다 《～は〇〇ウオンの罰金刑に処す》
闕하다	かく	빠지다 《抜ける》, 비다 《空く》, (要件을) 充足하지 못하다 《(要件を) 充足しない》
求하다	もとめる	要求하다 《要求する》
關하여	關して	에 《に》; 에게 《に》; 은 《は》; 는 《は》; 하기 위하여 《するために》 [できるだけ他の語に置き換え ‘關하여’ を濫用しない]
企하다	くわだてる	圖謀하다 《図る》; 꾀하다 《企む》; 일으키다 《起こす》; ~에 따르다 《～に依る》; ~를 바탕으로 하다 《～を基にする》
基하다	もとづく	~에 따르다 《～に依る》; ~를 바탕으로 하다 《～を基にする》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
基한	もとづいた～	그러한 《そのような》; 根據한 《基づいた》; 바탕으로 한 《基とした》
緊急을 要할 때	緊急を要する時	緊急히 措置해야 할 때, 緊急한 境遇 《緊急に措置しなければならない時、緊急の場合》
對하여	対して	에게 《に》, 對하여 《対して》
對하여	対して	에 《に》; 에게 《に》; 은 《は》; 는 《は》; 하기 위하여 《～するために》 [できるだけ他の語に置き換え ‘對하여’ を濫用しない]
對하여는	対しては	에게는 《には》, 對하여는 《対しては》
對하여는 (例: 情報에 對하여는 이를)	対しては (例: 情報に對しては,これを)	～은 《～は》, ～는 (情報는) 《～は (情報は)》
得하다	える	받다 《受け取る》, 얻다 《得る》
命令 (指示) 를 發하다	命令 (指示) を 發する	命令을 하다 《命令をする》, 指示를 하다 《指示をする》
命하다 (例: 營業의 停止를 命하다)	命ずる (例: 營業の停止を命ずる)	處分을 하다 《処分をする》, 命하다 《命ずる》
反하다	反する	어긋나다 《食い違う》, 다르다 《異なる》
發하다	發する	내다 《出す》, 보내다 《送る》, 始作하다 《始まる》, (命을) 내리다 《(命を) 下す》, 發送하다 《發送する》, 發表하다 《發表する》
犯하다	おかす	犯하다 《犯す》, 저지르다 《働く》, 짓다 《(罪を) なす》
補하다	補する	任命하다 《任命する》, 補하다 《補する》
附하다	附す	붙이다 《くっつける》, 添附하다 《添付する》
付하다	つける / 付す	(회의에, 심판에) 부치다 《(會議に、審判に) 付す》
法이 定하는	法がさだめる～	法에서 定하는 《法で定める》
甚히	はなはだしく	매우 《とても》, 몹시 《とても》, 甚하게 《はなはだしく》
法律이 定하는	法律がさだめる～	法律에서 定하는 《法律で定める》

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
法令이 定하는	法令がさだめる ～	法令에서 定하는 《法令で定める》
部令이 定하는	部令がさだめる ～	部令으로 定하는 《部令で定める》。
大統領令이 定하는	大統領令が定める ～	大統領令으로 定하는 《大統領令で定める》
生하다	生じる	생기다 《生じる》
所有者에 屬한	所有者に属する ～	所有者에게 屬한《所有者に属する》, [人間・動物] 에게 《に》, [事物・団体・機関] 에 《に》
損失을 加하다	損失をくわえる	損失을 加하다 《損失を加える》
要하다	要する	～가 必要하다 《～が必要だ》, 要求되다 《求められる》
乘하다	乗ずる	곱하다 《掛ける》
要하는	要する	～가 必要な 《～が必要な》
應하다	応じる	(命令에) 따르다 《(命令に) 従う》, (協商에) 應하다 《(協商に) 応じる》, (検査를) 받다 《(検査を) 受ける》. [文脈に沿うように当該の内容を汲んで書く]
臨하여	のぞんで	臨하여 《望んで》, 直面하여 《直面して》, 이르러 《至って》, 나가서, 따라야 《したがって》
節次를 取하다	手続をとる	節次를 밟다 《手続きを踏む》, 次例를 밟다 《順序を踏む》, 順序를 밟다 《順序を踏む》
占하다	しめる	차지하다 《占める》
定하는바에 依하여	さだめるところによれば	定하는 바에 따라 《定めるところにより》, ～에 따라 《～に従って》
際하여	際して	～할 때에 《～する時に》
除하다	のぞく	빼다 《取り去る》
足하다	たりる	～로 充分하다 《～で十分だ》, ～로 満足하다 《～で満足だ》
準하다	準ずる	準하다 《準ずる》
重하다	おもい	무겁다 《重い》,甚하다 《甚だしい》, 重하다 《重い》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
處한다, 處하다	処す	(罰金에) 處한다 《(罰金に) 処す》, 처하다 《処す》 *(罰金刑을) 科한다 《罰金刑を科す》, 賦課하다 《賦課する》*(過怠料를) 賦課한다 《(過怠料を) 賦課する》, 賦課하다 《賦課する》
綴하다	とじる	綴하다 《綴じる》
總理令이 定하는	総理令がさだめる～	總理令으로 定하는 《総理令で定める》
他人의 生命을 害한 때	他人の生命を害する時	다른 사람을 死亡하게 했을 때
畢하다	おえる	마치다 《畢える》
에 限하다, 限한다 (～에 限한다)	にかぎる, かぎる (～にかぎる)	～에 限定한다 《～に限定する》, ～로 限定한다 《～に限定する》, ～만 該当한다 《～だけ該当する》, ～만을 할 수 있다 《～だけができる》, ～만을 말한다 《～だけをいう》
限하여	かぎって	～에서만 《～でのみ》, ～에 限定하여 《～に限定して》, ～으로만 《～でだけ》, ～에만 《～にだけ》
限하여 (1회에 限하여)	かぎり (1回にかぎり)	한 次例만 《一度だけ》, 한 番만 《一度だけ》, 한 次例에 限定하여 《一度に限定して》
限하여 (2회에 限하여)	かぎり (2回にかぎり)	두 次例만 《二度だけ》, 두 番까지만 《二度までだけ》, 두 次例에 限定하여 《二度に限定して》, 두 番만 《二度だけ》
하여 (意見を 求하여야)	もとめて	들어야 《聞いて》, 意見を 들어서 《意見を聞いて》
함에 足한	するにたる～	～할 수 있는 《～できる》
害하다	害する	해치다 《害する》, 侵害하다 《侵害する》, 害를 끼치다 《害を及ぼす》
行하다	おこなう	하다 《する》, 遂行하다 (事業을 하다, 業務를 遂行하다) 《遂行する (事業を行う, 業務를 遂行する)》
許하다	ゆるす	許諾하다 《許す》, 許可하다 《許可する》

上掲表6に示した1字漢字を語基とする-하다 (-hada) 用言のなかで、「整備対象用語」が「醇化用語」でもあり、しかも他の置き換え語が示されていないものは、「綴하다、屬하다、準하다」の3語である。

また、「整備対象用語」が「醇化用語」でもありつつ、その他の置き換え語も示されているのは「加하다、科하다、關하다、犯하다、甚히、依하여、因하여、臨하다、定하는、重하다、對하다、補하다、處하다」の13語である。

一方、「整備対象用語」が「醇化用語」には含まれておらず、したがって、「醇化用語」として示された置き換え語を用いるとされたものは、「輕하다、經하다、告하다、求하다、闕하다、基하다、企하다、既히、得하다、占하다、除하다、足하다、取하다、畢하다、限하여、行하다、許하다、供하다、課하다、命하다、反하다、發하다、附하다、付하다、生하다、乘하다、要하다、應하다、際하다、害하다、減하다」の31語である。つまり、『分かり易い法令整備基準』の「整備用語」では、1字漢字を語基とする-하다 (-hada) 用言のうち、法令文から完全に廃除するとされた語は、47語のうちの31語で、全体の66%を占めている。次の本章(2)の末尾で指摘することだが、2字以上の漢字からなる訓読漢字語からの字音語の場合、法令文から完全に廃除するとされた語は、346語のうちの130語で、全体の約38%となっているのと比較すると、1字漢字を語基とする-하다 (-hada) 用言に対する醇化意識は相当に高い。

(2) 2字漢字以上の訓読漢字語に-하다 (-hada) 用言化接尾辞を後接して形成された語

『分かり易い法令整備基準』の「Ⅱ 整備用語」には、日本語の訓読漢字語が字音化され、これに-하다 (-hada) 用言化接尾辞が後接してできた語が39語採録されている。

このうち、「醇化用語」欄に「醇化対象用語」と同じ語形が記され、したがって法令用語としては完全には排斥すべき語とみなされていないのは、

以下の21語である。

表7 「整備対象用語」とされた「訓読漢字語からの字音語+하다 (-hada)」用言の項目一覧(2)

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
掘取하다	ほりとる	캐내다《掘り出す》、파내다《掘り出す》、掘取하다《掘り取る》
貸付하다	かしつける	빌려주다《貸し与える》、貸出하다《貸し出す》、貸與하다《貸与する》、貸付하다
貸出하다	かしだす	빌려주다《貸し与える》、貸出하다
買受하다	かいうける	買受하다
買入하다	かいいれる	사들이다《買い入れる》、買入하다
野積하다	のづみする	野積하다
掠取하다	かすめとる	[物を] 掠取하다、掠奪해 가져가다《掠奪して持ち去る》、훔치거나 빼앗아서 가져가다《盗んだり奪ったりして持ち去る》
承継하다	うけつぐ	이어받다《受け継ぐ》、承継하다《受け継ぐ》
讓渡하다	ゆずりわたす / 讓渡する	讓渡하다 넘겨주다《渡す》(×)、넘기다《渡す》(×)
讓受하다	うずりうける / 讓受する	讓受하다 넘겨받다《譲り受ける》(×)
引繼하다	ひきつぐ	引繼하다
引渡하다	ふきわたす	引渡하다、넘겨주다《引き渡す》
引下하다	ひきさげる	引下하다、내리다《下げる》
積立하다	つみたてる	積立하다
轉貸하다	てんがしする / 転貸する	다시 貸與하다《再び貸与する》、다시 빌려 주다《再び貸し与える》、轉貸하다《転貸する》
差入하다	さしいれる	差入하다、[拘置・留置されている者に対する差し入れの場合は] 넣어 주다《入れてやる》
借入하다	かりいれる	借入하다
取扱하다	とりあつかう	取扱하다

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
取消된 後	とりけされた後	取消된 後《取り消された後》 * -하다用言ではないが、類似したもので、ここに分類した。
下向하다	したむく	下向하다
呼出하다	よびだす	呼出하다《呼び出す》

上記21語のうち、「買受하다、野積하다、讓渡하다、讓受하다、引繼하다、積立하다、借入하다、取扱하다、下向하다、呼出하다」の10語は「醇化用語」欄には「醇化対象用語」と同形の語しか記載されておらず、醇化対象として取り上げつつも、これに変更を加えないとしている。これらの語は、法令用語としての意味ニュアンスに齟齬を生まない置き換え語が見出し得ないことを意味している。また、上の表の「醇化用語」欄の記述うち、筆者が太字で示した語は「매수 (買受) 하다」のように朝鮮文字の後に漢字が併記されており、この他に「掠取」、「讓渡」、「讓受」、「貸與」「差入」にも、たとえば「약취 (掠取) 하다」のように漢字が併記されており、語の意味把握を確実にするためにとられた措置である。

一方、「醇化用語」欄には「醇化対象用語」の語形が記されておらず、したがって法令用語としては排斥すべき語とされているのは、以下の27語である。

表8 「整備対象用語」とされた「訓読漢字語からの字音語+-하다 (-hada) 用言の項目一覧 (2)

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
假綴하다	かりとじする	臨時로 묶다 《臨時に綴じる》; 綴하다 《綴じる》
看做하다	みなす	(~로) 보다 《(〜と) 見る》
貸船하다	‘かしぶね’ する	배를 빌리다 《船を貸す》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
相反하다, 相反되다	あい反する / 相反(そうはん)する	어긋나다 《食い違う》
上積하다	うわづみする	포개어 쌓다 《重ねて積む》
上廻하다	うわまわる	넘다 《越える》
受繼하다	うけつぐ	넘겨받다 《受け継ぐ》, 이어받다 《受け継ぐ》, 承繼하다 《受け継ぐ》
水洗하다	みずあらいする	물로 씻다 《水で洗う》
受取하다	うけとる	받다 《受け取る、もらう》
新入하는 者	あらたにはいる者	새로 들어오는 사람 《新たに入ってくる人》
新入하다	あらたにはいる	처음 들어오다 《始めて入ってくる》, 새로 들어오다 《新たに入ってくる》
深掘하다	ふかほりする	깊이 파다 《深く掘る》
如何한 名義로도	いかなる名義でも	어떠한 名目으로도 《ある名目でも》
引揚하다	ひきあげる	끌어올리다 《引上げる》, 건져내다 《取り出す、拾い上げる》
引出하다	ひきだす	(お金を) 찾다 《引き出す》
日割計算하다	ひわり計算する	날 수에 比例하여 計算하다 《日数に比例して計算する》, 날 수 대로 計算 하다 《日数通りに計算する》
切上하다	きりあげる	올리다 《上げる》, 끊어 올리다 《切り上げる》
切取하다	きりとる	자르다 《切る、切断する》
支拂하다	しはらう	支給하다 《支給する》
差出하다	さしだす	뽑아내다 《抜き取る、選び抜く》
聽取하다	ききとる / 聽取する	듣다 《聞く》
取集하다	とりあつめる	収集하다 《収集する》
取去하다	とりさる	가져가다 《持っていく》
酒醉하다	さけよいする	술에 醉하다 《酒に酔う》
騙取하다	だましとる	속여 뺏다 《だまして奪う》
下廻하다	したまわる	밀돌다 《下回る》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
割當하다	わりあてる	配定하다《割り当てる》

ここで注目されることは、本章(1)で見たように、1字漢字に-하다(-hada)用言化接尾辞を後接して形成された47語の場合、「醇化用語」として「整備対象用語」と同形の語しか示されていないのは「準하다、綴하다」の2語でしかないのにくらべ、2字漢字以上の訓読漢字語からの字音語に-하다(-hada)用言化接尾辞を後接して形成された語の場合、48語のうち10語あるという点である。ここから、もともと日本語の自立語であった語を語基にして形成された-하다(-hada)用言に比べて、非自立語が多い1語漢字を語基にして形成された-하다(-hada)用言は、朝鮮語語彙体系の中での安定性に欠け、このことは開化期以降生じた、こうした語彙の出現と消滅の急速な変転の背景をなすものと思われる。

以上、日本語の訓読漢字語が字音化され、これが-하다(-hada)用言化した語について考察した。このほか、『分かり易い法令整備基準』の「Ⅱ 整備用語」3,926項目には、「整備対象用語」として取り上げられた訓読漢字語からの字音語は、筆者が調べたところでは、下の表9で示した383項目に見られる。前で見たように、対応する訓読漢字語が確認できる「1字漢字+-하다(-hada)用言」27語、「2字漢字語+-하다(-hada)用言」48語を加えると、訓読漢字語からの字音語は458語となり、この数値は『分かり易い法令整備基準』の「Ⅱ 整備用語」で「整備対象用語」として挙げられた総項目の11.7%に相当する。

表9 「整備対象用語」とされた訓読漢字語からの字音語(-하다(-hada)用言以外)

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
假建物	かりたてもの	臨時建物

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
假契約	かり契約	臨時契約
假道	かりみち	臨時道路；臨時通路
假拂	かりばらい	假拂；于先支給《とりあえずの支給》
假拂金額	かりばらい金額	假拂金額；假拂金；于先支給金《とりあえずの支給》
仮設建物	仮設たてもの	仮設建物
假受金	かりうけ金	臨時受領金
家用	いえ用	家庭用
假委託	かり委託	臨時収監
家主	やぬし	집 所有者《家の所有者》
假住所	かり住所	臨時住所
假指定	かり指定	臨時指定
假執行宣告	かり執行宣言	假執行宣告
假處分	かり処分	假處分
假綴	かりとじ	臨時묶음《臨時綴じ》；假綴
假出	かりだし	假出《仮出し》
假出所	かり出所	假出所
假退院	かり退院	臨時退院
假解除	かり解除	臨時解除
各其	おのおのその	各各
假還付	かり還付	臨時還付；臨時返還
看做	みなし	看做《看做し》
坑口	坑ぐち	坑口
去來先	取引さき	去來處 * 「去來」は「取引」の醇化語
据置期間	すえおき期間	据置期間
件當	件あたり	件當, 한 件에 《一件当たり》
見本	み本	見本
見習	みならい	修習
見様	みよう	書式, 본보기 《見本》, 見本様式
見積	みつもり	見積
見積書	みつもり書	見積書
缺席届	欠席とどけ	缺席申告；缺席申告書

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
届出	とどけで	申告；提出
高水敷地	高水しきち	둔치《水辺の丘》
高潮	たかしお	高潮
曲角地點	まがりかど地点	굽은 地點《曲がった地点》, 구부러진 地點《曲がった地点》
骨組	ほねぐみ	뼈대《骨格》；骨組
공의	おおやけの	公共의《公共の》
工場渡價格	工場わたし価格	工場渡價格
空地	あき地	빈터《あき地》；空터《空き地》
管理換	管理かん	管理換
其他 必要한 事項	その他必要な事項	그 밖에 必要한 事項《その他に必要な事項》
空車	あきぐるま / 空車	空車、빈車《空車》
官製葉書	官製はがき	郵便葉書
掛圖	かけ図	掛圖
麴	こうじ	누룩《こうじ》
既成高	既成だか	成果、實績、[‘お金’ のとき] 既成額
其他	その他・そのほか	그 밖의《その他の》、그 밖에《その他に》
裸銅鉛線	はだか銅鉛線	露出된 銅鉛線《露出した銅鉛線》, 민구리남줄《裸の銅鉛線》
裸麥	はだかむぎ	쌀보리《はだかむぎ》
卵類	たまご類	알 種類《卵の種類》
納期日	納期び	納付期限、納品期限、納品期日、納期日
内譯	うちわけ	(費用) 明細、(事業) 内容、具體적인 内容《具体的な内容》
内譯書	うちわけ書	明細書
内側	うちがわ	안쪽《うちがわ》
路肩	路かた	갓길《路肩》
路幅	みちはば	길 폭《みちはば》、길 너비 (みちの広さ)
但書	ただしがき	但書

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
端數	は数	끝수 《端数》、우수리 《端数》、거스름돈 《お釣り》
短靴	短ぐつ・短靴	구두 《靴》
當	あたり	～當 (時間當、미리當、40名當)
大路	おおみち	큰길 《大通り》、한길 《大通り》
大麥	おおむぎ	보리 《麦》、겉보리 《大麦》
大豆油	大豆あぶら	콩기름 《大豆油》
臺木	台ぎ	臺木
貸船	かしぶね	배를 빌리다 《船を貸す》
貸主	かしぬし	빌려준 사람 《貸してやったひと、貸してくれた人》、貸主
貸出	かしたし	貸出
大幅	おおはば	많이 《たくさん》、크게 《大きく》、넓게 《広く》
貸下	かしさげ	빌려줌 《貸してやること、貸してくれること》、대여 《貸与》
貸下金	かしさげ金	(政府로부터의) 《(政府からの)》 借入金 (政府로부터의) 《(政府からの)》 貸出金
待合室	まちあい室	待機室
到達日	到達び	도착한 날짜 《到着した日》
渡船	わたしぶね	나룻배 《渡し船》
渡船場	渡船ば	나룻터 《渡し場》
冬服	ふゆ服	겨울옷 《冬服》、冬服
豆類	まめ類	豆類、콩 種類 《まめの種類》、콩類 《まめ類》
頭數	あたまかず	머릿數 《金額の頭数》
麻袋	あさぶくろ	麻袋
麻布	あさぬの	麻布
蔓莖	つるくさ / 蔓草	덩굴줄기 《蔓の茎》
滿了日	滿了び	끝나는 날 《終わる日》、滿了日
網具展開板	あみ具展開板	展開板, 그물 展開板 《網の展開板》
賣渡人	うりわたし人	賣渡人、파는 사람 《売る人》、판 사람 《売った人》

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
埋立	うめたて	메움 《埋めること》、埋立
賣買	うりかい	賣買
買受人	かいうけ人	買受人、산 사람 《買った人》、살 사람 《買う人》
半月	半つき	2 의 1 箇月 《2 の 1 個月》
買占	かいしめ	사재기 《買占め》
買占賣惜	かいしめうりおしみ	買占賣惜
賣出	うりだし	販賣、팔기 《売り》、賣出
麥類	むぎ類	보리類 《麦類》、보리 《麦》
明渡	あけわたし	내줌 《明け渡し》、내어줌 《明け渡し》、넘겨줌 《引渡し、譲渡》、미워줌 《明け渡し》
名目の如何를 不問하고	名目のいかんを 問わず	어떤 名目으로도 《いかなる名目でも》、어떤 까닭으로도 《いかなるわけでも》、어떤 理由로도 《いかなる理由でも》
名札	なふだ	이름票 《名札》
母	はは	어머니 《母》
母豚	ははぶた	어미돼지 《母豚》
毛色	けいろ	털 빛깔 《毛の色》
毛皮	けがわ	털가죽 《毛皮》、모피 《毛皮》
木根	きね	나무뿌리 《木の根》
牧道	まきみち	牧场道路、牧场 길 《牧場の道》
木函	きばこ	나무 箱子 《木の箱》
苗木	なえぎ	苗木、모종나무 《苗木》
墨線	すみ線 / 墨線	검은 줄 《黒い線》、墨줄 《墨線》
未佛	未ばらい	未支給
迷兒	まよご	迷兒
剥取	はぎとり	떼어냄 《剥ぎ取り、剥がし取り》
拔取	ぬきとり	뽑아냄 《抜き取り》
白絲	しらいと	흰 실 《白い糸》
帆船	ほぶね / 帆船	돛단배 《帆掛け船》
帆布	ほぬの / 帆布	돛의 천 《帆の布地》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
父	ちち	아버지 《父》
賦拂金	賦ばらい金	割賦金
賦拂方法	賦ばらい方法	支給方法
敷地	しき地	터 《場所》
拂入	はらいこみ	納入、捰 《払い》. *日本の国字「込」は朝鮮語では「入」で受容される。
飛沙	とびすな	飛沙
氷水	こうりみず	얼음물 《氷水》
私物函	私物ばこ	私物函
絲類	いと類	실의 種類 《糸の種類》
沙場	すなば	모래沙場 《砂場》
挿穂	さしほ	꾸욱이모 《挿穂》
船橋	ふなばし	船橋
先金	さきがね	先金
船路	ふなじ	벚길 《船路》、航路
船留場	ふなたまり場	船留場
先拂	さきばらい	先支給
船賃	ふな賃	벚값 《船賃》
船積港	ふなづみ港	船積港
船主	ふなぬし / 船主	船主
船着場	ふなつきば	船着場
船着地	ふなつき地	船舶到着地
船便	ふな便	船便
船荷証券	ふなに証券	船荷証券
盛土	もりつち	盛土
訴	うったえ	訴
小溜地	こだまりいけ	늪지 《沼地》
小麦	こむぎ	밀 《小麦》
小麦粉	こむぎこ	밀가루 《小麦粉》
小分	こわけ	잘게 나눔 《細かく分けること》、작게 나눔 《小さく分けること》
小船	こぶね	小型船舶

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
訴에 敗訴하다	うったえに敗訴する	訴에서 敗訴하다 《訴えて敗訴する》
消印	けし印	消印
消印未畢의	消印未畢の	消印이 없는 《消印がない》
小幅	こはば	小幅
小荷物	こにもつ	작은 짐 《小さな荷物》、小荷物、[旅行用携帯品を意味する時] 手荷物
小型	こがた	小型
小型漁船	こがた漁船	小型漁船
受拂	うけばらい	受拂、받음과 치름 《受領と支払い》
水洗	みずあらい / 水洗	水洗、물 洗滌 《水洗滌》
手續	てつづき	節次 《手続き》
輸入先	輸入さき	輸入處 《輸入先》
水底	みずそこ・みなそこ / 水底	물 아래 《水の下》, 물밑 《水の底》
手製文書	て製文書	손으로 作成한 文書 《手で作成した文書》
受取	うけとり	受取
受取人	うけとり人	受取人
手荷物	てにもつ	[旅行客が持ち歩く荷物をいうとき] 手荷物
乗降場	のりおりば	乗降場
乗降	のりおり / 乗降	타고 내림 《乗り降り》、오르내림 《登り降り》
乗降場	のりおりば / 乗降場	乗降場
勝馬	かちうま	勝利한 말 《勝利した馬》, 勝利馬 《勝馬》
乗合自動車	のりあい自動車	乗合車、乗合自動車
時間當 (1時間當)	時間あたり	時間當 [‘1時間當’で‘1’は必要ないので省略する]
試掘	ためしほり / 試掘	試驗掘鑿
植木	うえき	植木, 나무 심기 《木を植えること》
植付面積	うえつけ面積	심은 面積 《植えた面積》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
申立	もうしたて	申請
身柄	みがら	身體拘束、身柄
身柄引受	みがらひきうけ	[この語を出来る限り用いないこととする]
新入	新しいり	新入
이 法 施行 日 前 에	本法施行びまえ に	이 法 施 行 前 에 《本法施行前に》
아니하는 限	～でないかぎり 、～しないか ぎり	아니하는 範圍에서 《～でない範圍で、～しない範圍で》、없은 範圍에서 《でない範圍で》、아니하면 《でなければ、しなければ》、境遇 外에는 《場合のほかには》
壓麥	おしむぎ	납작보리 《平たい麦》
野山	のやま	野山
藥指	くすりゆび	넷째 손가락 《4番目の手の指》
讓受	ゆずりうけ	讓受
揚荷	あげに	짐 나르기 《荷物運び》
魚貝類	魚かい類	魚貝類
魚汁	うおじる	生鮮즙 《魚汁》
堰	せき	둑 《堤、土手》
言渡	いいわたし	宣告
없는 限	ないかぎり	없으면 《なければ》、없다면 《ないならば》、없을 때에는 《ない時は》
如何에 不拘하 고	いかんにかかわ らず	～이 무엇이든 相關없이 《～が何であっても関わりなく》
燃燒滓	燃燒かす	燃燒재 《燃燒灰》
延繩	はえなわ	주낙 《はえなわ》
煙草種子	たばこ種子	담배씨 《煙草の種》
煉瓦造	れんがづくり	벽돌構造 《煉瓦造り》
延月數	のべつき数	總月數
煙草種子	たばこの種	담배씨 《たばこの種》
鹽	しお/塩	鹽 《塩》
鹽水	しおみず/塩水	鹽水 《塩水》
葉煙草	はたばこ	잎煙草 《葉煙草》

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
曳船	ひきぶね	曳引船
預入	あずけいれ	預金、貯金
外	ほか	外《ほか》
奥地	おく地	奥地
外에는 (～한 外에는)	ほかには (～し たほかには)	～가 아니면 《～でなければ》、～가 아닌 境遇 에는 《～でない場合は》
外函	そとばこ	마갈箱子《外箱》、겉箱子《外箱》、外函
腰帶	こしおび	허리띠《腰ひも》
右端	みぎはし	오른쪽 끝《右側の端》
右側上端	みぎがわ上端	오른 쪽 위《右側の上》
郵便受取函	郵便うけとりば こ	郵便函
願에 依하다	ねがいによる	意思에 따르다《意志による》
溜水탱크	ためみずタンク	溜水탱크《溜め水タンク》
月	つき/月(げつ)	[期間のとき] 箇月 [日付の時] 月
月割計算	つきわり計算	月割計算
乳牛	ちちうし/乳牛	젖소《乳牛》
溜池	ためいけ	溜池、웅덩이《水たまり》
油處理劑	あぶら處理劑	기름處理劑《油處理劑》
油탱크	あぶらタンク	기름탱크《油タンク》, 기름통《油桶》
硫黃	いおう	硫黃《硫黃》
裏面	うらめん	裏面、뒷면(뒤쪽)《裏面》、속《内、底》、안 《内》
이 法 施行 日 前 에, 이 法 施行 前에	この法施行日 まえに、この法 施行まえに	이 法 施行 前에 《この法施行前に》
이 法을 施行한 後 最初로	この法を施行し たあと最初に	이 法 施行 後 最初로 《この法施行後最初に》
耳疾患	みみ疾患	귓病《耳の病氣》
引網	ひきあみ	引網、끌그물《引網》
引抜	ひきぬき	引抜
引水	ひきみず	물을 끌어들이다 《水を引き入れること》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
引受書	ひきうけ書	引受 確認書
引受	ひきうけ	引受
引受證	ひきうけ証	引受證明書, 引受證
引繼	ひきつぎ	引繼
引揚	ひきあげ	引揚
引入	ひきこみ・ひき いれ	引入
引張強度	ひっぱり強度	引張強度
引張力	ひっぱり力	당기는 힘 《引っ張る力》、引張力
引出	ひきだし	引出
引取	ひきとり	引受取得、引受取得하다 《引受けて取得する》、 넘겨받다 《引き継ぐ、譲り受ける》
引下	ひきさげ	引下
日로부터	ひから	날부터 《日から》
日附印	ひづけ印	날짜 圖章 《日付印》
日出時	ひのでどき	日出時、日出할 때 《日出の時》、해가 뜰 때 《日が昇る時》
日出前	ひのでまえ	日出前、해가 뜨기 前 《日が昇る前》
日割計算	ひわり計算	日割計算
賃借	賃がり / 賃借	賃借
立看板	たて看板	立看板
立會	たちあい	參觀、參席、參與、現場出席
立會人	たちあい人	參觀人、參席者、參與者、現場參席者
子	こ	子女
者	もの	1. 사람 《ひと》、2. 者 [人間以外に団体、法人 なども指す時]
仔犬	こいぬ	(12か月未満の) 강아지 《仔犬》
字數	字かず / 字数	글자 數 《文字數》
作付體系	作つけ体系	作付體系、耕作次例 《耕作順序》
前借金	まえがり金	미리 빌려 준 돈 《先に貸してくれた金》, 미리 支給한 돈 《先に支給した金》, 미리 준 돈 《先 にくれた金》

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
殘高	殘だか	殘額
棧橋	棧ばし	구름다리 《陸橋》、선창다리 《棧橋》
在職한 者	在職したもの	在職한 사람 《在職した人》
貯置	ためおき	貯臧、臨時貯臧
底板	そこいた	밑板 《底板》
赤帶	あかおび	붉은色 띠 《赤色の帶》
赤色	あかいろ / 赤色	붉은色 《赤色》
積送地	つみおくり地	積送地
積載高	積載だか	積載높이 《積載の高さ》
赤潮	あかしお	赤潮
積出	つみだし	積出
摘取	つみとり	꺼내 가짐 《取り出して持つ》
積下	つみおろし	(짐) 내리기 《(荷物)運び》
積荷	つみに	(짐) 싣기 《(荷物)積み》、(짐) 쌓기 《(荷物)積み》、쌓아놓은 物品 《積んだ物品》、積荷
積荷目録	つみに目録	貨物目録、짐目録 《荷物の目録》
前	まえ	前
田	た	밭 《畑》
轉貸	転がし / 転貸	다시 빌려 줌 《再度貸してやる、再度貸してくれる》、轉貸
前貸	まえがし	미리 빌림 《あらかじめ貸すこと》
前渡	まえわたし	先支給、미리支給 《あらかじめ支給》
前登記	まえ登記	従前登記
切捨	きりすて	끊어 버림 《切ってしまうこと》、버림 《捨てること》
切上	きりあげ	값 높임 《値上げ》、값 올림 《値上げ》
切葉	きりは	切葉 《切り葉》
切土區間	きりつち區間	切土區間
盛土區間	もりつち區間	盛土區間
切芝	きりしば	切芝、떼 뜨기
切取	きりとり	자름 《切ること》、자르기 《切り》、잘라냄 《切り取り》、잘라가짐 《切って持つ》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
切取線	きりとり線	차르는 선《切る線》
切土	きりつち	땅깎기《土削り》、깎아냄《削り出す》、切土
切下	きりさげ	切下
折花	おりはな	折花
諸手當	諸てあて	모든 手當《すべての手当て》、各種手當
早見表	はやみ表	一覽表
組積	くみつみ / 組積	벽돌쌓기《レンガ積み》
繰替	くりかえ	一時轉用
種鶏	たねどり	種鶏、씨닭《種鶏》
種麴	たねこうじ	누룩 (씨)《こうじ(種)》
種菌	たね菌	씨菌《たね菌》、種菌
種豚	たねぶた	種豚、씨돼지《種豚》
種卵	たねたまご / 種卵	씨알《種卵》、種卵
種馬	たねうま	種馬
種蜂	たねばち	씨벌《種蜂》、種蜂
縦書	たてがき	세로쓰기《縦書き》
種兎	たねうさぎ	씨토끼《種兎》
縦横	たてよこ	縦横
左端	ひだりはし	왼쪽 끝《左の方の端》
左側	ひだりがわ	왼쪽《左の方》
晝間	ひるま	낮《昼》、晝間
肘關節	ひじ関節	팔꿈치《肘》、關節
株金	かぶ金	株式出資金
酒癖	さけぐせ / 酒癖	술머릿《酒癖》
朱書	朱がき	붉은 글자《赤い文字》
酒醉	さかよい	술에 醉하다《酒に酔う》
竹	たけ	竹木、대나무《竹》
中巻葉	なかまきば	속말음잎《中に巻く葉》
地物	地もの	地物
持分	もちぶん	몫《分け前》、持分
支拂	しはらい	支給

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
支拂期	しはらい期	支給時期、支給期間
直播	じかまき	直播、마로 뿌림《直接播くこと》
集金手當	集金てあて	收金手當
借款先	借款さき	借款 供與者
車路	くるまじ	車路
差引残額	さしひき残高	뺀 나머지 돈《省いた残りのお金》、뺀 나머지金額《省いた残りの金額》
借賃	かり賃 / 借賃	賃借料
車賃	くるま賃	車費
借入金	かりいれ金	借入金
此際	この際	이 機會에《この機会に》
借主	かりぬし	借用人
取出	とりだし	꺼냄《取り出すこと》
車幅燈	しゃはば燈 / 車幅燈	車幅燈
車型	車がた	車形態《車の形態》、自動車形態《自動車の形態》
借換	かりかえ	借換
此後	このあと / この後	以後
脊骨	せぼね	등골뼈《背骨》
添木	そえぎ	머뚱木《支え木》
添言	そえごと	덧붙여 말하다《付け加えて話す》
添状	そえ状	添加明細書
貼付	はりつけ	붙이다《貼る、付ける》
請負	うけおい	都給
清水	しみず	맑은 물《澄んだ水》
聴取	ききとり / 聴取	聴取
草地	くさ地	草地、풀밭《草地》、골밭
草地造成	くさ地造成	골밭造成、풀밭造成《草地造成》、草地造成
追拂	おいばらい	追加支給
追越	おいこし	앞지르기《前（への）突っ込み》

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
出口	でぐち	出口, 나가는 곳 《出ていくところ》
出船	でふね	배가 떠나다 《船が出る》, 배가 出發하다 《船が出発する》, 出船하다 《船出する》
出入口	でいりぐち	出入口, 出入門
取去하다	とりさる	가져가다 《持っていく》
炊事場	炊事ば	炊事場
取入	とりいれ/とりこみ	끌어들임 《引き込むこと》
吹入	ふきこみ	録音 *日本の国字「込(こみ)」は「入」で借用される。
取締	とりしまり	團束, 規制
取下	とりさげ	取下
齒車	はぐるま	齒車
稚貝	稚がい	稚貝
枕木	まくらぎ	받침목 《支え木》, 枕木
他、他～	ほか/他	다른 것 《ほかのもの》, 다른～ 《ほかの～》
土堤	どて	흙둑 《土堤》
土取場	つちとりば	取土場, 採土場, 흙 파는 곳 《土を掘るところ》
通船	かよいぶね/通船	通航船, 通船, 江과 바다를 오가는 배 《川と海を行き来する船》
通信日附印	通信ひづけ印	통신날짜圖章 《通信日附印》
特別한 事由가 없는 限	特別な事由がないかぎり	特別한 事由가 없으면 《特別な事由がなければ》, 特別한 事由가 없을 때에는 《特別な事由がない時は》
板	いた	널빤지 《板》
破産者로서 復權되지 아니한 者	破産者として復權しないもの	破産宣告를 받고 復權되지 아니한 者 《破産宣告を受けて復權していない者》
貝殼類	かいがら類	조개껍데기類 《貝殼類》, 조가비類 《貝殼類》
片道	かたみち	片道 《片道》
平文	ひら文	普通文章 《普通の文章》
騙取	だましとり	속여 뺏음, 편취
廢川敷地	廢川しき地	廢河川터 《廢河川地》, 廢河川땅 《廢河川地》

朝鮮語の近代化と日本語語彙

整備対象用語	対応する日本語	醇化用語
布袋	ぬのぶくろ / 布袋	布袋
捕縄	とりなわ	捕縄
何等	なんら	아무런 《いかなる》
荷物	にもつ	荷物
夏勤務服	なつ勤務服	여름 勤務服 《夏の勤務服》
河床	かわどこ / 河床	河川 바닥 《河川の底》, 河床
荷役	にえき	荷役
夏正帽	夏正帽	여름用正帽 《夏用正帽》
荷主	にぬし	荷物主, 貨主
하지 아니하는 限	しないかぎり	~하는 境遇 外에는 《~する場合のほかには》、 ~하는 境遇가 아니면 《~する場合でなければ》、 ~하는 境遇를 除外하고는 《~する場合 を除外しては》
下請	したうけ	下都給
河幅	かわはば	河川幅
割當	わりあて	配定 《割り当て》
割麥	わりむぎ	보리精製 《麦精製》、精製보리 《精製麦》、割麥
割引	わりびき	割引
割増料	わりまし料	割増料
海苔	のり	김 《のり》
海風	うみかぜ / 海風	마닷바람 《海風》、海風
或은	あるいは	또는 《または》
黄色	きいろ / 黄色	노란色 《黄色》
横	よこ	가로 《横》
横木	よこぎ	가로지른 막대 《横たえた棒》
黄色	きいろ / 黄色	노란色 《黄色》
横書	よこがき	가로쓰기 《横書き》
後拂	あとばらい	後支給
黑色	くろいろ / 黒色	검은色 《黒色》
吸入	すいこみ / 吸入	吸入 《吸込み》 *日本の国字「込」は朝鮮語 では「入」で借用される。

上掲の表9に示した383項目のうち、たとえば「見本」のように他の置き換え語が示されることなく、「整備対象用語」が「醇化用語」でもあるものが96項目に見られる。これらの語は整理対象として取り上げられつつも、適当な置き換え語が設定され得ず、醇化が行われない語である。「見本」は日本語「みほん」からの字音語であるので、「整備対象」に取り上げられたが、法令用語としては使い続けるという方針が示されているのである。

また、「納期日」のように、「醇化用語」が複数示され、そのなかに「整備対象用語」そのものも含まれているものが52項目見られる。これらは、文脈に応じて使い分けるように醇化したケースである。つまり、383項目の「整理対象用語」のうち148項目（全体の約39%）は、法令文から完全には廃除されないことになっている。

第7章 『分かり易い法令整備基準』の「醇化対象用語」と「醇化用語」の相関関係

『分かり易い法令整備基準』の「整備用語」に採録されている3,926項目（実質的には約4,000語句）を分析した結果を以下に示すことにする。

分析結果の提示に終わるが、この「整備用語」は法令改訂、法令作成のための語彙規範として韓国法制処が策定したもので、従来他の醇化語彙資料集よりも統制的機能を強く有している点において、注目すべきものである。

(1) 「整備対象用語」と「醇化用語」が完全に一致する語句

ここで取り上げるものは、「整備対象用語」として取り上げられていながらも、「醇化用語」欄には置き換え語が設定されず、「整備対象用語」と同一の語句が記されているだけのものである。つまり、醇化すべき語句であると認定しつつも、少なくとも当座はそのまま使い続けるとされた語句である。この部類の語句については、「整備用語」に採録された約4,000語句のなかで1,067の語句（全体の約27%）の存在が確認された。

この1,067の語句のうち、本章(1-1)で紹介する777の語句は、例えば漢字語「가사」(家事)は、「整備対象用語」として「가사」、「醇化用語」としても「가사」が記されている類のものである。

また、本章(1-2)で示した221の語句は、例えば漢字語「감자」(減資)は、「整備対象用語」として「감자」、「醇化用語」としては「감자(減資)」が記され、朝鮮文字表記の後に括弧で囲んで漢字を併記して用いることにされたものである。

さらに本章(1-3)で示した69の語句のばあい、たとえば漢字語「가액」(價額)は、「整備対象用語」として「가액」、「醇化用語」には「가액、가액(價額)」のように、朝鮮文字表記だけのものと、漢字を併記したものの両者が記されている。これは意味の把握に不安が感じられる場合は漢字を併記して用いることとされたものである。

韓国では、建国直後の1948年10月9日に「ハングル専用に関する法律」が施行されたが、その内容は「大韓民国の公用文書はハングルで書く。但し、当分の間には必要などときには漢字を併用することができる。」となっていた。この漢字併記の容認は、ハングル専用に反対する勢力との折衷案という側面も有していた。この法律は、2005年7月28日に「国語基本法」が制定されるとともに廃止された。現行「国語基本法」第14条「公文書の作成」は、「公共機関などの公文書は、語文規範に合わせてハングルで作成しなければならない。但し、大統領令が定める場合は括弧の中に漢字、もしくは他の外国の文字を書くことができる。」となっており、公文書はハングル専用とし、必要に応じて漢字併記も認めるという点で、建国後から今日までその原則に変化はない。この「国語基本法」の条文に「漢字、もしくは外国の文字(한자 또는 다른 외국문자)」と書かれているように、韓国では漢字は公的には「外国の文字」として扱われている。

『分かり易い法令整備基準』の「整備用語」で策定された「醇化用語」を見ると、漢字を併記して用いるように策定された語句が数多く見られる。未だ漢字表記の助けなしには、ハングル専用下での言語活動が支障なく展

開し得ない現実を如実に示すものである。

『分かり易い法令整備基準』では、漢字語もハングル専用の原則に基づき朝鮮文字で表記されているが、『分かり易い法令整備基準』のなかの「醇化用語」を分析して提示するにあたり、本稿では漢字語はすべて朝鮮文字から漢字に転写して示した。

(1-1) 「整備対象用語」と「醇化用語」が同一の語句（漢字併記なし）(777語)

この部類の語句は、漢字併記を行わず、常に朝鮮文字表記だけで法令文で用いるとされているものである。

〈参考〉

原典での表記例…가설하다 [整備対象用語] : 가설하다 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例…架設하다 [醇化用語を漢字で表記する]

加功한、家事、假設建物、架設하다、可塑劑、加濕器、加重、假執行宣告、假處分、假出所、加害、間隔、看過、干滿、看病、簡易處理、看做、間歇、間歇的、監禁、減棒、減速、感染되다、監察、降雪量、降雨量、強奪하다、強風、開墾、開墾地、改過遷善、改修設備、概要、改造、開催、舉手、巨額、据置期間、建立、乾燥、乾燥하다、建蔽率、檢查結果、檢證、揭示、揭示하다、揭示板、揭揚、格納、隔離、激務、見本、牽引力、肩章、見積、見積書、見學、結末、結束、缺損、輕減、警告、經過、經過措置、經過年數、輕微하다、輕率하다、輕視하다、驚愕、經由、更正하다、輕重、景品、契金、契機、顧客、股關節、古墳、高聲放歌、告示、孤兒、告知壁報、告知義務、苦衷、固形物、曲技飛行、穀類積載、穀物、曲線形、公課、工場渡價格、過當競争、過大하다、課稅、過怠料處分、關聯機關、觀望、鑛夫、掛圖、矯正하다、拘禁하다、拘留、拘引、拘引하다、掘削機、闕位、闕位되다、歸屬되다、歸責事由、金色絲、金品授受、急傾斜、矜持、機器、基盤、羈束、起案、技藝、記載、寄託、奇形、裸墜地、落盤、落水、烙印、納

付、浪費하다、朗誦하다、耐摩耗性、内部、冷却、路面、勞役、路程、老化、老朽施設、農幕、農繁期、農地造成、漏落、漏泄、漏泄되다、漏泄하다、漏出、端末、談合、踏査、～當、待機室、對備、對比、代位、代用하다、埜地、代替、貸出、道具、陶器、同居하다、同級、同順位者、動靜、頭巾、麻袋、滿潮、末日、賣買、埋沒處理、買占賣惜、綿密히、綿羊、面積、免責되다、滅失、滅失하다、模型、目次、木草、未滿、迷兒、未完、密集하다、密閉하다、剝奪하다、發掘、發掘하다、發給、發給하다、防水、防熱裝置、配慮하다、陪席하다、配送、排水溝、排水路、排除하다、排出하다、排出海域、配布、犯則、辨別、變速機、變造、～別、別冊、補闕、保留、保全、保險受益者、復歸、複本、賦課하다、附帶되다、附帶하다、附帶施設、附隨하다、不實、不適合、復興、分離帶、分離線、分離하다、噴霧器、分配하다、噴射、粉食、分掌、紛爭、分割、分割納付하다、不可抗力、不分明하다、不算入、備考、備蓄하다、非行、飼料、思料되다、思料하다、私物函、斜線、事案、使用하다、事由、史蹟、四肢、寺刹、詐稱하다、射倖機具、射倖心、削除하다、産卵、山幕、山羊、散策路、撒布、償却하다、相當階級、上半身、上司、相應하다、相衝하다、相互貸借、色相、索出、生還하다、徐行、善管義務、先納保險料、先納日、船舶、選別、船積港、船主、船着場、盛需期、盛土、稅目、洗滌設備、燒却設備、燒却施設、燒却處理、燒却하다、遡及하다、消滅、消耗、所信、騒音、所持、召集、小幅、小型漁船、速報機、損傷、送達書、送達하다、送還하다、刷新하다、收監、收去、收去人、修交、收納、受領、受賂、樹立하다、收買備蓄、收買하다、睡眠、受信、水壓、樹液、水溶性、隨意契約、受任、受任人、輸入하다、水葬하다、受精、受精卵、受注、受注되다、受注받다、受注하다、水質、水質汚濁、受取、受取人、受託教育、受託하다、隨行、受惠者、守護하다、收穫、熟成、宿食、巡視하다、醇化하다、拾得、習性、乘降場、乘車券、乘車하다、始動하다、示範、是正하다、視察하다、食單、食糧、新年、信賴、新

入、深夜、深奧한、心證、兒童、顔料、斡旋하다、押留、押收、夜間、野山、野遊會、野積하다、養育하다、漁獲、抑制하다、嚴守、濾過하다、餘白、與否、連繫하다、燃燒、燃燒滓、連鎖、年式、沿革、閱覽하다、染料、嬰兒、迎接하다、豫告하다、豫斷하다、隸屬되다、例示、曳引作業、曳引하다、豫定하다、豫測하다、豫見하다、預置、預置金、誤謬、汚染시키다、屋上、屋上看板、擁壁、完了、完備되다、完備하다、完遂하다、往來、外面、外貌、外傷、外裝、料金、要領、要式、用途、用水路、鎔解하다、運送하다、原緞、原來、原木、原狀、越權、月賦、月賦金、違背되다、違約、僞證、危害하다、乳加工、遺棄、誘導하다、乳酸菌、遺失物、幼兒、油壓、猶豫、流入、流入口、流札、誘致하다、遺脫、流布、有害하다、遊休勞動力、遊休地、陸上、育成、隱匿、隱匿財産、隱蔽하다、音聲機能、淫行、凝結、依賴、擬制、依하여、離隔距離、異見、移管、離農、移動하다、二輪自動車、移設、履修、移用、異義、離脫、引繼하다、人工孵化、隣近、湮滅、認識、引揚、引入、隣接하다、認證、認知、引下、一覽表、一連番號、一時留置、逸脫하다、日割計算、任務、立看板、入庫、立面圖、入荷、自服하다、姿勢、自營、自由流入、自筆、作目、雜務、雜書、雜草、長距離、長期間、臟物、障壁、障礙、障礙者、再開、再更正、再☒用、再任、再活用、爭訟、貯溜、貯水施設、貯水槽、適格하다、積立하다、適用範圍、赤潮、前科、傳單、前段、轉入하다、前照燈、全體、點滅、占有하다、接見、接待婦、接受處、定着된、提供하다、制動裝置、製水、製造하다、調達、調味料、調書、造作하다、調整、調劑하다、措置하다、操舵機、照會、種、終了、種馬、種苗、終身、腫瘍、縱橫、坐礁하다、左舷、主導、駐屯、駐留、廚房、周旋하다、注油、注入、周知시키다、周知하다、鑄貨、準用、準、準하다、中間豫納、重課稅、重課稅하다、重症、即刻、證憑書、證憑書類、增殖、地價、指令、指令書、地盤沈下、支拂하다、持續的으로、遲延되다、遲延하다、知的財産權、支持하다、支撐하다、地表、地下部、地形、直結되다、直立

状態、直賣하다、直營、直前、直進、進達、振動、眞意、振作、鎮火、集結地、集會、遮斷、車道、車道歩行、車路、車馬(차마)、借用物、借用하다、借入金、借財、車體、遮蔽能力、着帽、採納、責務、處所、尺度、脊椎、天障、綴하다、添加하다、青果、聽診、聽取、締結하다、滯納稅、滯納하다、體得、逮捕하다、促求하다、囑託、墜落하다、推算、追敘、推移、追認、追跡하다、抽出하다、蓄積하다、築造、縮尺、出産、出水、出漁、出捐、出願、出處、出荷、充當하다、充員、取扱하다、炊事場、脆弱點、趣旨、聚集、就寢時間、取下、恥骨、寢具、沈沒品、沈沒하다、沈水、沈澱物、侵奪、沈下、打設、他人、脫線、脫水、脫衣室、奪取、奪還하다、脫會、探訪、探知하다、搭乘、宅地、土地、通氣、通報、通算하다、通知、洞察、通航、退所하다、堆積、退治하다、退行하다、投棄、透視하다、投影하다、投入、投降命令、特約、特則、破棄하다、罷養、破裂하다、判讀、判示、片道、便乗하다、編制、平易、廢棄하다、閉鎖하다、布袋、褒賞하다、捕繩、哺乳動物、捕捉하다、遁脫하다、捕獲하다、暴騰하다、暴露、暴注、表記하다、漂流物、標識、品行、必要한、河口、下部船艙、荷役、下車、下向하다、割引、割増料、含有量、合算、合議管轄할、抗爭、該當、解讀、解弛、海藻類、害蟲、饗應、顯著하다、顯著한、顯著히、現存하다、血統、嫌惡感、形象物、呼客、呼名、好轉、呼出하다、呼稱、互換、酷寒、混同하다、混合하다、花壇、確約、擴張、還給、還給金、喚起하다、還買하다、還拂하다、換錢、換錢하다、換差損、會計年度、會報、回收하다、回航、橫斷하다、橫領하다、後端、訓戒하다、訓話、毀損하다、携帶、吸入、稀貴、稀貴木、稀釋

(1-2) 「整備対象用語」と「醇化用語」が同一の語句が漢字併記の形で提示されているもの (221語)

この部類の語句は、「整備対象用語」の「감자」に対して、「醇化用語」欄には「감자、감자(減資)」と記されたものである。これは文脈によって

語義が把握し難かったり、同音異義語間で意味の取り違えが生じることを防ぐために、常に括弧内に漢字を併記して法令文で用いるとされた語句である。

〈参考〉

原典での表記例…가제식 [整備対象用語]:가제식 (加除式) [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例…加除式 [醇化用語を漢字で表記する]

加除式、干潮、減耗、監守、減水、減收、銅船、強取、降下、開番、更正、耕土、戒告、戒告、契印、高架、古書畫、高潮、曲直、過誤給、管理換、官用、鑛滓、鑛滓、求償、求償權、構造耐力、貴石、根柱、既遂、旗章、寄港地、耐力、耐力試験、耐油性、耐塵、耐震、耐火性、堊、臺木、代償、代執行、盜伐、濫伐、導水路、篤林家、買受하다、免訴、母船、廟宇、防水口、併科하다、補填、腑船、扶助、賦存、副次的、分娩、不燃性、不然材料、非可燃性、飛沙、飛散、非訟、鼻疽、砂防地、死傷、死傷者、査閲、祠宇、私有、砂質土、常溫、常用、常住、色度、生家、書證、釋明、船橋、先金、船尾、選任、船荷證券、旋回場、世數、洗淨度、訴、消印、損耗、送水、受檢、首魁、水流地、水利、水源、受遣者、手荷物、秀型木、視界、訊問、訊問하다、新造、失火、野生鳥獸、藥事、藥師、略章、誤納、汚水淨化、誤認、外觀圖、備船、用水源、溶劑、溶着、偶力、牛疫、元本、園兒、月割計算、違算、委託證據金、危害、誘導標識板、威力、遊樂、遺留、留保、流水檢知装置、油水分離、有用、流用、留置、硫黃、輪軸、醫療酬價、依用하다、移越하다、利敵、移籍、移轉하다、移替、移築、益蟲、認諾、引拔、認容、引張強度、引致、一團、任免、賃借、臨海、入渠하다、入養、入漁、自助、自助金、蠶絲、蠶室、葬事、裁決、裁定、才質、貯水、低濕地、積送地、敵前、傳聞證據、切葉、切下、折花、接岸하다、定格、正犯、精算、定役、制帽、除鹽、製鹽場、造林、潮汐、鳥獸、造材、調停、操車、存續期間、種羊、浚渫、地物、地質、地表水、

眞正、鎭火用、集乳、集貨、車臺、借入하다、車幅燈、借換、着給、着水、廳印、梢頭木、催告、出財、充用、側壁、惰力、透水性、平墳、廢酸、表土、舢燈、互選、護岸、換價、還所、還收、還取權、燻蒸

(1-3) 「整備対象用語」と「醇化用語」が一致する語句で、朝鮮文字のみの表記と漢字併記された表記が提示されているもの (69語)

この部類の語句は、たとえば「整備対象用語」の「감자」に対して、「醇化用語」欄に「감자, 감자 (減資)」と記されたものである。これは文脈によって語義が把握し難かったり、同音異義語間での混同を避ける必要があったりする場合は、漢字を併記して法令文で用いるように策定された語句である。

〈参考〉

原典での表記例：가장 [整備対象用語]：가장, 가장 (假裝) [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例：假裝 [醇化用語を漢字で表記する]

家禽、可視光線、可視度、價額、可燃性、假裝、間印하다、改名、開鑿、개축、坑口、巨大船、居留、檢屍、檢案、硬度、競落、競合、計器、告知、公設、公示、公示하다、共用、過誤納、官給、官舎、教唆하다、禁置、耐水性、沒取、防熱、防潮堤、報償、浮力、不明、不用額、不用品、費目、非違、死體、山羊乳、算入、相計、常勤、先納、先行하다、閃光燈、疏開、疏明要旨、授權、受給、水深、植生、審理、審問、讓渡、讓受、讓渡하다、讓受、讓受하다、運搬船、耳管、立案、蠶業、定員數、操舵、集荷場、贊助、最多額

(2) 「整備対象用語」と「醇化用語」が一致しつつ、他の置き換え語句も併記されているもの

この部類の語句は、法令文の文脈に沿って「整備対象語彙」をそのまま用いたり、あるいは置き換え語彙を用いたりするものである。

(2-1) 「整備対象用語」と同じ語句が「醇化用語」として漢字併記で示され、他の置き換え語句も提示されているもの (152語)

この部類の語句は、法令文の文脈に沿って、「整備対象用語」と同じ語を括弧内に漢字併記した形で用いたり、他の置き換え語句を用いたりするもの。

〈参考1〉

原典での表記例：감자 [整備対象用語]：감자 (減資)、자본금 감소 《漢字語「資本金減少」》 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例：減資 [醇化用語を漢字で表記する]

〈参考2〉

原典での表記例…계선하다 [整備対象用語]：계선 (繫船) 하다, 배를 매다 《「船を繋ぐ」という意味》 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例…繫船 [醇化用語を漢字で表記する]

加温、假綴、看守、看守者、減衰、減資、蓋頭手術、改測하다、檢量、隔壁、競合、繫船、係屬、計票、高價物、高架의、公簿、公席、空席、教誨、屈伸、掘進、給炭、起算、起債、起債地、卵粉、老木、漏光、當否、貸主、到來、盜伐、道費、盜用하다、胴體、買收하다、霧中信號、併記하다、補填하다、副本、分擔、分合、脾臟、私道、算入하지 아니한다、相隣者、傷病、常時介護、償還하다、相換하다、敍勳하다、先給、先給金、船留場、船首、旋回하다、雪害、燒失、沼澤地、小荷物、受理、受拂、水洗、習癖、承役地、植木、伸度、實費、深度、略取하다、掠取하다、羊乳、養兔、鹽水藏、鹽藏、豫託、外輪、容認하다、原野、原皮、月計、越夏場、僞計、流水、遺贈、遺志、溜池、異同、移植하다、弛緩되다、移入하다、引網、印影、一覽定期出給、立標、自重、字形、再開하다、再製、積荷、前過、轉貸、轉貸하다、專賣하다、專用、轉出하다、切開하다、切損、切芝、切土、呈示、造林者、種鷄、種卵、從物、切損、種蜂、主物、竹木、持耐力、支障物、

直播, 差入하다, 搾乳, 僭稱, 創姓, 採種, 草本類, 畜糞, 築堤, 出船하다, 出財하다, 層高, 致死하다, 致傷하다, 稚魚, 土壓, 通船, 浦田賣買, 被傭者, 夏期, 下面, 荷物, 河床, 旱害, 海床, 互選하다, 湖沼, 貨主, 換積하다, 要役地

(2-2) 「整備対象用語」と同じ語句（朝鮮文字表記だけのものと漢字併記のもの）と、置き換え語句が「醇化用語」として提示されているもの（31語）

この部類の語句は、法令文の文脈に沿って「整備対象用語」と同じ語句を朝鮮文字表記だけで用いたり、漢字を併記して用いたり、あるいは他の置き換え語句を用いたりするもの。

〈参考1〉

原典での表記例…가내 [整備対象用語]: 가내, 가내 (家内), 집안 《「家の中」という意味の語》 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例: 家内 [醇化用語のみ漢字で表記する]

〈参考2〉

原典での表記例…기아 [整備対象用語]: 기아, 기아 (棄兒), 버려진 아이 《「捨てられた子」という意味の語》 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例: 棄兒 [醇化用語のみ漢字で表記する]

家内, 加算하다, 開始, 開議하다, 坑内, 硬化, 高價, 告知, 工法, 棄兒, 耐用年數, 每期, 疎明하다, 所行, 乘船하다, 漁況, 領置金, 領置品, 領置하다, 汚泥流, 流用하다, 裝置, 種菌, 種根, 種豚, 徵收하다, 最短, 最長, 土砂, 土石, 閉塞

(2-3) 「整備対象用語」と同じ語句（朝鮮文字表記のみ）と、他の置き換え語彙が「醇化用語」として提示されているもの（597語）

〈参考1〉

原典での表記例… [整備対象用語] 가용성 《「可溶性」》: [醇化用語] 가

용성 《「可溶性」》、녹는 성질 《「溶ける性質」》

本稿での「醇化用語」の表記例…可溶性 [「整備対象用語」と同一の「醇化用語」のみ漢字で表記する]

〈参考2〉

原典での表記例…감액하다 《「減額する」》 [「整備対象用語」] : 감액하다 《「減額する」》、낮추다 《「下げる・低くする」》 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例…減額하다 《「減額する」》 [「整備対象用語」と同一の「醇化用語」のみ漢字で表記する]

加減、可及的、假拂、假拂金額、可溶性、加重、加하다、各種、間、干潟地、갈음하다、減輕、減輕하다、鑑別、勘案하다、減額하다、堪航能力、監護、講究하다、開始하다、開鑿하다、開催하다、介護、概況、釀出하다、舉動、件當、掲載하다、隔日、結氷、缺乏、缺陷、輕減하다、經過、景觀、警光燈、經了된、傾斜、經由하다、更迭하다、繫留하다、計上、計上하다、枯渴、鼓舞하다、枯死、高原、高低、高低差、高地帶、鼓吹、骨組、工區、控除、控除하다、公衆、過納、過多、過多하다、課稅하다、過剩、課徵하다、科하다、灌溉、官給하다、管掌하다、官邸、狂犬、光度、攪亂、橋拌、交付、交付하다、交替、交替하다、球徑、購讀、購讀、口頭、購買、具備、口述하다、購入、構築하다、球形、區劃하다、國基、局部的、國外、屈曲部、屈曲部、掘鑿、掘取하다、窮迫한、龜鑑、歸還、糾明、均一、近隣、勤續하다、近接하다、給水、給油、寄居、既納、企圖、起立、欺瞞、既成의、寄與하다、起因、期日、記載하다、起點、寄着、寄託하다、氣泡、忌避하다、回避하다、落鳥、落傷、落下物、落下하다、亂掘、難視聽、捺印하다、捏造、納期、納期日、納付하다、納入、內需用、路上、老幼者、露出하다、農路、漏水、多年生、多衆、單獨、短縮、短縮하다、達成하다、糖度、當面、當初、當該、貸付하다、貸與、貸與하다、隊伍、對應하다、貸出하다、塗料、圖謀、賭博、逃走하다、導出하다、

塗布하다、圖畫、督勵하다、突出、突出部、同等以上の學力、冬服、同乗者、同一、同一한、動態、同行、得喪、登載되다、登載하다、燈火、燈火管制、또는、磨滅되다、磨滅하다、磨耗、滿了、滿了日、晚餐、賣却하다、埋立、埋設하다、買受人、買入、埋藏物、埋葬하다、賣出、名義、名稱、名牌、命하다、毛皮、木船、苗木、紊亂、問責하다、物納、米穀、未納、尾燈、未畢、밋、半分、搬出、頒布、返還하다、發賣、發芽하다、拔萃、拔萃하다、放流、放流하다、放牧、防濕、放任하다、幫助하다、放置하다、排水、培養하다、背馳되다、範疇、犯하다、僻地、辨別하다、辨濟하다、鰲甲、別途로、併用하다、竝存、併合處理하다、竝行、保有하다、補綴、補하다、任命하다、腹部、覆土、本家、本權、本案、封鎖、封印、附加、附加하다、附記、副本、敷設하다、浮揚、副應하다、不在、不適格者、附着하다、附하다、附合하다、粉塵、分割하다、不可避하다、不問하고、不服從하다、不時에、不意에、不意의、不參하다、不許하다、肥沃、非住居用、庇護하다、憑藉하다、飼育、事前에、査定、算入하다、散積하다、算定하다、挿入하다、相當數、相當한、相當하는、相當의、喪失되다、署名捺印、署名捺印하다、棲息하다、先給、燒却、小兒、所藏하다、所在地、所持하다、送付、送荷人、送貨人、鎖骨、受繼하다、水難、受領하다、水路、授與하다、樹葉、槽、修學하다、承繼하다、乘用自動車、乗合自動車、示達하다、試料、施賞하다、食料、身命、信憑하다、新品種、實益、心囊、握力、按分計算、壓壞、壓着、養苗、養蜂、讓與、養蠶、羊齒植物、漁具、漁網、與否、餘分、餘罪、年齡、連接되다、鹽、廉價、營造物、預入、豫後、誤記하다、汚泥、汚物、屋內、屋外、溫水、外觀、外函、容器、用務、容積、湧出、偶發하다、右舷、越線、有關機關、遺棄하다、有無、留宿하다、有實樹、遺失하다、猶豫하다、油印物、流入하다、流出하다、飲用、音響、應召、意義、依하여、裏面、異物、移送하다、履修하다、異種、離脫하다、引渡하다、湮滅하다、引受證、引張力、因하여、日沒時、日沒後、日數、一時、一時에、一

體、日出時、日出前、臨하여、立脚하여、入山、立證하다、自費로、自意、自認、自進하여、自宅、酌量減輕、作付體系、殘務、殘有量、潛入하다、長男、將來에、再審、低減、低廉하다、著名、適期、摘發하다、積雪、適時、積載庫、積載地、適正、積出、積荷目錄、轉倒、顛覆、傳授하다、傳承、專業、轉囑、轉囑하다、傳播하다、轉換하다、節減하다、切斷、漸進的으로、粘土、店鋪、接續되다、接地部分、定立、碇泊、碇泊하다、情狀、淨水、精肉、停滯되다、情況、除去、提高하다、提起하다、堤防、提訴、諸元、制止하다、除草劑、早期、調達하다、照度、助力、調練、租稅脫漏、早速한、助長하다、從容하다、措處、存置하다、終結하다、從來의、終了時까지、種子、罪質、晝間、註釋、酒醉、竹、遵守하다、重量、重하다、增殖하다、地力增進、持分、地中、指針、指稱하다、直系尊·卑屬、直送、眞菌、進達하다、執筆、執筆하다、徵候、次期、遮斷하다、次順位者、車種、遮蔽、着工、着色、着用하다、參觀、參酌하다、採光、採取、採炭、策定、處한다、處하다、剔抉하다、徹夜、淸淨하다、滯留하다、滯在하다、招聘、草地、草地造成、囑託하다、最惡、最終日、最初、最下位、推計、追窮하다、追後、畜舍、縮小하다、出口、出給、出入口、出荷하다、出港하다、出現하다、充填하다、聚落、炊事、測定하다、齒牙、治癒、枕木、打電하다、脫穀場、脫臼、脫漏、脫字、脫脂、脫脂綿、搭乘하다、搭載하다、態樣、通報하다、通用、通知하다、退去하다、投棄하다、播種、判明、佩用、偏重되다、編綴、騙取、平易하다、評定、廢止、暴注하다、標榜、罇、風壓、風害、下、夏季、下端、하여금、瑕疵、荷重、割麥、涵養하다、含有하다、合作投資、合冊、航路、恒溫、海圖、海上、解消、海水、海底、海風、享有、向後、現存船、血痕、狹小하다、形狀、豪雨、混入、花粉、擴散、還給하다、還付、還收하다、換乘하다、回覽、回附、後方、休止하다、胸部、稀薄하다

(3) 「整備対象用語」は「醇化用語」では使用されず、漢字併記を伴って醇化語が使用されるもの (25語)

この部類の語句は、醇化語に置き換えて法令文で使用するが、意味の把握を容易にするために漢字併記をおこなうものである。

〈参考1〉

原典での表記例…나동연선 [整備対象用語] : 노출된 동연선 (銅鉛線)

《「露出した銅鉛線」の意》·민구리납줄 《「むきだしの銅鉛線」の意》 [醇化用語]

本稿での「醇化用語」の表記例 : 裸銅鉛線 : 露出된 銅鉛線 《露出した銅鉛線》、민구리납줄 《「むきだしの銅鉛線」 [整備対象用語 : 醇化用語]

公流 : 公共流水、裸銅鉛線 : 露出된 銅鉛線 《露出した銅鉛線》·민구리납줄、內罐 : 內管、耐蝕性 : 耐腐蝕性、網具展開板 : 展開板·그물展開板 《網の展開版》、商況 : 市況·市場狀況、船路 : 옛길·航路、水標 : 水位標識、失券 : 株券 잃음 《株券を失うこと》 : 株券喪失、審訊 : 仔細히 訊問 《詳細に訊問》、揚荷 : 짐 나르기 《荷運び》、曳船 : 曳引船、曳船索 : 曳引밧줄 《曳引ロープ》、曳港하다 : 港口로 曳引하다 《港に曳引する》、汚液 : 구정물 (汚液)、月實收額 : 月實收入額、履行期 : 履行期限、立木竹 : 立木·竹、切·盛土區間 : 切土·盛土區間、潮害 : 潮水被害、鳥害 : 鳥類被害、他刑 : 다른 刑 《他の刑》、土取場 : 取土場·採土場·흙 파는 곳 《土を掘るところ》、夏正帽 : 여름용 正帽 《夏用正帽》、荷主 : 貨物主·貨主、旱·水害 : 旱害·水害、解得 : 理解

『分かり易い法令整備基準』の「醇化対象用語」で最も語句数の多いのは、「醇化対象用語」に対して提示された「醇化用語」には「醇化対象用語」の語が含まれず、置き換え語句だけが提示されている部類の語句である。これは、「假設人」という「醇化対象用語」に対する「醇化用語」は

「架空人物」のみであり、また「強度」という「醇化対象用語」に対する「醇化用語」は「세기」《強さ》のみであるような部類のもの。筆者の調査によれば、1,792の項目（全体の44.5%）がこれに該当する。

外来語は、筆者の調査によれば「醇化対象用語」として189語が取り上げられ、たとえば、가드레일 (guardrail) の「醇化用語」は「보호간판」《漢字語「保護欄干」》、너트 (nut) の「醇化用語」は「너트, 암나사」《雌螺旋》、퀴즈 (quiz) の「醇化用語」は「문답」《漢字語「問答」》というように醇化語彙が示されている。

おわりに

以上、朝鮮語の近代化過程における日本語からの言語干渉が及ぼした影響について、語彙干渉を中心に考察した。韓国社会では一般に日本語からの言語干渉による日本語系借用語形成は、主に植民地時代に生じたことだと認識されてきた。しかし、植民地化以前の開化期である1870年代から、積極的に日本語を下敷きにした朝鮮語の近代化が図られていたのであり、この時期にすでに近代朝鮮語形成の基本的枠組みが出来上がっていた。

韓国社会では、日本語からの言語干渉は朝鮮語の民族的純潔性を汚したという否定的な認識のみが拡散しており、日本語から流入した語彙は、あたかも日本語からの音借語、訓読漢字語からの字音語のみであるかのような議論が横行しているところにその原因がある。その反面、欧米文明を受容する過程で近代日本語において形成された膨大な音読漢字語の流入は、等閑視されてきたのである。実はこれらの近代日本語語彙こそが朝鮮語語彙体系を近代化させるうえで決定的な役割を果たしてきたのである。朝鮮語の近代化は、近代日本語語彙の受容によってのみならず、広く構文、コロケーション、さまざまな慣用表現など広範囲におよぶ側面においても、日本語からの逐語訳、翻訳借用を媒介として進展した。しかし、韓国社会の一角で提起されている「植民地近代化論」が、民族主体性を逸した売族

的論議だと指弾される現状にあつては、朝鮮語の近代化像をトータルに描こうとする試みは、必ずしも容易なことではないのかもしれない。筆者も朝鮮に対する植民地支配が朝鮮を近代化させた善政だった、などという議論に与するところではない。とはいえ、民族感情の桎梏からは逃れ難いとしても、日本語と朝鮮語の言語接触の様相を正面から見据えてこそ、近代朝鮮語形成の全体像を明らかにし得るということは再確認されるべきだろうと考える。

第1章では、日本語の近代化に貢献した福沢諭吉の言説を紹介しながら、幕末・明治初期の近代日本語語彙が朝鮮語に流入した過程を概観した。

第2章では、韓国で刊行された『THE NEW WORLD 韓英大辞典』を取り上げ、これが日本の和英辞典からの剽窃ものであることから生じている問題点を指摘した。近代日本語を丸ごとトレースするかのようにして近代化が進められた朝鮮語であったため、『THE NEW WORLD 韓英大辞典』の編纂過程で、日本の和英辞典の日本語用例が朝鮮語訳されて掲載された朝鮮語用例の構造が、日本語用例と互いに見事なまでに一致する結果を示しているが、こうした辞書の刊行は、日本語からの言語干渉を更に強固に定着させる役割を果たしてきたことを論じた。

第3章では、植民地支配からの解放と同時に、米軍によって支配された南朝鮮地域で朝鮮語が置かれていた状況の一断面を示した。これは続く第4章で論じた日本の法律の依用に関する歴史的背景を説明する役割を果たすものである。

第4章では、解放後の韓国の法令文に対する日本語からの言語干渉について考察した。韓国では、「依用民法」（「旧民法」）、「依用商法」（「旧商法」）という形をとって、解放後十数年間にわたって日本の法令が借用され続けた。この過程で日本の法令文が朝鮮語に翻訳されて用いられたが、法令文の意味理解に齟齬が生じてはいけなことから、日本の法令文の語彙、言い回し、構文が直訳・逐語訳される形で朝鮮語の中に固定化していった。解放後、すべての言語領域が朝鮮語で営まれるモノリンガル社会化する過

程で、日本語からの言語干渉が朝鮮語の中に深く根を下ろしていったといえる。さらに、第2章で論じた朝英辞典編纂とも相通じる側面を有するものとして、日本の「火災瓶の使用に関する法律」が朝鮮語訳されて韓国で立法化された事例を紹介した。また、韓国の法令にみられる語彙の特徴について考察を加え、ほとんど全ての法令用語が日本語を原語としていることを示した。これらの点からも、日本語からの言語干渉は、主に植民地時代の残滓だと限定的にとらえる認識は再考される必要がある。

第5章では韓国法制処が策定した『分かり易い法令整備基準』に基づいて行われてきた、法令用語の醇化作業について論じた。とりわけ、「分かり易い法令整備」の作業原則について、具体例を細かく分析しながら全体像を浮き彫りにするように努めた。

第6章では、『分かり易い法令整備基準』に収録された3,926項目からなる「醇化対象用語」を分析した。特に、訓読漢字語からの借用語句に焦点を当て、法令用語醇化の現住所を明らかにすることを試みた。

第7章では韓国法制処で進められてきた法令用語の醇化作業について、『分かり易い法令整備基準』で示された「醇化用語」を類型別に分析してみた。本稿では分析結果の提示に終わったが、法制処で策定された「醇化用語」には漢字併記を行うとした語句が多数みられることを明らかにし、法令整備における漢字使用廃止の原則が貫徹しがたい状況にあることを素描することができた。また、「醇化対象用語」として取り上げられつつも、これに對置する「醇化用語」が示されていない語句を数量的に明らかにしたが、これは法令文醇化作業の困難性を示すものでもある。

本稿は、開化期以後の朝鮮語に対する日本語からの言語干渉によって、いかにして朝鮮語の近代化が進行したかを通覧し、こうした近代朝鮮語形成史が内包する問題点を指摘するように努めた。

近代における日朝関係に対する歴史認識をめぐって、今日、日韓両国間の溝がますます深まる様相を呈している。この問題を言語の側面から眺めてみる時、朝鮮総督府による植民地言語支配が招来した朝鮮語の変容につ

いて、民族感情を抜きにして単純にこれを言語分析の対象とすることを許さない感情的障壁が、韓国社会に深く根付いている。一方、日本社会に見られる排外主義的・国粹主義的な風潮は、日本による植民地支配は、朝鮮において朝鮮文字の普及に貢献し、朝鮮語教育を推し進め、朝鮮語研究を発展させたなどと主張し、朝鮮民族の言語文化を蹂躪した言語支配の実相に迫ろうとする気配すら見せていない。近代における日本語と朝鮮語の関係をより深く考察することは、両民族間に歴史的葛藤を生み出している要因を明らかにしていくうえでも、意味のあることだといえよう。

〈参考文献〉

- 大韓民国法制処 (2012) 『알기 쉬운 법령 정비기준』(「分かり易い法令整備基準」、第5版、大韓民国法制処、初版は2006年刊行)
- 鄭大均 (2012) 『韓國が「反日」をやめる日は来るのか』、新人物往来社
- 顧江萍 (2011) 『汉语中的日语借语研究』上海辞書出版社
- 허재영 (2010) 『통감시대 어문 교육과 교과서 침탈의 역사』、図書出版경진
- 龜井孝他編 (2007) 『日本語の歴史6』、平凡社 (平凡社ライブラリー)
- 佐藤享 (2007) 『現代に生きる幕松・明治初期漢語辞典』、明治書院
- 정순기他 (2005) 『조선로동당언어정책사』、社会科学出版社
- 『小法典』(2001)、玄岩社
- 朴英燮 (1997¹) 『開化期 國語 語彙資料集 1 (獨立新聞篇)』、図書出版박이정
- 朴英燮 (1997²) 『開化期 國語 語彙資料集 3 (教科書・新聞篇)』、圖書出版박이정
- 朴英燮 (1997³) 『開化期 國語 語彙資料集 4 (雜誌篇)』、圖書出版박이정
- 朴英燮 (1997⁴) 『開化期 國語 語彙資料集 5 (外來語篇)』、圖書出版박이정
- 金光海 (1995) 『조망-국어에 대한 일본어의 간섭』 『새국어생활』 第5卷第2号
- 朴英燮 (1992) 『開化期 國語 語彙資料集』、圖書出版솔터
- 高明凱・劉正埏 (1988) 鳥井克之訳 『現代中国語における外来語研究』、関西大学出版部
- 許雄 (1987) 『이삭을 줍는 마음으로』、샘문화사
- 時事英語社 (1985) 『THE NEW WORLD 韓英大辞典』(再版)
- 朴甲洙 (1984) 『國語의 表現과 醇化論』、志学社
- 三省堂 (1974) 『新和英大辞典』(第4版)
- 리익선編 (1974) 『단어만들기연구』、社会科学院言語学研究所言語研究室執筆、社会科学出版社

이응호 (1974) 『미군정기의 한글 운동사』、大韓公論社
李漢燮 「朝鮮の遣米使節団における通訳の問題について—1883年の遣米使節団の例を中心—to」、http://www.princeton.edu/~colcutt/doc/HanSop_Japanese
福沢諭吉 (1897) 「福澤諭吉全集諸言 全」『福澤諭吉全集 第1巻』、岩波書店